



多面的機能支払交付金

令和7年度 多面的機能支払に係る活動支援研修会



宮城県多面的機能支払推進協議会



はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が分かち合っています。しかし、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このような状況を踏まえ、平成19年度に創設された「農地・水保全管理支払交付金」を前身とし、平成26年度には「多面的機能支払交付金」の事業制度が創設されました。本事業制度により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援が行われ、さらに平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業制度として位置付けられました。

この研修会資料については、「多面的機能支払交付金」を活用して活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報告など一連の流れに沿って具体的な進め方をまとめた「多面的機能支払交付金の活動の手引き」と、国が定める活動指針に位置付けられた各活動について、活動のねらい、活動の内容、配慮事項等参考となる情報をとりまとめた「多面的機能支払交付金【農地維持活動】農地、水路等の基礎的な保全管理」及び「多面的機能支払交付金【資源向上活動（共同）】地域資源の質的向上を図る共同活動の解説」等より抜粋し、編集したものです。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要（平成26年度法律第七十八号）

基本理念（第2条）

1. 農業の有する多面的機能が、国民に多くの恵沢をもたらすものであることを踏まえ、その発揮の促進を図る取組に対し、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならない。
2. 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、その発揮に不可欠であり、かつ、地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、長年にわたって農業者その他の地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資するものであることに鑑み、当該共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならない。

制度の仕組み

各計画に基づき、多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払の3つの支払を組み合わせ、計画的に取組を実施



日本型直接支払の対象となる取組

- ①【多面的機能支払】
農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動
- ②【中山間地域等直接支払】
中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組
- ③【環境保全型農業直接支援】
自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組

事業計画に記載された事業の実施に対する措置

国、都道府県及び市町村による費用の補助（第9条）

日本型直接支払の効果

- ・地域の共同活動等を支援することにより農業の有する多面的機能の発揮を促進。
- ・担い手に集中した水路・農道等の管理を地域で支えることにより農業の構造改革を後押し。

目 次

事業概要及び情報提供等について

1. 多面的機能支払交付金の概要	1
2. 令和7年度からの主な改正点等	3
3. 機械の安全使用	27
4. 対象活動	31

活動に関する事務等について

1. 事業計画の認定	40
2. 活動の実施・記録	56
3. 活動の報告	75
4. 事業計画の変更	89

活動の実施等について

1. 資源向上活動（施設の長寿命化）	92
2. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動	94
3. 地域資源保全管理構想の策定	96

組織の運営等について

1. 組織の運営	103
2. 事業計画の終期を迎える組織の注意事項	110

その他

1. 実施状況アンケート調査結果	111
2. 各種情報提供	112

1. 多面的機能支払交付金の概要

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

(1) 地域資源の基礎的な保全活動 ※以下は活動例



水路の泥上げ



農道の路面維持



施設の点検



年度活動計画の策定

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・外来種の駆除、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 ※以下は活動例

① 施設の軽微な補修



ひび割れの補修



農道の部分補修

② 農村環境保全活動



外来種駆除



生きもの調査

③ 多面的機能の増進を図る活動

(2) 施設の長寿命化のための活動 ※以下は活動例



未舗装農道の舗装



素堀り水路からの更新



令和6年度 多面的機能支払交付金の取り組み状況

宮城県全体で956組織（全国では約2万6千組織）が多面的機能支払交付金事業に取り組み、県内農振農用地の63.7%にあたる約7万4千2百ヘクタールをカバーしています。

項 目	組織数
活動組織数	9 5 6 組織
農地維持支払	9 5 6 組織
資源向上支払 (共同活動)	6 1 5 組織
資源向上支払 (施設の長寿命化)	7 7 組織

高めよう 地域協働の力！

交付金額（県全体）	2 7 億 8 千 6 百万円
農地維持支払交付金	1 8 億 1 千万円
資源向上支払交付金（共同活動）	8 億 3 千 2 百万円
資源向上支払交付金（施設の長寿命化）	1 億 4 千 4 百万円



宮城県の農振農用地面積（116,462ha）に対するカバー率

市町村	取組面積（ha）	組織数
白石市	3 9 2	1 7
角田市	2, 4 2 7	4 3
蔵王町	3 2 0	1 0
七ヶ宿町	1 8 4	5
大河原町	2 1 7	8
村田町	5 8 8	1
柴田町	6 4 5	1 3
川崎町	3 9 1	8
丸森町	1, 3 8 0	3 8
仙台市	3, 2 0 3	5 0
塩竈市	2 2	1
名取市	1, 6 9 0	2 0
多賀城市	2 7 1	7
岩沼市	1, 2 2 7	1 9
富谷市	2 9 5	6
亘理町	2, 9 2 8	3
山元町	6 9 3	9
松島町	6 5 4	6
七ヶ浜町	1 2 0	1
大和町	1, 8 2 1	3 5
大郷町	1, 3 7 1	1 6
大衡村	9 4 6	1 1
大崎市	9, 9 4 4	1 4 8
色麻町	2, 1 7 1	2 3
加美町	3, 6 8 5	4 1
涌谷町	1, 8 0 3	1 7
美里町	4, 3 4 9	2 2
栗原市	8, 3 4 3	1 2 9
登米市	1 1, 7 2 2	1 3 8
石巻市	7, 6 3 7	1 8
東松島市	2, 1 3 0	2 8
気仙沼市	4 8 3	5 6
南三陸町	1 5 2	1 6
計	7 4, 2 0 4	9 5 6
	6 3. 7%	

※ 各市町村の「取組面積」については ha 以下を四捨五入して表示

※ 市町跨りがり7組織あるため、合計で7減している（大崎市と美里町3、東松島市と美里町2、栗原市と登米市1、大崎市と栗原市1）

2. 令和7年度からの主な改正点等

(1) 加算措置が拡充されます

① 加算措置 組織の体制強化への支援

広域活動組織の設立と活動支援班※1の設置を併せて実施した広域活動組織に対し、**40万円/組織**を加算

【活動支援班の定義・要件】

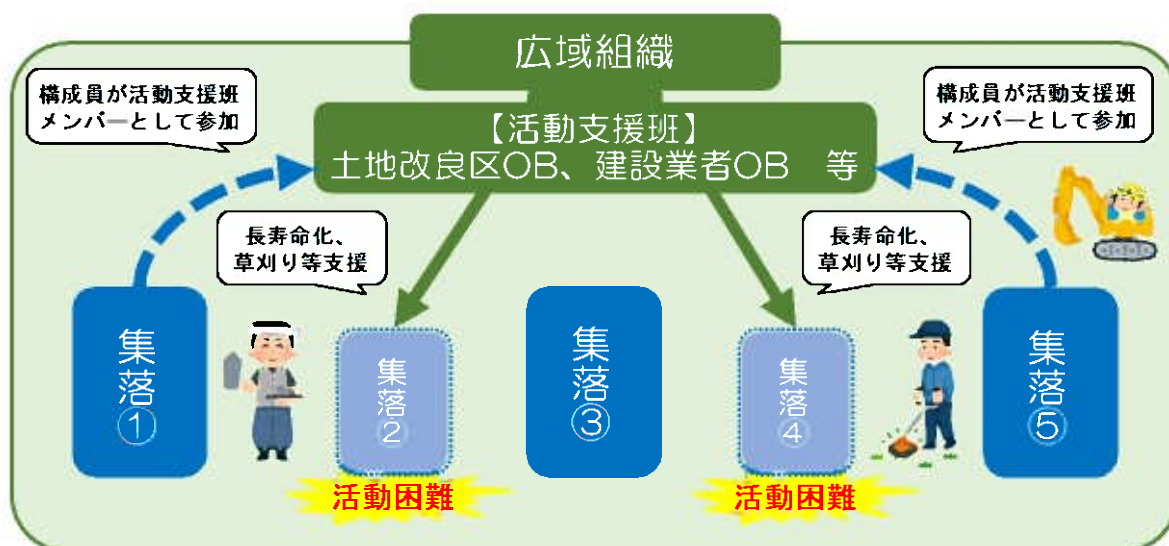
- ・複数の集落 ※1 で構成される広域活動組織 ※2 において、活動組織内の集落をまたいで共同活動 ※3 を支援することを目的として設置される作業チーム。
- ・活動支援班のメンバーは、活動組織の構成員であり、複数人で構成されていること。

※1 農林業センサスにおける農業集落をいう。（多面的機能支払交付金実施要領第1の4の(7)参照）

※2 活動支援班加算の制度の目的は、「活動支援班の設置」だけでなく、「広域活動組織の設立」を促進することであり、既に広域活動組織となっている組織が面積を拡大する場合や令和6年度までに広域活動組織を設立し広域化加算を受け取っていない場合は、支援の対象外。（増進項目は対象となる。）

※3 水路の草刈りや泥上げ等の基礎的な保全活動、長寿命化の取組だけでなく、農村環境保全活動等も対象。

【活動支援班による支援体制のイメージ】



計画書への記載

(3) 組織の体制強化に対する支援

区分	交付年度	交付額
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	令和 9 年度	400,000 円/広域活動組織

広域活動組織の設立及び活動支援班の設置を行う年度を記入してください。
交付は記入した年度の1年限りです。

【活動支援班の加算要件】 ※ fを除く、いずれの場合でも増進項目は増やすことが可能

加算対象例

R6	R7 ※
a. 活動組織のない地域で新たに広域組織を設立する場合 	
b. 既に活動支援班のある活動組織が広域活動組織となる場合 	
c. 活動組織が合併もしくはエリアを拡大し広域活動組織となる場合 	

加算対象外例

R6	R7 ※
d. すでに広域活動組織である場合 	
e. すでに広域活動組織があり、エリアを拡大する場合 	 ※ 広域活動組織 a が広域活動組織 b の認定農用地面積の20%以下であれば支援を受けることが可能
f. 活動組織に活動支援班を設置する場合 	

② 加算措置 環境負荷低減の取組への支援

化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行う、以下の対象取組について、実施面積に対し、交付を行います。なお、同一は場で複数の取組を実施した場合においても、受けられる加算は1つの取組分のみです。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

項 目			交付単価
環境負荷低減の 取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を 原則5割以上低減する取組 と併せて環境負荷軽減に取り 組む面積が増加する場合	長期中干し	800
		冬期湛水	4,000
		夏期湛水	8,000
		中干し延期	3,000
		江の設置等	作溝実施 4,000
			作溝未実施 3,000

※ R7年度から5年間以上実施した地区は、単価に0.75を乗じた額になります。

【加算措置の要件】

- ・対象取組について、7ページに示す要件を満たすこと（毎年度実施）
- ・化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行うこと（毎年度実施）。
- ・取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回ること。

【加算対象面積の考え方】

- ・本加算の実施面積（畦畔及び法面面積を含めない）を加算対象面積（a単位）とします。

化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組

+





長期中干し
冬期湛水
江の設置等

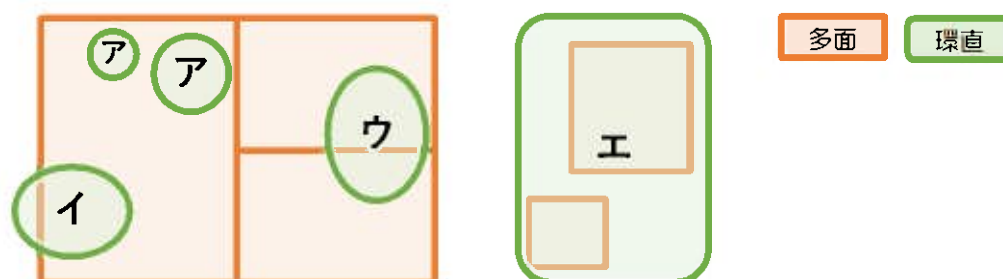


地球温暖化防止や
生物多様性保全に貢献

【みどり加算の実施主体】

- ・みどり加算は、資源向上（共同）の取組であるため、実施主体は、**農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織又は広域活動組織。**
- ・**令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金を実施していた実施主体（農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者）であって、R7年度に多面の活動組織の要件を満たさない者**については、5年間（R7年度～R11年度）は経過措置が設けられる。
ただし、「みどり加算」のみの実施。（農地維持や増進活動を含む資源向上（共同）は実施できない。）

【活動組織と農業者団体の対象農地の位置関係のイメージ図（例）】



	① 既存の活動組織として申請	② 農業者団体等として申請
ア	活動組織が申請	R7年度からR11年度に限り、農業者団体等が申請
イ	活動組織の対象農用地を拡大して申請	
ウ	それぞれの活動組織が該当する対象農地を含めて申請	
エ	それぞれの活動組織が対象農用地を拡大して申請	

注意

・既存の活動組織として申請する場合、みどり加算だけでなく、農地維持支払、資源向上支払（共同）にも取り組む必要があります。

・農業者団体等として申請する場合、みどり加算の実施農地が他の活動組織の多面的機能支払交付金の対象農用地にも含まれる場合は、当該農地について、活動組織側のみどり加算を実施することはできません。

また、資源向上支払（共同）の「増進活動（多面的機能の発揮の増進を図る活動）」において「対象取組」を実施する場合、当該農地以外の農用地で実施する必要があります。

・多面的機能支払交付金では、**原則5年間の活動計画に基づいて5年間継続して活動を実施する必要があります。実施要件を満たさない場合は、交付を受けた交付金を認定年度に遡って返還（遡及返還）することを求める仕組みとなっております。「みどり加算」も同様です。**ただし、返還の免責事項が規定されており、自然災害その他やむを得ない理由による場合は返還は免除されることとなっています。



環境負荷低減の取組の取組要件（増進活動※1、みどり加算共通）

※1 多面的機能の増進を図る活動の
i: 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

<取組要件>

以下の取組から1つ以上を選択して実施します。ただし、「多面的機能の増進を図る活動」として実施する場合、5割低減の取組と組み合わせての実施及び長期中干しにおける溝切りの実施の要件は適用しないものとする。

○長期中干し

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 稲の生育中期に10a当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。

○冬期湛水

- ① 栽培する主作物が水稻であること。ただし、R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金において、水稻以外を対象として取組実績がある場合はこの限りではない。
- ② 2ヶ月間以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
- ③ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載がされているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水が位置付けられていること。

○夏期湛水

- ① 栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であること。
- ② 転作田又は湛水可能なほ場であること。
- ③ 6月下旬～9月上旬の期間内に2ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。
- ④ 湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。
- ⑤ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載がされているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として夏期湛水が位置付けられていること。

○中干し延期

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 中干し開始時期を慣行時期より1ヶ月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つこと。
- ③ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理及び畦の点検・補修を実施すること。

○江の設置等

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は、取組面積（a（※1a未満切り捨て））＝設置した長さ（m）として取組面積を調整すること。江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm」とする。
- ③ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8月中旬までとする。
- ④ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。
- ⑤ 魚類等の希少種が水田内で保護されるよう、適切に管理すること。

※魚類保護をする場合は、以下の①・⑤の要件を全て満たせばよいものとする。

※R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組によって魚類保護の取組を行っていた都道府県においては、江の設置等（作溝未実施）として当該取組を実施することを可能とします。

参考：5割低減の取組（みどり加算）

【5割低減の取組とは】

主作物について、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減※1する取組です。

※1 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定がされている場合はその低減割合となります。詳細については都道府県、市町村にお問い合わせください。

【算定の仕方】

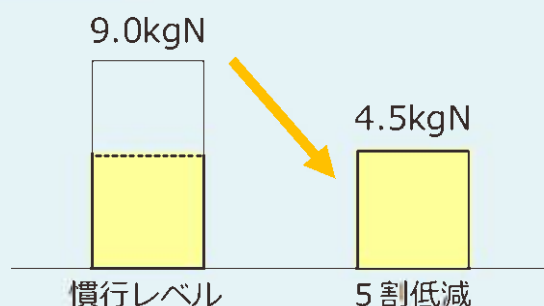
低減割合の比較に用いる慣行レベル※2は、個々の農業者の現行の施用量ではなく、都道府県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。

化学肥料は窒素分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

※2 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定したものです。詳細については、都道府県・市町村にお問い合わせください。

～ 化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方 ～

化学肥料



計算の仕方

NK化成
 $30 \text{ kg}/10\text{a} \times 15\% = 4.5 \text{ kgN} / 10\text{a}$
↑
窒素成分の割合

化学合成農薬



計算の仕方

殺虫剤（2成分）	1回×2成分＝2
殺菌剤（1成分）	1回×1成分＝1
殺菌剤（2成分）	1回×2成分＝2
除草剤（1成分）	3回×1成分＝3

成分使用回数合計 **8回**

5割以下になるよう取り組んでください

(2) 増進加算の対象活動が追加されます

多面的機能の更なる増進への支援項目の追加

加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班による活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目が追加。

a : 遊休農地の有効活動	b : 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
c : 地域住民による直営施工	d : 防災・減災力の強化
e : 農村環境保全活動の幅広い展開	f : やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
g : 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	i : 広域活動組織における活動支援班による活動の実施【R7追加】
h : 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化【R7追加】	
j : a～iのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k : 広報活動・農村関係人口の拡大	

(3) 資源向上支払(長寿命化)の交付単価が見直されます

資源向上支払(長寿命化)の基本単価を適用する要件の変更

限られた予算の中でより多くの長寿命化対策を進めるため、活動組織の規模に関わらず、直営施工を実施する場合において、資源向上支払(長寿命化)の基本単価を適用することとなります。(活動組織の規模に関わらず、直営施工を実施しない場合は、資源向上支払(長寿命化)の基本単価に5/6を乗じます。※)

※ 令和6年度に資源向上支払活動(長寿命化)を行っている場合、同年度を含む活動期間中は、交付単価に係る経過措置が適用されます。

直営施工の取組事例については、パンフレットをご覧ください→



(4) 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

『みどりチェック』が事業要件になります

- 令和7年度から、全ての活動組織が環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートに取り組み必要があります。
- チェックシート（様式第1-11号）は、事業計画の認定申請時に「申請時（します）」の欄にチェックを入れ、事業計画書と併せて市町村長に提出する必要があります。

令和7年度が活動計画期間の途中である場合は、チェックシートのみをできるだけ速やかに提出（変更の届出）する必要があります。

みどりチェックの詳細は、活動組織向けの解説書を参照してください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

多面 クロスコンプライアンス



(様式第1-11号)

申請時(します)の欄にチェック
します。

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック） チェックシート

提出先：〇〇市町村長

(1) 適正な施肥		該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
① 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の適正な使用	☐	☐	☐	☐
② 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の使用量の記録・保存に努める	☐	☐	☐	☐

(2) 適正な除草や害虫駆除等		該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
③ 除草を行う場合やみどり加防の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	☐	☐	☐	☐
④ 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	☐	☐	☐	☐

(3) エネルギーの削減		該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑤ 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐	☐	☐	☐
⑥ 節電や省水活動し、節電・節水の取組を、活動計画に明記し、報告に努める	☐	☐	☐	☐

(4) 農薬及び害虫の発生防止		該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑦ 全ての活動組織及び広域活動組織（特定事業実施者を除く） 除草や害虫の発生防止等を行う場合は、防除や防除薬剤等の適正な使用・保管に努めることとを、活動計画に明記し、報告に努める	☐	☐	☐	☐

(5) 農産物の発生抑制、適正な栽培的な利用及び適正な処分		該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑧ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 ブドウ等果樹の剪定に努め、適正に処理	☐	☐	☐	☐

(6) 生物多様性への悪影響の防止		該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑨ 多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 除草や害虫の発生状況を確認し、除草や害虫駆除等の農薬及び薬剤の使用の制限に努める	☐	☐	☐	☐
⑩ 生産者への被害が懸念される工事等を実施する場合 生産者に配慮した事業実施に努める	☐	☐	☐	☐

(7) 環境関係法令の遵守等		該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑪ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☐	☐	☐	☐
⑫ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守	☐	☐	☐	☐
⑬ 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐	☐	☐	☐
⑭ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい処理に努め、適正に処理に努める	☐	☐	☐	☐

農林水産省農村振興局整備部多面的機能支払推進室
大臣官房みどりの食料システム戦略グループ。

この資料では、この「チェックシート」の取組の詳細な内容について解説しています。

農林水産省の各種補助事業等において
持続可能な食料システムの構築に向けた
環境にやさしい農林漁業のために
必要な最低限の取組を要件化するものです。



活動組織等	市町村（多面担当）	国（環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）担当）	
R7年度	① 次ページからの「チェックシートの判断基準等」を基に、組織で1枚の「チェックシート」の「申請時」欄にチェックを入れる。 ② 総会等において本解説書及び「チェックシート」を構成員に周知し、「チェックシート」のチェック箇所について合意形成を図る。 ③ 「チェックシート」を市町村に提出する。（R7年度が事業計画の初年度の場合）事業計画書の認定申請と一緒に提出（R7年度が事業計画の2年目以降の場合）「チェックシート」のみを提出 ④ 「チェックシート」の取組を実施する。	⇒必要な箇所にチェックされていることを確認する。	
R8年度～活動期間終了前年度	① 「チェックシート」の取組を実施する。 ※「チェックシート」に変更が生じた場合、変更内容について合意形成を図った上で、変更した「チェックシート」を市町村に提出（変更の届出）する。 ① 「チェックシート」の取組を実施する。 ② 次ページからの「チェックシートの判断基準等」を基に、「チェックシート」の「報告時」欄にチェックを入れる。 ③ 「チェックシートの判断基準等」と「チェックシート」を実施状況報告書等とともに総会資料に含めて、「チェックシート」のチェック箇所について合意形成を図る。 ④ 「チェックシート」を実施状況報告書とともに市町村に提出する。	○ 毎年度の実施状況の確認等の際、チェックシートが実施されていることを簡易な聞き取り等で確認する。 ■ 必要な箇所にチェックされていることを確認する。	
活動期間終了年度	（該当する場合）抽出検査を受検する。	⇒必要な箇所にチェックされていることを確認する。（不備があった場合は、その内容を確認の上、必要に応じて国の環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）担当に報告する。）	⇒市町村の報告を受け、改善指導を実施。 抽出検査を実施。

チェックシート（1）の判断基準等（1）

- ・多面的機能支払交付金の活動の実施に当たり、該当する各項目に取り組んでください。
- ・＜判断基準となる取組内容＞を一つ以上実施してください。

チェックシートの項目	＜判断基準となる取組内容＞	対象の活動組織等
（1）適切な施肥 取組のポイント ☞ 米農家の流出や鳥糞・堆肥の排出の削減、施肥のコスト削減にもつながります。	☐①肥料の適正な保管 ✓ 肥料を直射日光や雨の当たらない場所に保管する。 ✓ 保管場所を定期的に清掃する。 ✓ 肥料の土壌（地下水）や河川への浸透・流出を防ぐため、肥料を土の上などに直置きしない。 ✓ 肥料袋に破損がないか確認する。 ☐②肥料の使用状況等の記録・保存に努める ✓ 肥料の使用状況等を記録し、保存する。 ✓ 記録の担当者・責任者を決める。 ✓ 「（努める）の場合」活動組織等の役員及びみどり加算実施者の間で、肥料の使用状況等について口頭等により共有する。	みどり加算（※）の取組を実施する活動組織等
（2）適正な除草や害虫駆除等 取組のポイント ☞ 除草の必要性や方法をよく考え、農薬を使用する場合は、ラベルの表示に従って正しく使いまわす。	☐③農薬の適正な使用・保管 ✓ ラベルに記載されている適用作物、使用方法、使用上の注意事項等を確認する。 ✓ ラベル表示に基づき、安全に作業を行うための服装（防除衣）や保護具を着用する。 ✓ 器具内部に農薬が残らないよう防除器具を十分に洗浄する。 ✓ 鍵のかかる保管庫に農薬を保管する等、適切に管理を行う。 ☐④農薬の使用状況等の記録・保存 ✓ 農薬の使用状況を記録し、保存する。 ✓ 記録の担当者・責任者を決める。	多面的機能支払交付金の活動で農薬を使用した除草や害虫駆除等を実施する活動組織等 又は みどり加算（※）の取組を実施する活動組織等

（※）みどり加算 加算措置（環境負荷低減の取組への支援）（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行う長期中耕、冬期灌水、夏期灌水、中耕・延耕、江の設置等）

4

チェックシート（2）の判断基準等（2）

チェックシートの項目	＜判断基準となる取組内容＞	対象の活動組織等
（3）エネルギーの節減 取組のポイント ☞ 温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストの低減につながります。	☐⑤作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める ✓ 作業機械等で使用している燃料（電力を含む）の使用状況について記録し、保存する。 ✓ 「（努める）の場合」活動組織等（役員間でも可）において作業機械等で使用している燃料の使用状況について口頭等により共有する。 【対象の作業機械等】 トラクター、チェーンソー、ポンプ等の財産管理台帳に掲載している作業機械	作業機械等を所有する活動組織等 ※個人が所有する機械を持ち寄って活動を行う場合や、リースの機械は対象外とします。
（4）悪臭及び害虫の発生防止 取組のポイント ☞ 臭いや害虫の発生源を適切に管理することで、周辺住民や農業者等への影響を軽減、良好な関係構築につながります。	☐⑥省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める ✓ アイドリングストップ等省エネを意識して作業機械等を使用するよう活動組織等の構成員に周知する。 ✓ 燃料効率を維持するため、作業機械等を定期的にメンテナンスする。 ✓ 「（努める）の場合」活動組織等（役員間でも可）において作業機械等のメンテナンスの方針について話し合う。 ☐⑦除草や水路の泥上げ等を行う場合に、草や土砂等を適切に処理することと悪臭・害虫の発生防止・低減に努める 【草刈り】 ・水路に草が落ちる場合、フォーク等を水路に刺し、下流に流れないように取り除く。 ・刈草は集積場所を決めて置いたり、敷きワラや堆肥にする等適正に処理する。 ・刈草をする場合は、刈草が水田や水路に落ちないように配慮するとともに、農作業や通行の障害とならないようにする。 ・こみ等がある場合は、各自治体の取り決めに従って処分する。 【泥上げ】 ・泥上げした土砂は、水路の補修や畦畔の嵩上げに利用するか、農産物に交雑を与えないことに加え、地域住民の迷惑にならないように、適切に処理する。 ・住宅地周辺では、風塵発生の原因となるので、そのまま放置せず、あらかじめ決めた集積場所に集積する等、適切に処理する。 ・こみ等がある場合は、各自治体のルールに従って処分する。	全ての活動組織、広域活動組織 ※（農協向上委員会）（農協）（農協）（農協）の交付を受ける組織についても、農地維持費と同等の活動を実施している必要があるため、該当します。 ※みどり加算の取組のみを実施する一定の条件を満たす農業者団体等は対象外とします。

※農林水産省多面的機能支払交付金に「活動の解説」
https://www.maff.go.jp/lnousin/kann/taman_sihajai.htmlより閲覧。

5

チェックシートの判断基準等（3）

チェックシートの項目	判断基準となる取組内容	対象の活動組織等
（5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		
取組のポイント ☒ 廃プラスチック等の廃棄物の発生抑制、再生利用により、温室効果ガスの排出の削減につながる。	全ての活動組織等	
☒ ⑧プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	✓ 発生した廃棄物は、各自自治体のルール（使用済みプラスチック類のリサイクル率を高めるための分類と異物除去、ダンボール等古紙の再生利用、金属廃棄物の回収業の利用等を含む）に従って処分する。	
（6）生物多様性への悪影響の防止		
取組のポイント ☒ どのような方法においても毎を後述することが、草地及び同じ山環境の生物への悪影響の防止につながる。		
☒ ⑨雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	✓ 発生予測情報（雑草の発生状況の観察等により、防除の要否及びタイミングを判断する） ✓ 除草や泥上げ、植栽、対象の工事等を行う際、用排水路等が生物や植物の生息・生育環境として重要な役割を担っていることを踏まえ、例えば以下などの配慮に努める。 【生態系への配慮】 ・泥上げした土砂の中にトビウワ等の生物がいる場合は水路に戻す。 ・泥上げした土砂の中等に外来種がいた場合は駆除に努める。 【駆除の対象種】 ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物（同法に基つき、保管、運搬等が禁止されていることに注意する）。 ・「生態系被害防止外来種リスト」（環境省、農林水産省公表）掲載種等 ・植栽する場合、その品種は、地域の生態系との調和に配慮し、生態系保全の観点から、植栽に適当な在来種がある場合には、優先的に使用することを検討する。 ・以下の対象の工事実施前には、生物多様性配慮の必要性について話し合い（総会で話し合う、役員間で話し合う構成員に周知する等）を実施し、状況に応じて土地改良区、市町村等に相談する。 【対象の工事】 ・桑畑の水路からコンクリート水路への更新 ・希少種が生息する地域と隣接する施設の更新等	
※ 農林水産省多面的機能支払ウェブサイトに掲載の「活動の解説」（ https://www.maff.go.jp/j/ousoin/kanni/amen_siharai.html ）より抜粋等。		

チェックシートの判断基準等（4）

チェックシートの項目	判断基準となる取組内容	対象の活動組織等
（7）環境関係法令の遵守等		
取組のポイント ☒ 「みどりの食料システム戦略」に基づく「みどりの取組」の取組や、共同活動に同意の期間間並み命令を希望し、より。作業手帳や危険箇所の確認を心がけることにより安全な作業環境の確保につながる。	全ての活動組織等	
☒ ⑩「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	✓ 本解説書（該当：4～7ページ、12ページ）を用い、年度初めに、「みどりの食料システム戦略」に基づく「みどりのチェック」及び「チェックシート」の判断基準となる取組内容を確認し、活動の実施に当たり、該当する項目を実施する。	
☒ ⑪関係法令の遵守	✓ 本解説書（該当：13、14ページ）を用い、年度初めに、多面的機能支払交付金の活動に関連する環境関係法令を総会等（ヒア等の周知を含む）で確認し、活動の実施に当たり、法令を遵守する。	全ての活動組織等
☒ ⑫作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	✓ 作業機械の日常点検・定期点検、整備を実施する。 ✓ 「（努める）」の場合）活動組織等（役員間でも可）において点検・整備の方針について話し合う。 ✓ 機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、作業機械の適切な管理に努める。	作業機械等を所有する活動組織等 ※ 個人が所有する機械を持ち寄って活動を行う場合や、リースの機械は対象外とします。
☒ ⑬正しい知識に基づき作業安全に努める	✓ 「多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり」を用い、事前に安全確認を行うとともに、安全に配慮して活動を実施する。 ✓ 万が一、事故が発生した場合は、被災者及び他の活動参加者の安全を確保し、必要に応じて医療機関を受診等するとともに、速やかに市町村に報告する。 ※ 農林水産省多面的機能支払ウェブサイトに掲載の「共同活動の安全のしおり」（https://www.maff.go.jp/j/inousin/kanni/tamen_siharai.html）	全ての活動組織等

チェックシート実施手順（例）（１）

I 役員間でチェックシートの内容を確認しましょう。

- ・ 多面的機能支払交付金の5年間の活動計画に照らし、本解説書2ページの「チェックシート」のうち、該当する項目は「申請時」(します)欄を、該当しない項目は「該当しない」に $\checkmark$ チェックを入れます。

- ・「Ⅰ」で「申請時（します）」欄にチェックを入れた項目のそれぞれについて、どのようなことに取り組みそうか、具体的な実施方針を話し合います。

- 「チェックシート」の内容は、多面的機能支交付金の活動を行う際に、意識して取り組むことで、新たな環境への負荷が生じないようにするものです。継続性を考慮し、過度な負担とならないように留意します。

（チェックシート①、②、③、④）について
・みどり加算の実施する者に「チェックシート」及び本解説書 4 ページの判断基準の内容を周知し、実施方針を聞き取ります。
・毎年度、実施者への聞き取り等によって実施状況を把握します。

・以下の資料等を参考に、総会、活動のお知らせ、活動実施前等の機会に、活動参加者に周知します。

[illegible]

- ・役員間で実施方針を検討します。

() みどり加算 加算措置 環境負荷低減の取組への支援 (化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行う長期中干し、冬期灌水、夏期灌水、中干し延期、江の設置等)

チェックシート実施手順 (2)

- ・総会等において、本解説書、「チェックシート」、「Ⅱ」で検討した実施方針を構成員に周知し、「チェックシート」のチェック箇所について合意形成を図ります。

「円滑な組織運営のためのポイント」(右(表紙))を参考に、合意形成を行いましよう。

「Ⅲ」で合意が図られた実施方針に即し、活動期間5年間を通して、毎年度実施します。活動期間終了後の抽出検査対象となった場合、具体的な取組内容の説明を求められます。その際、取組内容に関する実施状況写真等の証拠書類は求めませんが、口頭で活動期間中の取組内容を説明する必要があるため、スムーズに説明できるよう、活動記録にメモする等備忘録を残しておくようにしよう。

市町村による毎年度の多面的機能支払交付金の実施状況の確認の際に、「チェックシート」の実施状況についても簡易な聞き取り等による確認があるため、実施方針や実施状況を簡単に説明します。(市町村による確認は、実施の有無を口頭で確認する程度を想定しています。)

活動終了年度にチェックシートを市町村に提出しよう。

- 「チェックシート」の「報告時（しました）」欄に✓チェックを入れます。
基本的には、各項目について、具体的にどのようなことに取り組んだのかを
説明できれば✓チェックを入れられるものと考えて下さい。
- 多面的機能型支払交付金の実施状況報告書等とともに総会資料に
含めて、「チェックシート」の「チェック箇所」について合意形成を図った上で、
「チェックシート」を実施状況報告書とともに市町村に提出します。

(該当する場合) 抽出検査を受検しよう。

- 検査対象となった場合、国の環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）担当部局による抽出検査を受検します。
- 抽出検査は、「チェックシート」の報告内容について、具体的な取組内容を聞き取る等により実施される予定です。（詳細は令和7年度中に調整とれます。）
- 取組内容に応じ、肥料、農薬、電気・燃料の使用記録等を付けている場合は閲覧を求められる場合がありますが、これ以外の取組内容に関する実施状況写真等の証拠書類は求められません。
- 受検の際は、活動期間中の取組内容をスムーズに説明できるように準備しておきましょう。

✓ 草刈りや泥上げ等の作業時は、**悪臭・害虫の発生を防ぐため、以下に留意しましょう**

草刈り (例)

- ・刈草は○○ (集積場所) に集める。
- ・刈草をその場に存置する場合は、刈草が水田や水路に落ちないように配慮するとともに、農作業や通行の障害とならないようにする。
- ・水路に草が落ちる場合、フォーク等を水路に刺し、下流に流れないようにして取り除く。
- ・ごみ等は、分別して処分する。

泥上げ (例)

- ・住宅地周辺では、風塵発生の原因となるので、そのまま放置せず、○○ (集積場所) に集める。
- ・泥上げた土砂は、農産物の生産の支障や地域住民の迷惑にならないように、水路の補修や畦畔の嵩上げに利用する。
- ・ごみ等は、分別して処分する。

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス (みどりチェック) のチェックシート
「(4) 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、草や土砂等を適切に処理すること」

悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

✓ ゴミは分別しましょう



多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス (みどりチェック) のチェックシート
「(5) ⑥等廃棄物の削減に努め、適正に処理」

✓ **省エネを意識して 作業機械等を 使用しましょう**

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス (みどりチェック) のチェックシート
「(3) ⑥省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める」

肥料、農薬の使用状況等の記録 (例)

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス (みどりチェック) のチェックシート
「(1) ②肥料の使用状況等の記録・保存に努める」, 「(2) ④農薬の使用状況等の記録・保存」

◆みどり加算 (※) 実施者

- 生産記録 (右 (参考様式)) 等を記録
(化学肥料及び化学合成農薬以外の肥料及び農薬については別途記録等)
- ◆多面的機能支払交付金の活動で農薬を使用した除草や害虫駆除等を実施する活動組織等
使用日、使用場所、農薬の種類又は名称、単位面積当たりの使用量又は希釈倍率等を記録
(下 (参考例))

使用日	使用場所	農薬名	希釈倍率	備考

(※) みどりの加算…加算措置は「環境負荷低減の取組への支援」(化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組)と組み合わせて行う長期中干し、冬耕排水、夏耕排水、中干し延期、江の設置等

作業機械等の燃料の使用状況等の記録 (例)

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス (みどりチェック) のチェックシート
「(3) ⑤作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める」

作業機械等の稼働時間の記録

- ・活動記録 (様式第1-6号) の備考欄に作業機械の使用台数を記入
- ・作業日誌やノート等に作業機械の稼働時間をメモ

燃料・電気代 (量) の伝票の保存

燃料代 (量)、電気代 (量) について、
「(作業機械使用分を含む) 多面的機能支払交付金の活動の目的で購入した燃料の伝票」を保存



作業機械名	稼働時間 (h)	備考

「みどりの食料システム戦略」に基づく「みどりチェック」の取組について

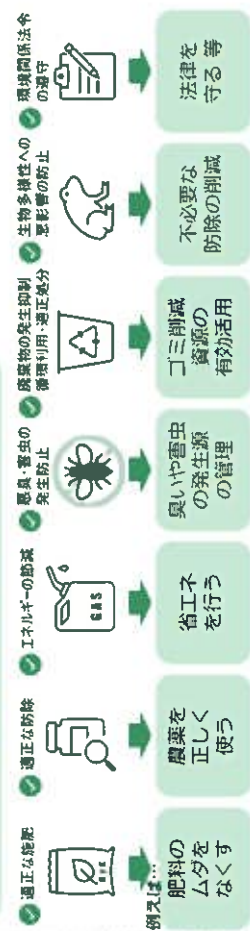
環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは

- 農林水産省の各種補助事業等において
- 持続可能な食料システム構築に向けた
- 環境にやさしい農林漁業のために
- 必要な最低限の取組を要件化するものです。

どうして農林水産業で環境負荷低減に取り組まなければならないの？



「みどりチェック」の7つの基本的な取組とポイント



多面的機能支払交付金の活動においても、活動を実施する際に

環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の

チェックシートの内容を意図して取り組むことで

新たな環境への負荷が生じないようにすることが重要です

～できることから始めましょう～

関係法令の遵守について

- ✓ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートの取組として、主に、以下の環境関連法令について、ポイントを押さえておきましょう。

注）多面的機能支払交付金の共同活動の実施に当たっては、法令を網羅したものではありません。共同活動の実施に当たり、分からないことがあれば、お住まいの市町村等に確認しましょう。

該当する「チェックシート」の項目	ポイント	対象組織等
(1) 適正な施肥	肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号） 本法では、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の生産等に関する規制をしています。（第1条） 肥料を生産する場合は、その銘柄ごとに農林水産大臣若しくは都道府県知事の登録を受け、又は、都道府県知事への届出を行う必要があります。（第4条、第22条）	みどり加算（※）を実施する活動組織等
(2) 適正な除草や害虫駆除等	農薬取締法（昭和23年法律第82号） 本法では、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用を確保するため、農薬の登録制度を設け、販売、使用等を規制しています。（第1条） 農薬使用者に対し、省令で定める基準（※）に違反して農薬を使用してはならないとしています。（第25条） ※「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号） 農薬使用者の買付けや農薬の表示事項の遵守、農薬を使用した際に帳簿に記録することなどについて規定しています。	多面的機能支払交付金の活動で農薬を使用した除草や害虫駆除等を実施する活動組織等 又は みどり加算（※）を実施する活動組織等

（※）みどり加算・・・加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組に組み合わせて行う農閑中干し、冬期灌水、夏期灌水、中干し延滞、江の設置等）

関係法令の遵守について

該当するチェックシート上の項目	ポイント	対象組織等
(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） 【通称】廃棄物処理法、廃掃法	本法では、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の排出の規制と廃棄物の適正な分別・保管・再生・処分等の処理、生活環境を清潔にすることについて規定しています。（第1条） 国民の責務として、廃棄物の排出抑制、再生品の使用等による廃棄物の再利活用、廃棄物の分別排出、廃棄物の減量等に關して、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならぬとしています。（第2条の4） 事業者（公益公益事業等を実施する者を含む）は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとしています。（第3条）	全ての活動組織等
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号） 【通称】プラスチック資源循環促進法	本法では、プラスチックに係る資源循環の促進を図るため、プラスチック使用製品（以下「プラ製品」という。）の使用の合理化、プラ製品の廃棄物の再資源化等を促進するための制度の創設等の措置について規定しています。（第1条） 消費者等の責務として、プラ製品廃棄物の分別排出、プラ製品の過剰な使用の抑制等合理化によるプラ製品廃棄物の排出削減、再生プラ製品の使用等に努めなければならないとしています。（第4条）	全ての活動組織等
(7) 環境関係法令の遵守等	環境、調和のとれた食料システムの確立のため、林業・漁業に由来する恩恵への負荷の低減を図るために行う事業活動を促進するための措置及びその整備を確立するための措置について規定しています。（第1条） 「みどりチエック」の取組は、「みどりの食料システム戦略」に位置付けられており、本法に基づいて国が定めた基本方針に位置付けられた「農林漁業に由来する環境負荷低減目標」に従って実施する必要があります。また、最低限の内容については取り組むものとされています。（第15条） 本法では、地球温暖化対策の推進のため、計画制度と社会経済活動等による温室効果ガスの排出量の削減等を促進するための措置について規定しています。（第1条） 国民の責務として、日常生活に関し、温室効果ガスの排出量削減等のための取組むよう努めることとし、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガス排出削減等のための施策に協力しなければならぬとしています。（第6条） 本法では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図るため、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施・用具の使用に係る危険を予防することについて規定しています。（第1条）	全ての活動組織等
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号） 【通称】鳥獣保護管理法	本法では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的に実施するための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号） 【通称】鳥獣被害防止特別措置法	鳥獣被害防止のための対策を実施する活動組織等
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号） 【通称】鳥獣保護管理法	本法では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的に実施するための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号） 【通称】鳥獣被害防止特別措置法	鳥獣被害防止のための対策を実施する活動組織等

※ 支援措置：鳥獣被害防止総合対策交付金

よくあるQ&A

	質問	回答
1	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートについては、全ての項目について、全ての活動組織等が令和7年度から実施しなければならぬのか。	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）は、令和7年度から多面的機能支払交付金の実施要件となりますので、 ・多面的機能支払交付金を実施する全ての活動組織等が実施する必要があります。 ・活動組織等として、多面的機能支払交付金の活動に関して、「該当しない場合を除く全ての項目について、実施する必要があります。」
2	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートの内容について、総会等で合意が必要か。	「チェックシート」は、事業計画の認定申請に必要な書類の一つですので、事業計画画と併せて総会等で合意を得る必要があります。 具体的な実施方法や実施状況についても、活動組織等の構成員1人1人が意識して取り組んでいただくため、組織内の意思形成を図る観点から、毎年度の総会資料に含めるなどして合意を得ることが望ましいと考えています。 また、みどりの食料システム戦略や関係法令についての資料も含めるなどして理解促進を図ることを行っていたと考えています。
3	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートについて、市町村の役割は何か。	市町村においては、活動組織等の自己申告により提出・報告された「チェックシート」に、事業計画認定時、申請時にチェックを入れることが必要な箇所をチェックされていること、事業期間終了時、報告時にチェックを入れることが必要な箇所をチェックされていることを確認してください。 また、毎年度の実施状況の確認等の際、「チェックシート」が実施されていることを簡易な聞き取り等で確認してください。
4	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の実施状況は誰がどのように確認するのか。	「チェックシート」の実施状況の確認は、事業期間終了後、国の環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の担当部局が抽出検査を行っています。
5	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートを毎年度実施したこととを示す書類等の作成・保管は必要か。	抽出検査は、国の環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の担当部局が、活動組織等に対し、チェックシートで報告された内容について聞き取り・目視により確認することとしています。その際、取組内容に応じ、肥料、農薬、電気・燃料の使用記録等の閲覧を求められる場合があります。これ以外の取組内容に関する実施状況写真等の証拠書類の提出は求められません。 そのため、チェックシートを毎年度実施したことを示す書類等の作成・保管は必要ありません。
6	抽出検査により、取組不足や不備が確認された場合、交付金返還等のペナルティはあるのか。	一方、抽出検査では活動期間中の具体的な取組内容を説明する必要がありますので、スムーズに説明できるよう、必要に応じて備忘録を残しておくようしよう。 抽出検査は、基本的には、「チェックシート」の取組の不足による活動組織等の摘発ではなく、各活動組織等における取組状況の確認と、取組内容の改善・向上を目的として行い、不備が判明した場合は、まずは改善指導を行います。 令和9年度の本格実施以降、複数回の指導によっても改善が見込まれない場合には、ペナルティ措置を講ずることを検討しています。ペナルティ措置の内容については、今後検討します。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）については、本解説書のほか、農林水産省ウェブサイトに掲載されている「環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の導入について」、「環境負荷低減のクロスコンプライアンス（愛称：みどりチェック）Q&A」等を参照してください。



(<https://www.maff.go.jp/p/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>)

(5) 事務負担の軽減が図られます

① 様式を簡素化します！

構成員名簿

○住所の記入欄の削除

様式の記入作業の省力化や個人情報の取扱いの観点から、住所の記入欄を廃止します。

(見約別紙)

〇〇年〇月〇日

〇〇活動組織構成員一覧

以下3.の構成番号、〇〇活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、幹事等として1. 2. のとおり定められます。

1. 代表

役職名	氏名	備考	活動区域別章

2. 役員

役職名	氏名	備考	活動区域別章

記入項目

- ・分類
 - ・氏名
 - ・住所
 - ・団体名等
-
- ・分類
 - ・氏名
 - ・~~住所~~
 - ・団体名等

住所の記入欄を削除

活動計画書

○活動計画の記入欄の簡素化

様式の記入作業の省力化を図るため、活動計画については、月別の記入欄を廃止し、各活動項目の欄に○を記入するよう変更しています。

(例) **これまで** 活動ごとに実施予定月の記入が必要

活動区分		活動項目	各年度の実施時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設 の 軽	計画 策 定 ・ 機 能 診 断	24 農用地の機能診断	○	○										
		25 水路の機能診断		○										
		26 農道の機能診断	○	○										
		27 ため池の機能診断												
		28 年度活動計画の策定		○										

改正後

実施予定の有無のみの記入に変更

活動区分	活動項目	計画
施設 の 軽	24 農用地の機能診断	○
	25 水路の機能診断	○
	26 農道の機能診断	○
	27 ため池の機能診断	
	28 年度活動計画の策定	○

活動記録

○開始時間と活動区分の記入欄の削除等

様式の記入作業の省力化を図るため、活動の開始時間と活動区分の記入欄を廃止します。また、活動時間の入力を選択式にする、日付順に自動で行を並び替える機能を追加するなど、様式の改善を行っています。

活動実施期間		活動参加人数			活動項目番号（左詰め）					支払区分	活動項目
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数							
4/1	3.5時間	10人	1人	15人	6	7	1			農地維持, 農地維持	6 鳥獣害防護網等の保守管理, 14 ため池の泥上げ
4/10											

活動時間の入力は選択式に

活動区分の記入欄を削除

日付順に自動で並び替え

開始時間の記入欄を削除

② 中山間直接支払との様式の共通化を図ります

○活動記録と金銭出納簿の共通化

中山間直接支払との一体的な運用を図るため、従来より多面的機能支払で使用してきた活動記録と金銭出納簿について、中山間直接支払においても使用することが可能になります。

【中山間直接支払】

- ・活動日誌（参考様式）
（※金銭出納簿は参考様式なし）



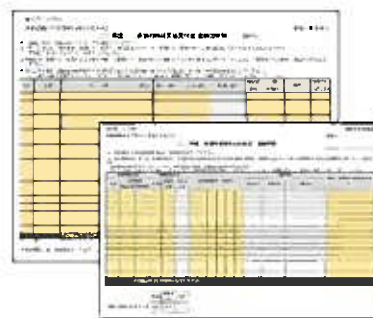
【多面的機能支払】

- ・活動記録
- ・金銭出納簿



【共通化】

- ・活動記録
- ・金銭出納簿
（中山間直接支払は参考様式）



③ 様式の入力負担を軽減します！

様式全般

○数式等の変更防止（入力制限の設定）

誤って数式等が変更されることを防ぐため、部分的にセルのロックを設定しています。（校閲タブの「シート保護の解除」をクリックすると編集が可能になります。）

（例）（1）農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	3,000 円/10a	円
畑	a	2,000 円/10a	円
草地	a	250 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

 編集可

 編集不可

実施状況報告書

○備考欄の記入ルールの変更

様式の記入作業の省力化を図るため、活動計画書どおりに活動が行われている場合、備考欄への記入が不要になります。

（1）農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
地域資源の基盤的 農業	点検・計画策定	1 点検	○ ○	
		2 年度活動計画の策定	○ ○	
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修	○ ○	実施（予定）年度：○年
		機械の安全使用に関する研修	○ ○	実施（予定）年度：○年
	農用地 水路	4 遊休農地発生防止のための保全管理	- -	遊休農地解消面積
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	- -	
		6 農畜害防除施設の保守管理	- -	
		7 水路の草刈り	○ ×	
		8 水路の泥上げ	○ ○	

記入する必要のある場合は、黄色に表示

改正後

- ・「実施」欄に「○」を記入した場合は具体的な活動内容や研修実施日等を記入→削除
- ・「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入

活動計画書

○交付単価の入力支援

交付単価の転記ミスや計算ミスを防ぐため、①入力された都道府県名の情報を基に、実施要綱に示す交付単価が反映されるほか、②該当する取組状況を選択することで、条件に応じた適切な交付単価が入力される入力支援機能を追加しています。

改正後

(2) 資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	① 交付単価	年当たり交付金額
田	a	2,400 円/10a	円
畑	a	1,440 円/10a	円
草地	a	240 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

②

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①のみ該当
（修正なし）

☐

②のみ該当
（単価×0.625）

☐

①②に該当
（単価×0.75）

☐

該当なし
（単価×5/6）

☐

②の取組状況の該当パターンを選択

(2) 資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	1,800 円/10a	円
畑	a	1,080 円/10a	円
草地	a	180 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①のみ該当
（修正なし）

☐

②のみ該当
（単価×0.625）

☐

①②に該当
（単価×0.75）

☒

該当なし
（単価×5/6）

☐

条件に応じた適切な交付単価に自動で修正

※このほかにも、入力を容易にする工夫や入力ミスを防ぐための工夫をExcelの様式に施しています。

● 建設企業等の共同活動への参加について

○多面的機能支払においては、人口減少・高齢化に伴い、活動の継続が困難となっていることから、活動組織の体制強化に向けて、地域への外部人材の呼び込みなどを推進していくこととしています。

○今般、この取組の一環として、農林水産省が行う国営土地改良事業の工事及び業務に参加しようとする建設企業等に、多面的機能支払の活動組織の活動への参加を促す取組をスタートします。



別紙 協定書の例

協定書（例）

この協定書は、(株)〇〇〇〇会社と〇〇〇〇活動組織が、お互いが対等な連携を図りながら、双方の資源、人材、ネットワークを活かした共同活動の実現を目指して、次のことを協定します。

(1) 目的

お互いが自立性と自主性をもって連携を行い、地域の共同活動を行うことにより、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮され、地域資源の適切な保全管理されることを実現していく。

(2) 取組内容

双方が次の活動内容に取り組みます。

※取組内容記載例

- ・水路の草刈り 〇月～〇月の計〇回予定
- ・水路の泥上げ 〇月～〇月の計〇回予定
- ・水路の補修・改修 年〇回予定（〇月頃）
- ・農道の補修 年〇回予定（〇月頃）
- ・施設の機能診断 年〇回予定（〇月頃）

(3) 協定の有効期間

この協定は、協定締結日から発効し、有効期間は令和〇年〇月〇日までとする。

令和〇年〇月〇日

活動組織名 〇〇〇〇活動組織
代表者氏名 〇〇 〇〇

企業(団体)名 (株)〇〇〇〇会社
代表者氏名 〇〇 〇〇

(参考)国営土地改良事業における入札加点評価制度について

新たな入札加点評価制度の概要

評価対象

対象工事 予定価格が2億7千万円未満の工事

対象業務 地域要件をかけた測量業務、調査業務、用地業務等

※想定される企業…地元で精通した建設会社や建設コンサルタント等

評価内容

多面的機能支払交付金の活動組織の構成員として行う継続的な活動実績の評価＜企業評価として1～3点を評価＞

・活動組織の保全管理する区域が**地域振興立法8法及び棚田地域振興法**のいずれかに該当する活動組織との連携に限る

・2か年以上、継続的に活動を行った場合に評価

・企業として活動組織の構成員となる、もしくは活動組織と協定を締結し、活動組織から活動実績の証明を受けている場合に評価

別紙 参加証明書の例

活動実績 証明書（例）

(株) 〇〇〇〇は、当活動組織の共同活動に、令和〇年度から令和〇年度の間、継続して活動実績があることを証明します。

令和〇年〇月〇日
〇〇活動組織代表
代表 〇〇 〇〇（署名）

該当	法律名
	特定農山村法
	山村振興法
	過疎法
	半島振興法
	離島振興法
	沖縄振興法
	奄美群島法
	小笠原諸島法
	棚田振興法

（・活動計画書を確認し、活動組織が該当する指定地域が当該活動計画に明記されていること）

【令和6年次会計実地検査関係指導】

① 活動の対象となる農用地の確認

会計実地検査において、活動組織の対象農用地に交付金算定の対象とならない土地が含まれていることや地目の判断が適切ではないことが判明し、交付金の返還に至るケースが確認されています。

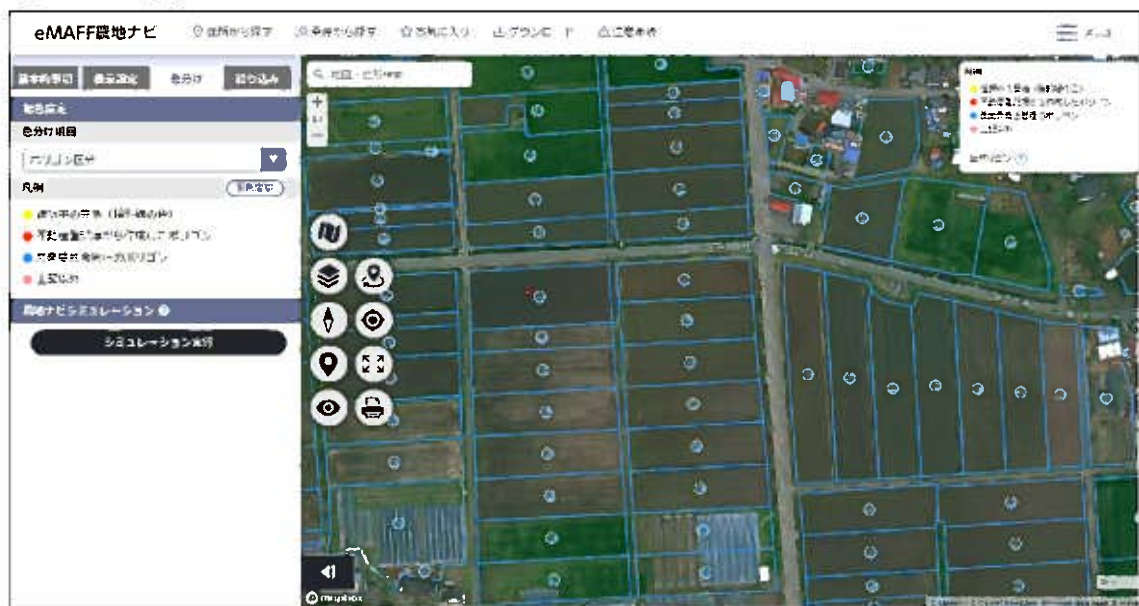
そのため、対象農用地に農地とは認められない土地が含まれることや地目の判断が適切でない状況とならないよう、見回りによる現地確認に加えて、衛星写真及び航空写真の閲覧サービス等も活用して対象農用地の設定を適切に実施してください。

また、対象農用地に農業関連施設等が存在するなど、農用地の判断に迷う場合等は、市町村に確認してください。

衛星写真閲覧サービスの一例

eMAFF農地ナビ (<https://map.maff.go.jp/>)

農業委員会等（農業委員会が置かれていない市町村を含む。）が備えている農地台帳と農地に関する地図について、農地法により公開するとされた一部の情報をインターネット上で閲覧できるサイト



- ※農地台帳上の地番及び地目・面積等各種分類の表示も可能
- ※衛星写真の撮影時期は公開されていないので注意
- ※使用料等が発生する場合には、交付金の活用が可能

② 管理者が定められた施設の保全管理

法令等に基づいて管理者が定められた施設（例えば、道路法第十六条に基づき市町村が管理する市町村道）の一部（法面等）を、慣行として活動組織が水路等の施設と一体的に管理している場合は、共同活動の対象とすることを可能（資源向上支払（長寿命化）は除く。）としています。

この場合は、原則として施設管理者との覚書や協議記録簿等の書面により管理区分等を明確にしてください。

● 地目（田）の判断基準について

支払対象となる田の判断基準

- ・「多面的機能支払交付金実施要領第1の1の（1）ア」より
「田」とは、湛水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地とする。
- ・対象農用地の地目の判断は、多面的機能支払交付金実施要領第1の1の（1）の規定（※上記）のほか、共同活動の実態や農地・水路等の地域資源の状況、上下流の土地利用状況等を踏まえ、地域資源の現況から総合的に判断するものとする。
- ・水田においてブロックローテーション等で転作する場合、湛水するための畦畔及びかんがい機能を有しており、今後も田としての使用が見込まれる場合は、一般的に「田」として地目を判断することが妥当である。
- ・畑作物が作付けされ、例えば、水路の維持管理がなされず、かんがい機能がなくなっている場合は「畑」に該当する。

【対象農用地に関する指摘の例】

・対象農用地が宅地、駐車場、資材置き場などになっているもの、樹木が生えるなど保全管理が適切に行われていないものなどがあり、交付対象とならない農用地に対して交付金が交付されている。

・盛土されているなど湛水するための畦畔及びかんがい機能を有していないにもかかわらず、「田」に係る交付金が交付されている。

・「田」に係る交付金が交付されている対象農用地において、過去相当程度の期間にわたり継続して畑作が行われ、また、将来的にも畑作を継続する営農計画としていて水稻の作付けを予定していないもの。

当該農用地については、湛水するための畦畔及びかんがい機能を有していることから、交付要綱上、「田」に該当することになるが、このような農用地については、「畑」としての利用の実態等を踏まえて、一定の条件を設定するなどして、「田」ではなく「畑」として取り扱うことを検討する必要があるのではないか。



円滑な組織運営のためのポイント

1 構成員の合意形成をしっかりと行いましょう

多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

合意形成 3つのポイント

1. 活動内容について毎年度話し合う
 2. 話し合いの記録を作る
 3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ
- 複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

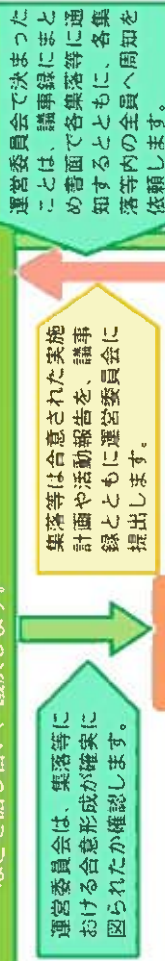
(1) 活動組織での合意形成(総会等)



(2) 広域活動組織での合意形成(運営委員会+参加集落等の合意形成)

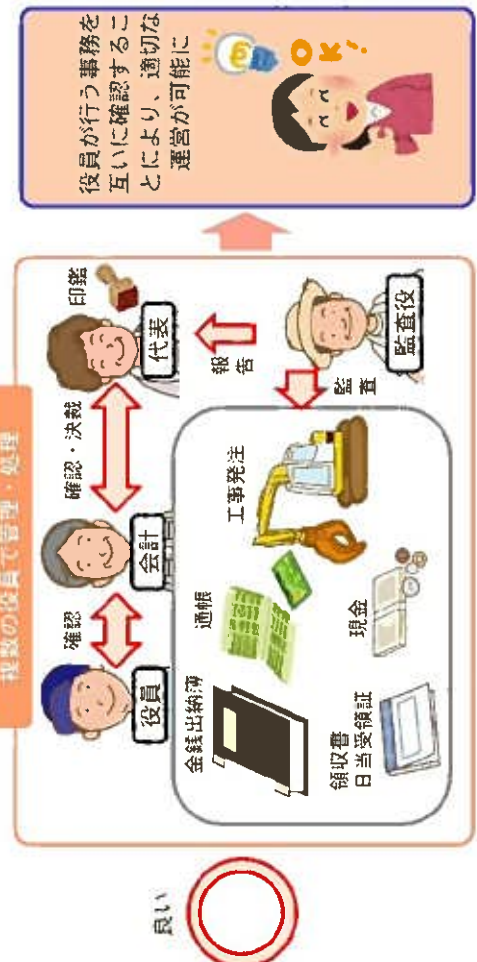
広域協定運営委員会(各集落、活動組織、団体の代表者で構成)

全体の活動計画、実施状況、収支決算、会計監査報告、役員の改選や規則の改正などを話し合い、議決します。



2 役員が行う事務はお互いに確認し合ひましょう

活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認しましょう。
工事発注を行う組織は業者の選定方法を内規に定め、それを守って対応しましょう。
毎年度の決算では、監査役による監査を確実にに行いましょう。



3 日当は活動参加者本人に支払い受領を確認しましょう

日当の取扱いは、活動組織等の構成員間で十分な合意形成を図りましょう。
草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として日当を支払う場合は、活動に参加した本人に支払い、受領を確認しましょう。

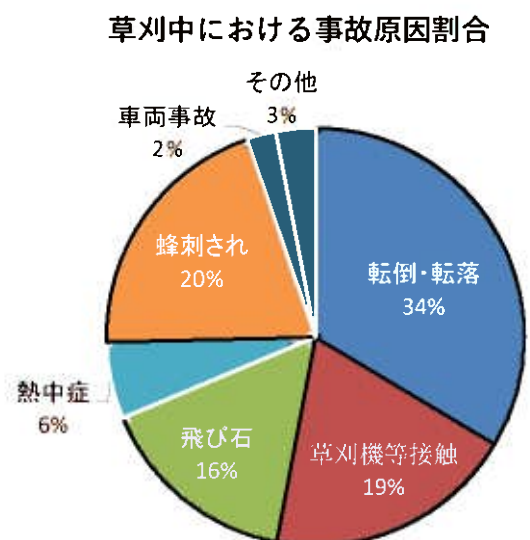
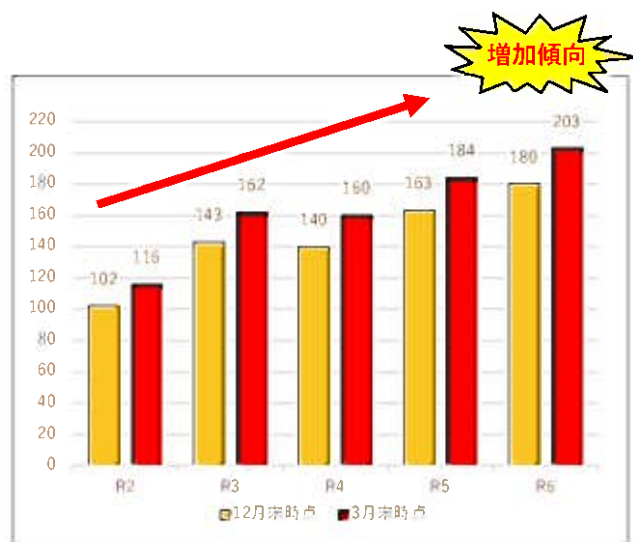


3. 機械の安全使用

令和6年度活動における事故発生状況

- ・ 令和6年度に多面的機能支払交付金の活動中に発生した事故は全国で203件ありました。
- ・ 状況として、事前に作業場所の危険確認及び周囲の状況確認等を行っておらず、転倒・転落が原因で起きた事故が多く見受けられています。
- ・ 事故の発生場所として水路（60％）が最も多く、農道（20％）、農用地（8％）の順となっています。
- ・ 事故が発生した活動としては、草刈中（66％）の事故が最も多くなっています。
- ・ 草刈中における事故の原因としては、転倒・転落（34％）が最も多く、蜂刺され（20％）、草刈機等との接触（19％）が次いで多くなっています。
- ・ 「その他」としては、水路などの資材との接触による被災、熱中症等の事例も増加しています。
- ・ 被災者が保険に加入していなかった事故が6件ありました。

番号	被災者	事故状況（概要）
1	70代男性	排水路の除草剤散布作業中に足を滑らせ下に転倒した。
2	70代男性	路泥上げの共同作業中に、作業通路から1 mほどの段差を上がろうとしたころ、足を滑らせて転倒し、腰を強打
3	50代男性	水路の草刈り作業中、前方で作業していた者のすぐ脇を被災者が移動のため通過した際、前方作業者の草刈機の刃が被災者の右足首にあたって裂傷。
4	50代男性	植栽活動実施箇所の草刈り作業中、足を滑らせ右腕を負傷した。
5	70代男性	水路の草刈り作業中、草が覆い被さっていた側溝（約幅45cm高さ50cm）に気づかず落下し、右足を負傷。
6	40代男性	ため池堤体の草刈り作業中、草刈機の刃にツル等が絡みつき除去作業をしようとして、エンジンを止めずに取り除く作業を行った結果、誤って左腕を切ってしまった。
7	60代男性	農道法面の草刈り作業中に、土中の巣に気付かず、蜂に刺された。
8	50代女性	共同活動による水路の土砂上げ活動中に足を滑らせ転倒。レントゲン検査の結果、足首の骨折（右足関節部骨折）及び足首靱帯の損傷と診断。





高めよう 地域協働の力！

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト



活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



危険な箇所については、
テープ等で印を付けたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練
度等を考慮して作業計画の
組 配等を作成しましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入り
ましたか。



緊急連絡表は作成しまし
たか。



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検
は済みしましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底

・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。

2. 障害物の除去等

・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
・蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携帯し、蜂に刺された場合の対処方法を事前に確認しましょう。
・刈刃に石や木片があたって飛び散り窓ガラスが割れる恐れがあるので、自動車は作業場所から離れた場所に停車させましょう。

3. 草刈機の点検・整備

・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

4. 草刈機の安全な使用

・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3 m以上離れましょう。
・刈刃に詰まった草や異物を取り除く等作業を中断する際や移動する際にはエンジンを持ち、刈刃の回転が止まったことを確認してからにしましょう。
・障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）には十分注意しましょう。
・安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。
・作業場所は事前に確認し、不安定な場所や転倒の恐れのある急斜面などでは無理な作業をしないようにしましょう。

5. 作業間隔の確保

・複数名で作業を行う場合は、15 m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

6. 休憩の確保

・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
・熱中症対策のため、水分補給をこまめに行いましょう。
また、必要に応じて検温を行いましょう。

7. 草刈作業者の合図

・草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



＜作業中の服装チェック＞



- ☐ ヘルメットは被りましたか？
- ☐ 長袖、長ズボンは着用しましたか？
- ☐ 手袋、長靴等は着用しましたか？
- ☐ 防護メガネは着用しましたか？

活動前日までに、現地の下見、打合せ、緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行いましょう。**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、蜂の巣などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 作業前には事前に体調チェックを行いましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・ 最寄りの医療機関（複数）
 - ・ ご家族の連絡先
 - ・ 保険会社
 - ・ 市町村



活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

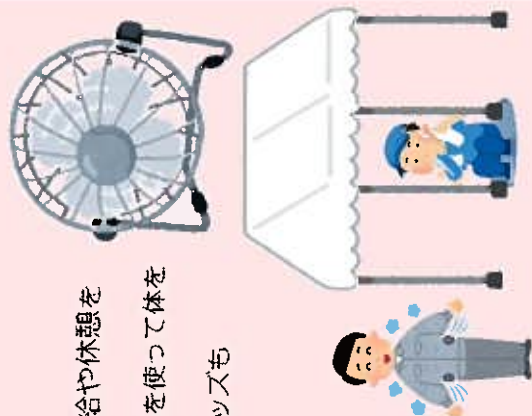
- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょう。
- **声かけ**をしましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようしましょう。

- **熱中症**には十分注意しましょう。

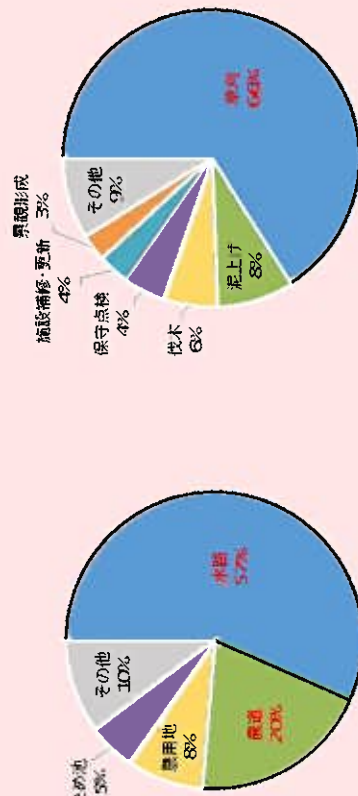
- ・ 日陰を確保し、こまめに水分補給や休憩をとりましょう。
- ・ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどを使って体を冷やしましょう。
- ・ テントや扇風機などの暑さ対策グッズも活用しましょう。
- ・ 手足のしびれやめまい、吐き気など、万が一熱中症が疑われる症状がみられた場合はすぐに作業を中断し、涼しい場所へ避難しましょう。
- ・ 意識がない場合や症状が良くならない場合は、すぐに病院で手当てを受けましょう。



- 万が一事故が起きた場合は**市町村に速やかに報告**しましょう。

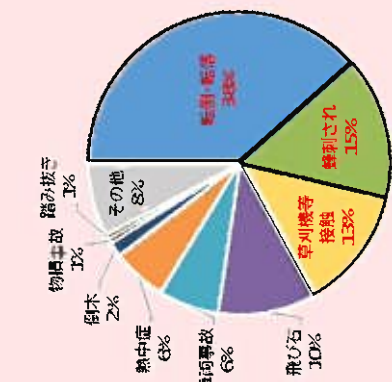
■ 事故の傾向（令和6年度の発生状況）

- ・交付金における共同活動においては、令和6年度（令和6年4月から令和7年3月末まで）に**203件**の事故が報告されています。
- ・事故の発生場所としては、**水路**（57%）が最も多く、**農道**（20%）が次いで多くなっており、この2つの場所で全体の約8割を占めています。
- ・事故が発生した活動としては、**草刈**（68%）が極めて多く、約7割を占めています。
- ・事故原因としては、**転倒・転落**（38%）が最も多く、**蜂刺され**（15%）、**草刈機等接触**（13%）の順に多くなっており、この3つの原因で全体の約3分の2を占めています。
- ・事故による怪我等の状況としては、**骨折**（32%）が最も多く、**創傷**（18%）、**蜂刺され**（15%）、**物損**（14%）の順に多くなっている。



【事故の発生場所の内訳】

【事故発生時の活動の内訳】



【事故原因の内訳】



【事故による怪我等の状況の内訳】

■ 事故の例



（水路の草刈り）

- ・活動項目：水路の草刈り
- ・作業内容：水路周りの草刈り作業
- ・事故概要：10人で水路の草刈作業中、傾斜のある法面の草刈り作業者が足を滑らせ、約2mの高さから側溝に落ちて転落した。
- ・被災状況：骨折（左足）
- ・発生原因：作業場所の安全確認不足や周囲の声かけ不足。



（ため池の草刈り）

- ・活動項目：農道・水路の草刈り
- ・作業内容：農道・水路の草刈り作業
- ・事故概要：自走式ロータリーモアを準備中、ブレードが回転しないため、エンジンをかけたまま、点検しようとしたところ、急にブレードが回転した。
- ・被災状況：指の屈伸機能障害
- ・発生原因：エンジンを切らないまま、点検を行った。



（ため池堤体の急傾斜）

- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：ため池の草刈り作業
- ・事故概要：複数人でため池の草刈作業中、1人が誤ってため池に転落。その後、救助を試みたもう1人も誤ってため池に転落。
- ・被災状況：両名とも死亡
- ・発生原因：安全な作業方法の周知、危険箇所の確認及び周囲の声かけが不足していた可能性。



（堤体の草刈り）

- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：堤体の草刈り作業
- ・事故概要：トラクターで堤体末端の草刈作業中、操作を誤ってトラクターごと堤体下に転落。転落する中で車内から投げ出された。
- ・被災状況：死亡
- ・発生原因：作業場所の安全確認、シートベルトの適切な安全対策を怠った可能性。

農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧いただけます。

http://www.naff.go.jp/j/seisan/sizen/sizai/js_kikaku/amen/

お問い合わせは、各都道府県推進組織又は地方農政局農村振興部農地整備課へお願いします。

※交付金は農林水産省の補助事業です。

4. 対象活動

(1) 農地維持支払

(1) 地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。

(実践活動の一部は、点検の結果に基づき、実施の必要性を判断します。)



※研修は、活動期間中に組織運営に関するものと機械の安全な使用に関するものを各1回以上実施

(2) 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保安全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保安全管理に関する構想を策定します。



※1 推進活動の例（毎年度実施）

- ・ 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- ・ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ・ 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

※2 推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保安全管理の姿、取り組むべき活動・方策を取りまとめたものになります。なお、活動期間中に本構想を策定する必要があります。

また、地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画）に地域資源保安全管理構想に準ずる記載がある場合は作成不要です。

① 地域資源の基礎的な保全活動の活動項目

地域資源の基礎的な保全活動は、「点検・計画策定・研修」と「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、活動計画書に位置づけた施設に該当する全ての項目を実施します。
対象となる施設が存在しない活動項目は除外します。

また、「事務・組織運営の研修」並びに「機械の安全使用に関する研修」については、両方の研修を活動期間内に1回以上研修を受ける、又は実施するものとします。

活動項目

活動区分		取組	活動区分 番号	取組の内容
点検・計画策定	点検	点検	1	遊休農地等の発生状況の把握 施設の点検(水路、農道、ため池)
	計画策定	年度活動計画の策定	2	年度活動計画の策定
研修		事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	3	活動に関する事務(書類作成、申請手続き等)や 組織の運営に関する研修
実践活動	農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	4	遊休農地発生防止のための保全管理
		畦畔・法面・防風林の草刈り	5	畦畔・農用地法面等の草刈り 防風林の枝払い・下草の草刈り
		鳥獣害防護柵等の保守管理	6	鳥獣害防護柵の適正管理 防風ネットの適正管理
	水路	水路の草刈り	7	水路の草刈り ポンプ場、調整施設等の草刈り
		水路の泥上げ	8	水路の泥上げ ポンプ吸水槽等の泥上げ
		水路附帯施設の保守管理	9	かんがい期前の注油 ゲート類等の保守管理 遮光施設の適正管理
	農道	農道の草刈り	10	路肩・法面の草刈り
		農道側溝の泥上げ	11	側溝の泥上げ
		路面の維持	12	路面の維持
	ため池	ため池の草刈り	13	ため池の草刈り
		ため池の泥上げ	14	ため池の泥上げ
		ため池附帯施設の保守管理	15	かんがい期前の施設の清掃・防塵 管理道路の管理 遮光施設の適正管理 ゲート類の保守管理
	共通	異常気象時の対応	16	異常気象後の見回り(農用地、水路、農道、ため池) 異常気象後の応急措置(農用地、水路、農道、ため池)
実践活動(※)	農用地	野焼き	100	野焼き
		野ソ駆除	101	野ソ駆除
		農用地周りの施設の除排雪	102	農用地周りの施設の除排雪
		掘り起こしの復旧	112	掘り起こしの復旧
	水路	野焼き	103	野焼き
		水路の除排雪	104	水路の除排雪
		掘り起こしの復旧	113	掘り起こしの復旧
	農道	野焼き	105	野焼き
		農道の除排雪	106	農道の除排雪
	ため池	野焼き	107	野焼き
		ため池の除排雪	108	ため池の除排雪

※朱書きについては、宮城県において追加した取組

こちらの「取組番号」を各種様式に入力、活用することで、様式間の連携が可能になります

「野焼き」について
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
に基づき、所在の市町村及び所管消
防署の指導の上で行ってください。

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。（構造変化に対応した保全管理目標）

目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。（地域資源の適切な保全管理のための推進活動）

それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保全管理構想※」をとりまとめる必要があります。

農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画において、別記1－4の第4の2に定める地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができます。

活動項目

推進活動	農業者の検討会の開催	17	農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催
	農業者に対する意向調査、現地調査	18	農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
	不在村地主との連絡体制の整備等	19	不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
	実務外住民や地域住民との意見交換等	20	地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催
	地域住民等に対する意向調査等	21	地域住民等に対する意向調査、地域住民等との実務内調査
	有識者等による研修会、検討会の開催	22	有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催
	その他	23	-

※地域資源保全管理構想とは

「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想としてとりまとめるものです。



(2) 資源向上支払

(1) 施設の軽微な補修

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。

計画策定	機能診断	実践活動(例)	研修(例)※
		 	
年度計画の策定	施設の機能診断	水路のひび割れ補修 農道の部分補修	補修等に関する研修

※研修は活動期間中に1回以上実施

(2) 農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。

計画策定	啓発・普及(例)	実践活動(例)
		  
年度計画の策定	地域住民との交流活動	水質調査 グリーンベルトの設置 外来種の駆除

(3) 多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づき、以下のa～jから選択した活動と、kの広報活動を毎年度実施※1、2します。

a：遊休農地の有効活用 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動	b：鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動
c：地域住民による直営施工 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動	d：防災・減災力の強化 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動
e：農村環境保全活動の幅広い展開 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動	f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 地域の医療・福祉施設等との連携を強化する活動や、地域内外の法人、専門家等と連携した、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動
g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動	h：広域活動組織における活動支援班※による活動の実施 【R7拡充】 ※活動支援班…広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された班。
i：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化【R7拡充】 長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し期間の延期、江の設置等の活動 ※取組要件は、P13を参照	
j：a～iのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k：広報活動・農村関係人口の拡大	

※1 直ちにa～jのいずれかの活動に取り組めない地区については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額になります。

※2 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、kの広報活動の実施を任意としています。

1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

① 施設の軽微な補修

「施設の軽微な補修」の活動は、活動計画書に位置づけた施設に該当するすべての項目を実施する必要があります。（点検や機能診断の結果、実施する必要性がない実践活動については、この限りではありません。）

また、「機能診断・補修技術等の研修」は、活動期間内に1回以上の研修を受けるものとします。

活動項目

活動区分		取組	活動区分 番号	取組の内容								
機能診断・ 計画策定	機能診断	農用地の機能診断	24	施設の機能診断(農用地) 診断結果の記録管理(農用地)								
		水路の機能診断	25	施設の機能診断(水路) 診断結果の記録管理(水路)								
		農道の機能診断	26	施設の機能診断(農道) 診断結果の記録管理(農道)								
		ため池の機能診断	27	施設の機能診断(ため池) 診断結果の記録管理(ため池)								
	計画策定	年度活動計画の策定	28	年度活動計画の策定								
研修		機能診断・補修技術等に関する研修	29	対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修・更新等に関する研修 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する 新たな施設の設置等に関する研修								
実践活動	農用地	農用地の軽微な補修等	30	畦畔の再構築 農用地法面の初期補修 畦畔施設の清掃 農用地の残れき 鳥獣害防護柵の補修・設置 防風ネットの補修・設置 きめ細やかな畦畔対策 水路側壁のはらみ修正 目地詰め 表層劣化に対するコーティング等 不同沈下に対する早期対応 側壁の表込材の充填、水路畔畔の補修 水路に付着した藻等の除去 水路法面の初期補修 破損施設の補修(水路) きめ細やかな畦畔対策(水路) ハイブラインの破損施設の補修 パイプ内の清掃 給水栓ボックス基礎部の補修 破損施設の補修(水路の附帯施設) 給水栓に対する凍結防止対策 空気弁等への腐食防止剤の塗布等 透光施設の補修等								
				水路	水路の軽微な補修等	31	経路、法面の初期補修 軌道等の通設施設の維持補修 破損施設の補修(農道) きめ細やかな畦畔対策(農道) 側溝の目地詰め 側溝の不同沈下への早期対応 側溝の表込材の充填 破損施設の補修(農道の附帯施設) 通水シートの補修 コンクリート構造物の目地詰め コンクリート構造物の表層劣化への対応 堤体侵食の早期補修 破損施設の補修(ため池の堤体) きめ細やかな畦畔対策(ため池の堤体) 破損施設の補修(ため池の附帯施設) 透光施設の補修等					
							農道	農道の軽微な補修等	32	ため池	ため池の軽微な補修等	33
	実践活動(※)		水路	安全施設の補修	109	安全施設の補修						
			ため池	安全施設の補修	110	安全施設の補修						

※朱書きについては、宮城県において追加した取組

② 農村環境保全活動

「農村環境保全活動」の活動は、都道府県が策定する地域活動指針に定められたテーマについて1つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施します。

活動項目

	活動区分 テーマ	取組	活動区分 番号	取組の内容
計画策定	生態系保全	生物多様性保全計画の策定	34	生物多様性保全計画の策定
	水質保全	水質保全計画、農地保全計画の策定	35	水質保全計画の策定 農地の保全に係る計画の策定
	景観形成・ 生活環境保全	景観形成計画、 生活環境保全計画の策定	36	景観形成、生活環境保全計画の策定
	水田貯留機能増進・ 地下水かん養	水田貯留機能増進計画、 地下水かん養活動計画の策定	37	水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 地下水かん養に係る地域計画の策定
	資源循環	資源循環計画の策定	38	資源循環に係る地域計画の策定
実践活動	生態系保全	生物の生息状況の把握	39	生物の生息状況の把握
		外来種の駆除	40	外来種の駆除
		その他(生態系保全)	41	生物多様性保全に配慮した施設の適正管理
				水田を活用した生息環境の提供
				生物の生活史を考慮した適正管理
				在来生物の育成
	水質保全	水質モニタリングの実施・記録管理	42	水質モニタリングの実施・記録管理
		畑からの土砂流出対策	43	排水路沿いの林地帯等の適正管理 沈砂池の適正管理 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理
		その他(水質保全)	44	水質保全を考慮した施設の適正管理
				水田からの排水(濁水)管理
				循環かんがいの実施
				非かんがい期における通水 管理作業の省力化による水資源の保全
	景観形成・ 生活環境保全	植栽等の景観形成活動	45	景観形成のための施設への植栽等 農用地等を活用した景観形成活動
		施設等の定期的な巡回点検・清掃	46	施設等の定期的な巡回点検・清掃
		その他(景観形成・生活環境保全)	47	農業用水の地域用水としての利用・管理 伝統的施設や農法の保全・実施 農用地からの風塵の防止活動
	水田貯留機能増進・ 地下水かん養	水田の貯留機能向上活動	48	水田の貯留機能向上活動
		水田の地下水かん養機能向上活動、 水源かん養林の保全	49	水田の地下水かん養機能向上活動 水源かん養林の保全
	資源循環	地域資源の活用・資源循環活動	50	地域資源の活用・資源循環のための活動
啓発・普及		啓発・普及活動	51	広報活動
				啓発活動
				地域住民等との交流活動
				学校教育等との連携
				行政機関等との連携 地域内の規制等の取り決め

③ 多面的機能の増進を図る活動

「多面的機能の増進を図る活動」の活動は、任意により取組が可能です。

なお、取組を実施する場合は、実施する「取組」を選択し、農村環境保全活動の計画策定と同様に、基本方針、活動内容等を示した計画を策定した上で、毎年度実施します。

また、「多面的機能の増進を図る活動」を実施する組織は、『広報活動・農村関係人口の拡大』を毎年度実施する必要があります。ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては毎年度必須ではありません。※市町村にご確認ください。

活動項目

活動区分	活動項目	活動区分番号	取組の内容
増進活動	遊休農地の有効活用	52	遊休農地の有効活用
	鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	53	農地周りの共同活動の強化
	地域住民による直営施工	54	地域住民による直営施工
	防災・減災力の強化	55	防災・減災力の強化
	農村環境保全活動の幅広い展開	56	農村環境保全活動の幅広い展開
	やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	57	医療・福祉との連携
	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	58	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
	広域活動組織における活動支援班による活動の実施	58-2	
	水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	58-3	
	都道府県、市町村が特に認める活動	59	都道府県、市町村が特に認める活動
	広報活動・農村関係人口の拡大	60	広報活動

※ 下線部は、R7年度拡充・変更されたもの

「56.農村環境保全活動の幅広い展開」を選択し、「高度な保全活動の実施」を選択する場合

高度な保全活動の活動項目

活動区分	取組の内容
農業用水の保全	ア 循環かんがいによる水質保全
	イ 浄化水路による水質保全
	ウ 地下水かん養
	エ 持続的な水管理
農地の保全	ア 土壌流出防止
地域環境の保全	ア 生物多様性の回復
	イ 水環境の回復
	ウ 持続的な畦畔管理
専門家の指導	専門家による技術的指導の実施

2) 施設の長寿命化のための活動

施設の長寿命化のための活動

施設の長寿命化のための活動は、機能診断を基に、地域で施設の状況等を検討した上で、必要な活動に計画的に取り組みます。

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援します。



活動項目

活動区分	施設区分		活動区分 番号	取組の内容
	施設区分	取組		
実践活動	水路	水路の補修	61	水路の破損部分の補修 水路の老朽化部分の補修 水路側壁の嵩上げ U字フリューム等既設水路の再布設 集水枡、分水枡の補修 ゲート、ポンプの補修 安全施設の補修
		水路の更新等	62	豪掘り水路からコンクリート水路への更新 水路の更新 ゲート、ポンプの更新 安全施設の設置
	農道	農道の補修	63	農道路肩、農道法面の補修 舗装の打換え(一部) 農道側溝の補修
		農道の更新等	64	未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト) 側溝蓋の設置 土側溝をコンクリート側溝に更新
	ため池	ため池の補修	65	洗掘箇所の補修 漏水箇所の補修 取水施設の補修 洪水吐の補修 安全施設の補修
		ため池(附属施設)の更新等	66	ゲート・バルブの更新 安全施設の設置
実践活動(※)	農地に係る施設	暗渠排水の補修 (モミタスを利用する場合に限る)	111	暗渠排水の補修 (モミタスを利用する場合に限る)

※失書きについては、宮城県において追加した取組

3) 組織の広域化・体制強化

組織の広域化・体制強化は、広域活動組織の設立又は対象組織の特定非営利活動法人化(NPO法人)を行います。

長寿命化にかかる工事1件の考え方と長寿命化整備計画書作成の必要性

○ 対象となるパターン

パターン① 異なる路線間で補修工事・更新工事を一括で発注(450万円)



【工事1件の考え方】
A,B,Cそれぞれ工事1件としてカウントする。
【長寿命化整備計画書の作成】
A,B,Cとも作成が必要。

パターン② 同一路線で連続している区間の補修工事・更新工事を一括で発注(220万円)



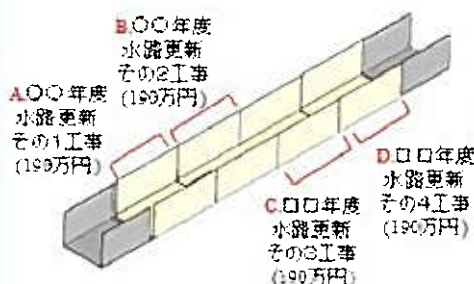
【工事1件の考え方】
工事箇所の区間が連続していれば、別工事とする。よってA,Bそれぞれ工事1件としてカウントする。
【長寿命化整備計画書の作成】
A,Bとも作成が必要。

宮城県のとて基本方針において、原則、工事1件当たり200万円未満となりますが、事務の効率化の観点から併せて発注することは可能です。

※ 広域活動組織については別途基準が定められていますので、市町村にご確認ください。

✕ 対象とならないパターン

パターン③ 同一路線で水路の補修・更新を年度ごとに分割して発注(760万円)



【工事1件の考え方】
連続しているA,B,C,Dは、4つまとめて工事1件(A+B+C+D)としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
全4年分1件として考え、要調整本方針に定められた上限額200万円の要件を超過していることから、長寿命化の活動の対象外となり、他事業で実施すること。

※ イメージ図は、水路の更新・補修の場合。

あくまでイメージであり、必ずこれによるものではありません。

宮城県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針（「宮城県要綱基本方針」より抜粋）

工事1件当たりの上限額

原則として、工事1件当たり200万円未満とする。ただし、下記の場合に限り、1件当たり200万円以上を可能とすることができる。

- ア、当初の活動計画書で工事1件当たり200万円未満として実施した工事が、現場条件の変更に伴い設計の見直しが必要となり、目的物の効用を発揮するうえでやむを得ず増額となった場合。
- イ、事務の効率化の観点から、工事1箇所当たり200万円未満の工事を併せて発注する場合。
- ウ、対象施設において、その緊急度等を踏まえ、農業農村整備事業管理計画の優先順位を見直しても予算規模等から5年以内の事業化が困難な場合及び適用可能な事業がない場合で以下の要件を全て満たす場合。
 - ・広域活動組織であること。
 - ・工事1件あたり500万円未満であること。
 - ・対象施設の施設管理者との協議を行っていること。
 - ・市町村が県と協議し承認を得ていること。

なお、ア、イ、ウに該当する場合は、多面的機能支払交付金実施要綱（別紙2）第5の4に基づき、長寿命化整備計画を作成し、これを事業計画書に添付し、市町村長の認定を受けるものとする。また、市町村長は活動組織から提出された長寿命化整備計画の認定にあたり、県による審査及び技術的指導を受けるものとする。

※技術的指導とは、活動計画書に位置づけようとする工事の設計内容の妥当性の確認及び工事完了時に目的物に係る検査（出来形管理及び品質管理の結果の確認等）を行うことをいう。

工事1件当たり200万円以上の活動を実施する場合は、盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

1. 事業計画の認定

活動組織が農地維持活動及び資源向上活動を円滑に実施できるようにするため、事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画（案）を作成し、市町村長に提出して、認定を受ける必要があります。

多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づき実施されます。活動計画は、都道府県が策定する「要綱基本方針」に基づき作成する必要があります。

事業計画が認定されると、市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

※ 「要綱基本方針」とは、国が示す活動指針を基礎として都道府県が策定する、多面的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。

※ 様式第1-1号・1-2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式になります。

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。

中山間地域等直接支払交付金など、他の事業にも併せて取り組む場合は、必要事項を書き加えます。

（様式第1-2号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和〇年〇月〇日

〇〇地域資源保全会

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

（例）本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保管理することが必要である。

2. 目標

（例）1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

活動内容を踏まえて記載してください。

（1）多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。）
（農地維持支払交付金）

法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。）
（資源向上支払交付金）

2号事業（中山間地域等直接支払交付金）

3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）

活動内容に合わせて記載してください。

② 実施区域

（例）農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（以下「活動計画書」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「1. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

活動内容に合わせて記載してください。

2) 活動の内容

(例) イ イの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払(共同)」及び「(3) 資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「1. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1 活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」に代えることもできる。

(様式第1-1号)

【運動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

本様式に上記様式(様式第1-2号)を添付し提出して下さい。

〇年〇月〇日

市町村長 殿

〇〇地域資源保全会

多面 太郎

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

■ 1号事業(多面的機能支払交付金)

□ 2号事業(中山間地域等直接支払交付金)

□ 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

多面的機能支払交付金にのみ取り組む場合の記載例です。

3 その他

□ 都道府県の同意書の写し(都道府県営土地改良施設の管理)

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

□ 中に該当するため、書類の添付を省略する。

(様式第 1 - 3 号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

令和7年4月1日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	(みやぎかつどうそしき)
組織名	みやぎ活動組織
(ふりがな)	(ためん たろう)
代表者氏名	多面 太郎
(ふりがな)	(まるけんさんかくしまるちょう)
所在地	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇

I. 地区の概要 (共通)

<活動の計画>

☒	Ⅱ. 1号事業 (多面的機能支払)	別紙 1
☐	Ⅲ. 2号事業 (中山間地域等直接支払)	別紙
☐	Ⅳ. 3号事業 (環境保全型農業直接支払)	別紙
☐	Ⅴ. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に () 内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

※ 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	7年度	11年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払 (共同)	7年度	11年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払 (長寿命化)	7年度	11年度	5年	○年度	○年度
中山間地域等 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農業 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度

① 活動期間は原則5年

② 計画変更を行った場合は変更した年度を記入して下さい。

③ 交付金の交付を受けずに活動を行う場合は、いずれの欄も記入しないで下さい。

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地面 積※1					計	うち解消す る遊休 農地面積	年当たり 交付金額 上限
	田	畑	草地	採草放牧地			
多面 支払	10,000a	1,000a	100a		11,100 a	10 a	9,884,830円
中山間 直払	a	a	a				円
取組 面積	環境 直払※2						円

④ 遊休農地については、活動計画書に位置付けた活動を行い、活動期間内に耕作可能な状態とする必要があります。
・遊休農地の一部を解消した場合は、数値を変更の上、届出を行います。

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、Ⅳの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路		農道	ため池
	うち、排水路			
	8.2 km	1.9 km	7.5 km	5 箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	1.9 km	1.9 km	0.5 km	1 箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
100 a

⑥ 認定農用地の区域内において、中山間地域等直接支払交付金の集落協定にも含まれている面積を記入してください。
資源向上支払(共同)に取り組む場合、中山間地域等直接支払の「多面的機能を増進する活動」で選択している活動以外の活動を実施します。

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を()書で上段に記載するものとする。

多面的機能支払に係る活動計画書 (1号事業様式)

II. 1号事業 (多面的機能支払)

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒ ☐

1. 交付金額

※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。
※加算措置は除きます。⑦ 交付単価は、県要綱基本方針で
定めた市町村の単価となります。
・各支払の中で複数の交付単価が適
用される場合には、それぞれの行を
追加して記入します。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000 a	3,000 円/10a	3,000,000円
畑	1,000 a	2,000 円/10a	200,000円
草地	100 a	250 円/10a	2,500円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,100a		

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農
用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数
で記入してください。★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場
合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地
維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となりま
す。地目を田から畑に変更する面積 ⑧ 資源向上支払 (共同活動) 交付金の算定対象となる農用地は、農振農用地に加えて
「県が必要と認める地域」も対象となります(県要綱基本方針を参照)。
・資源向上支払 (共同活動) 交付金は、農業者以外(人・団体)の方々も含めて活動を行う
必要があります。

(2) 資源向上支払 (共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000 a	1,800 円/10a	1,800,000円
畑	1,000 a	1,080 円/10a	108,000円
草地	100 a	180 円/10a	1,800円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,100a		1,909,800円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異な
ります。左の表には減額する前の単価が入力されてお
り、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減
額されます。①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払 (共同) を5年以上実施、又は資
源向上支払 (長寿命化) に取り組む

①のみ該当 (修正なし)	☐	②のみ該当 (単価×0.625)	☐
①②に該当 (単価×0.75)	☒	該当なし (単価×5/6)	☐

⑨ 交付単価を市町村に確認して、該当する箇所に○を付けてください。

交付単価の欄には、基礎単価が表示されています。
交付単価は、条件に応じて異なります。(パソコンで入
力する場合、該当する条件を選択すると、自動で計算さ
れます)※「特定事業実施者」(令和6年度に環境保全型農業
直接支払交付金を受けていた農業者団体等) が加算措
置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみを実施する
場合は、○を付けてください。加算措置「環境負荷低減の取組に
係る支援」のみ実施する場合は○ ⇒ ☐

(3) 資源向上支払 (長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	10,000a	3,666 円/10a	3,666,000円
畑	1,000a	1,666 円/10a	166,600円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,100a		3,835,930円

⑩ 資源向上支払 (長寿命化) は、交付上限額を記
入します。この交付上限額以内で施設の長寿命化
のための活動に必要な金額により交付申請を行う
ものとします。※交付単価は、直営施工の取組状況によって異な
ります。左の表には、減額する前の単価が入力さ
れており、直営施工を実施しない場合は、以下に
○を付けると自動で減額されます。直営施工を実施しない場合は○ ⇒ ☒※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場
合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい
方が上限となります。広域活動組織となるための規模要
件を満たさない場合は○ ⇒ ☒集落数×200万円

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化	活動支援班の設立	※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に關与する法人のことです。
実施予定年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数 ⑪ 農業センサス等における集落数。

農業地域類型 ☒ 平地農業地域

地域振興立法の適用

指定棚田地域の該当状況

⑫ 対象農用地に係る農業地域類型区分のうち、該当するものを選択。また、8法のいずれかの指定地域に該当の場合は該当するものを選択。

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払 資源向上支払 (共同) 資源向上支払 (専断)

⑬ 県知事が策定する「要綱基本方針」に位置付けられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

活動区分		活動項目	計画	
点検・ 計画策定	1	点検	☐	※ 毎年度全ての活動項目を実施します（研修、異常気象時の対応を除きます）。全ての対象組織で、活動期間内に1回以上実施する必要があります。
	2	年度活動計画の策定	☐	
研修	3	事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	5年間に各1回以上実施	
実践活動	農 用 地	4 遊休農地発生防止のための保安全管理	☐	これまで実施予定月を記入する様式でしたが、実施有無のみを記入する様式に変更されました。実施するものに「○」を記入してください。
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	☐	
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施	
	水 路	7 水路の草刈り	☐	点検結果に応じて実施
		8 水路の泥上げ	☐	
		9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施	
	農 道	10 農道の草刈り	☐	⑭ 担い手農家への農地集積の加速化や過疎化、高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保安全管理するための目標を定めます。 この目標に即して取り組む活動などについては、2)～4)に記載することになります。
		11 農道側溝の泥上げ		
		12 路面の維持		
	た め 池	13 ため池の草刈り		
		14 ため池の泥上げ		
		15 ため池附帯施設の保守管理		
	共通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後に実施	
地域資源の適切な保安全管理のための推進活動			☐	

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保安全管理の目標を①～⑥から選んでください。(複数選択可)

☐ ① 中心経営体との役割分担による保安全管理	☐ ④ 集落間連携や広域的活動による保安全管理
☒ ② 集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保安全管理	☐ ⑤ 多様な地域資源管理の担い手による保安全管理
☐ ③ 地域外の経営体との協力・役割分担による保安全管理	☐ ⑥ その他

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を1～5から1項目以上選んでください。

- ① 農地の利用集積に伴う管理作業
 ② 高齢農家の農用地に係る管理作業
 ③ 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業
- 3) 2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく活動の方向性を1～4から1項目以上選んでください。
- ① 担い手の人材・機材の有効活用、連携強化
 ② 入り作等の近隣の担い手との協力
 ③ 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり
 ④ 新たな保全管理の担い手の確保

4 共同利用施設の保全管理

⑩「3. 活動の計画 (1) 農地維持支払 1) 保全管理の目標」に記載した目標に基づき、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を定め、それを推進していくための活動を定めます。農地維持活動に取り組む場合は、毎年度、必ず実施します。・定めた活動の実施を通じて、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いでいけば良いのかを地域で話し合い、活動期間中に「地域資源保全管理構想」をとりまとめ、市町村へ提出する必要があります。

4) 2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する活動を1～7から1～3項目以上選んでください。

- ① 入り作農家や土地持ち非農家を営む農業者の検討会の開催
 ② 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
 ③ 不在村地主との連絡体制の整備、調整等
 ④ 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催

21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
 22. 有識者等による研修会、検討会の開催
 23. その他

(2) 資源向上支払 (共同)

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

※毎年度実施するものについて記入してください。

⑩機能診断の結果に応じて、必要な活動を毎年度実施します。

活動区分		活動項目	計画
施設の軽微な補修	計画・機能診断	24 農用地の機能診断	○
		25 水路の機能診断	○
		26 農道の機能診断	○
		27 ため池の機能診断	○
		28 年度活動計画の策定	○
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	5年間に1回以上実施
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
32 農道の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施	
33 ため池の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施	
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定	○
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定	
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	○
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	
		38 資源循環計画の策定	⑪ 1テーマ以上の取組みを行うこととし、「○」で示します。
	実践活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）	○
		45 植栽等の景観形成活動（景観形成・生活環境保全）	○
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）	○
			⑫ 選択したテーマに基づき行う実践活動の取組については、取組番号表からあてはまる「取組番号」と「取組」を選択し記入します。 ※エクセル様式ではブルダウんで取組を選択して入力します。 また、啓発・普及活動は毎年度必須となります。
	この線より上に行を挿入してください。		
啓発・普及	51 啓発・普及活動	○	

⑪1テーマ以上の取組みを行うこととし、「○」で示します。

⑫選択したテーマに基づき行う実践活動の取組については、取組番号表からあてはまる「取組番号」と「取組」を選択し記入します。※エクセル様式ではプルダウンで取組を選択して入力します。また、啓発・普及活動は毎年度必須となります。

2) 多面的機能の増進を図る活動（任意） ※毎年度実施するもの

①「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合は、資源向上支払（共同）の単価は基本単価の5/6になります。

活動区分	活動項目	
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	○
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	○
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	
	この線より上に行を挿入してください。	
	60 広報活動・農村関係人口の拡大	○

下の太枠内も記入してください。

※増進を図る活動を毎年度実施してください。ただし、農業地域類型区分の「中間地域」または「山間農業地域」においては必須ではありません。
 ②「広報活動・農村関係人口の拡大」については毎年度必須ですが、農業地域類型区分の「中間地域」または「山間農業地域」においては必須ではありません。
 ③「農村環境保全活動を1テーマ追加」を選択した場合は、様式の説明に従って必要な内容を記入します。「(2)1 農村環境保全活動」で選択したテーマと異なるテーマを選択します。

「56 農村環境保全活動の幅広い展開」を選択した場合

「①農村環境保全活動を1テーマ追加」又は「②高度な保全活動の実施」のいずれかを選択し、実施する活動を選択してください。

①農村環境保全活動を1テーマ追加

☐

・・・追加する農村環境保全活動

生態系保全

②「高度な保全活動の実施」

☐

・・・高度な保全活動の活動項目

③「農村環境保全活動を1テーマ追加」を選択をした場合は、様式の説明に従って必要な内容を記入します。「(2)1 農村環境保全活動」で選択したテーマと異なるテーマを選択します。

「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」を選択した場合

実施する取組の実施予定面積を記入してください。

長期中干し	0 a
冬期湛水	0 a
夏期湛水	0 a
中干し延期	0 a
江の設置（作溝実施）	0 a
江の設置（作溝未実施）	0 a

「多面的機能の増進を図る活動」においては、取組面積に関する要件はありませんが、実施状況を把握するため、計画面積を入力してください。

「59 都道府県、市町村が特に認める活動」を選択した場合

具体的な活動内容を記載してください。

(3) 資源向上支払（長寿命化）

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1～4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの活動項目を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。
※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

※施設単位について、「ため池」は「箇所」、「水路」及び「農道」は「km」とします。

「水路」「農道」でゲート等を施工するなど「箇所」単位とすることが一般的なものであっても、「1箇所＝0.01km」として扱い、「km」単位で記入してください。

活動内容			延べ数量		左記が水路の場合、うち排水路延長	
施設区分	活動項目	内容	(各単位)		(各単位)	
水路	62 水路の更新等	土水路からコンクリート水路への更新	1.00	km	1.00	km
水路	61 水路の補修	水路○○-○の老朽化部分の目地補修を行う	0.90	km	0.90	km
農道	63 農道の補修	農道の補修を行う	0.50	km		
ため池	66 ため池（附帯施設）の更新等	ゲートの更新を行う	1.00	箇所		
	② I の2 実施区域内の農用地、施設と整合させます。 「水路」、「農道」でゲート等を「1箇所」施工する場合は「0.01km」と記入してください。					
宮城県の実施方針において、原則、工事1件当たりの上限額は200万円未満となります。 ※広域活動組織については別途基準が定められていますので、市町村にご確認ください。						
		③ 直営施工に取り組む場合、交付単価のメリット措置を受けられる場合があります。 ※直営施工とは、対象組織が施設の補修等を全て又は一部実施することです。				
この線より上に行を挿入してください。						

☆直営施工の実施方針について

全部直営施工又は一部直営施工を実施する

○ 直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載してください。（別紙でも可。）（実施要領第1の2の（4）又は第2の2の（4）に基づく活動）

（様式第1～4号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

○年○月○日

組織名： みやぎ活動組織

長寿命化整備計画書

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかな活動について、下記に記載してください。

なお、1つの活動項目を分けて実施する場合は、それぞれを1件としてとえ、1件ずつ記載してください。

また、経費事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を添付してください。

（1）施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果（劣化状況等）	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたりの概算事業費	備考
1	用水路	昭和41年	昭和60年	コンクリート水路幅○○mm	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊があり、水路の一部区間が破損している。	シーリング材等を塗布してひび割れを被覆する。	0.58km	令和4年度	230万円	
2										

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

延長はkm単位で小数点以下2桁まで記入します。

1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記入してください。

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、本項目に係るページは提出不要です。

加算一覧	計画
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	○ → (1) へ
農村協働力の深化に向けた活動への支援	○ → (2) へ
水田の貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援	○ → (5) へ
環境負荷低減の取組への支援	→別葉（6）へ
組織の体制強化に対する支援	→ (3) へ
組織の広域化・体制強化に対する支援	→ (4) へ

(1) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

★適用条件

活動を継続する組織 …（本事業計画の活動項目数）＞（前年度又は変更前の活動項目数）

新規の組織 … 本事業計画の活動項目数2つ以上

多面的機能の増進を図る活動の活動項目

↓ 活動を継続する組織のみ記入

項目	本事業計画の活動	前年度又は変更前の活動
52 遊休農地の有効活用		
53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化		
54 地域住民による直営施工		
55 防災・減災力の強化	○	
56 農村環境保全活動の幅広い展開	○	○
57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施		
58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化		
59 都道府県、市町村が特に認める活動		

㊦ 多面的機能の増進を図る活動を継続する場合は、前年度より活動項目を増やすことが必要となります。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000a	300 円/10a	300,000円
畑	1,000a	180 円/10a	18,000円
草地	100a	30 円/10a	300円
合計	11,100a		318,300円

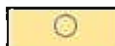
※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

(2) 農村協働力の深化に向けた活動への支援（令和6年度廃止（令和10年度までの経過措置））

適用条件の確認

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける



② 農業者以外の割合

・ 組織の構成員

農業者	個人	40人	+団体	1団体	=	41人・団体	
農業者以外	個人	25人	+団体	5団体	=	30人・団体	…①
合計	個人	65人	+団体	6団体	=	71人・団体	…②

・ 農業者以外の割合 42% … ①/②

③-1 共同活動に参加する構成員の総人数の8割が参加する実践活動の実施

個人 65人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 41人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 106人 のうち、8割にあたる 85人以上が
 参加する実践活動を毎年度行う。

③-2 あるいは、役員に女性が 人 選任されていて、共同活動に参加する構成員の総人数の6割が
 参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に実施

個人 65人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 65人 のうち、6割にあたる 39人以上が
 参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に毎年度行う。

③-1、2いずれの場合も、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿（様式自由）を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000a	300 円/10a	300,000円
畑	1,000a	180 円/10a	18,000円
草地	100a	30 円/10a	300円
合計	11,100a		318,300円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことで、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

★ 農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件

○多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

○構成員の農業者以外の割合 4割以上

○共同活動に参加する構成員の総人数（※）の8割以上が参加する実践活動を行うこと、あるいは女性役員が2名以上の組織で構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を複数回行うこと
 ※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に参加する人数の合計

(3) 組織の体制強化に対する支援

区分	交付年度	交付額
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	令和 年度	400,000 円/広域活動組織

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援（令和6年度廃止（令和10年度までの経過措置））

区分	該当するものに○	交付額
3集落以上 又は50ha以上200ha未満 200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人		40,000 円/年・組織
1,000ha以上		80,000 円/年・組織
		160,000 円/年・組織

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/年・組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/年・組織、15,000ha以上のとき160,000円/年・組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

(5) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

★適用条件

- ①資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
- ②広域活動組織にあっては、本活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける水田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
（実施しない集落の面積は対象農用地面積より除くこと。）

a 実施期間

開始年度			最終年度		
令和	7	年度	令和	11	年度

※最終年度は、資源向上（共同）の活動終了年度と同じです。

b 実施計画

年度			年次計画・実施体制等
令和	7	年度	構成員に田んぼダムについて周知を行う。運営委員会が中心となり、田んぼダム実施体制を確立する。資源向上支払（共同）対象農用地のうち10%で田んぼダムを実施する。
令和	8	年度	資源向上支払（共同）対象農用地のうち30%で田んぼダムを実施する。
令和	9	年度	資源向上支払（共同）対象農用地のうち50%で田んぼダムを実施する。
令和	10	年度	資源向上支払（共同）対象農用地のうち55%で田んぼダムを実施する。
令和	11	年度	資源向上支払（共同）対象農用地のうち60%で田んぼダムを実施する。

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
田	10,000a	6,000a	300 円/10a	300,000円	60%

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

（参考）広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

⑤ 面積が一致しているか確認してください。

集落名	対象農用地面積		実施面積の割合	備考
		うち、実施面積		
A	3,000 a	2,000 a	67%	
B	2,000 a	1,000 a	50%	
C	4,000 a	2,400 a	60%	
D	1,000 a	600 a	60%	

d 活動実施区域位置図

別添3「田んぼダム実施区域位置図」のとおり

※なお、別添1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、別添3は省略できる。

(別添)

(6) 環境負荷低減の取組への支援

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和 7 年度	令和 11 年度

※最終年度は、資源向上（共同）の活動終了年度と同じです。

b 実施時期

取組項目			化学肥料及び化学合成農薬を 5割以上低減する活動	
内容	実施時期		作物名	栽培時期
長期中干し	6 月	～ 7 月	水稻	4 月 ～ 9 月
冬期湛水	12 月	～ 2 月	水稻	4 月 ～ 9 月
	月	～ 月		月 ～ 月
	月	～ 月		月 ～ 月
	月	～ 月		月 ～ 月
	月	～ 月		月 ～ 月
	月	～ 月		月 ～ 月
	月	～ 月		月 ～ 月
	月	～ 月		月 ～ 月
	月	～ 月		月 ～ 月
	月	～ 月		月 ～ 月

「作物名」は水稻、麦、豆、いも、野菜、なたね等を記入してください。（パソコンで入力する場合、プルダウンリストから選択できます。）

※必要に応じて欄を追加してください。

c 活動の計画

取組項目	1年目 計画面積 (畦畔除く)	2年目 計画面積 (畦畔除く)	3年目 計画面積 (畦畔除く)	4年目 計画面積 (畦畔除く)	5年目 計画面積 (畦畔除く)	交付単価	1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
長期中干し	100a	101a	101a	101a	101a	800 円/10a	8,000円	8,080円	8,080円	8,080円	8,080円	
冬期湛水	50a	50a	55a	60a	70a	4,000 円/10a	20,000円	20,000円	22,000円	24,000円	28,000円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設備等 (作済実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設備等 (作済未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	150a	151a	156a	161a	171a		28,000円	28,080円	30,080円	32,080円	36,080円	

※計画面積は、対象活動別（同一の対象活動であっても、単種4a）に、a未満を切り捨てた値を記載すること。

※計画面積は、取組ごとに、2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります。

※資源向上（共同）の活動期間の途中からみどり加算に取組む場合は、当該活動期間中の実施計画のみを記入します。

d 活動実施区域位置図

別添4「環境負荷低減の取組実施区域位置図」のとおり

※なお、別添1「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域を記載している場合、別添4は省略できます。

e (特定事業実施者のみ) 添付書類

特定事業実施者の場合であって、

農業者の組織する団体の場合、規約など令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる

一定の要件を満たす農業者の場合、一定の要件を満たし令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けている

「計画面積」は、畦畔、法面を含まない本地面積（a未満切捨て）を記入してください。

「計画面積」は、取組ごとに、2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります。

(別添1)

実施区域位置図

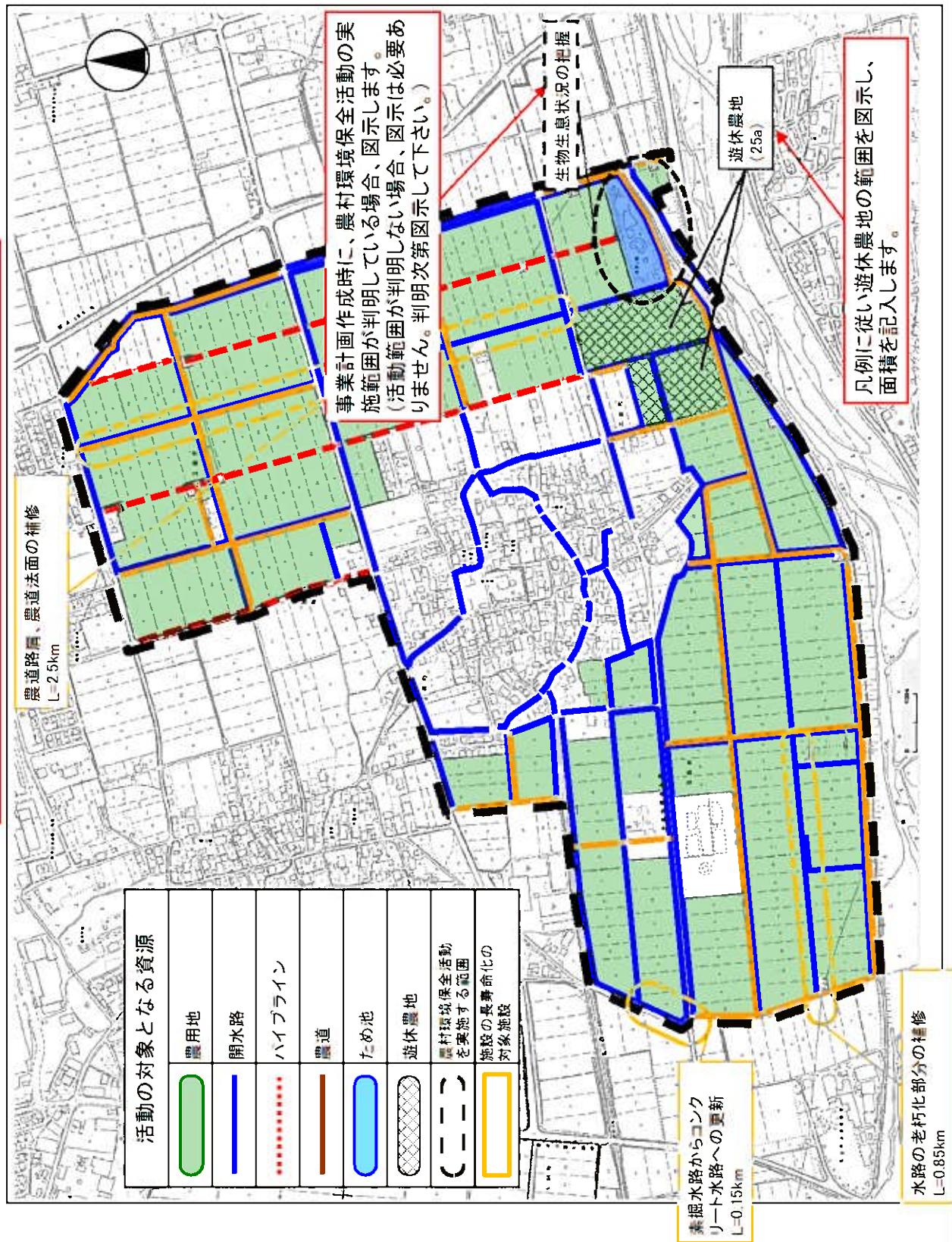
■ 1号事業 (多面支払)



- ・活動範囲の判別が可能な図面を添付します。(詳細な図示は必要ありません)
- ・図面は複数枚になっても構いません。対象農用地や対象施設が隠れないように旗揚げをして下さい。

組織名称：

〇〇地域資源保全会



令和7年度より、住所欄が削除され、「活動支援班」の班員欄が追加されました。

設立総会の開催等により、活動組織に参加することについて、構成員の了解を得てください。

(規約別紙)

〇年〇月〇日

農林水産環境保全体構成員一覧

以下3. の構成員は、農林水産環境保全体へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	備考	活動支援班員
代表	環境 花子		

「役職名」欄には活動組織における役職名を記載します。

「活動支援班」を設置している場合、活動支援班のメンバーになっている構成員の「活動支援班員」欄に「○」を記入します。

2. 役員

役職名	氏名	備考	活動支援班員
副代表	多面 花子	〇〇集落	○
書記	多面 次郎	〇〇自治会	○
会計	〇〇 〇〇		
監査役	〇〇 〇〇		

「備考」欄には、所属する集落や団体名を記載します。

役員が団体に所属する場合は、「備考」欄に3の(3)と同じ団体名を記載します。

3. 構成員

★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。

★団体の場合は代表者名を記入してください。

(1) 〇〇集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は営農の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	備考	活動支援班員
1. 農業者個人	〇〇 〇〇		
2. 農事組合法人	〇〇 〇〇		

「分類」欄には下図の分類番号リストから番号と分類名を記載します(手書きの場合は、分類名は省略が可能です)。

この線より上に行を挿入してください。

② 農業者以外の個人

分類	氏名	備考
5. 農業者以外個人	〇〇 〇〇	

この線より上に行を挿入してください。

(3) 農業者以外の団体 (代表者名のみ記載する。)

分類	氏名	備考
6. 自治会	会長 〇〇 〇〇	〇〇自治会
8. 子供会	会長 〇〇 〇〇	〇〇子供会

この線より上に行を挿入してください。

農業者				農業者以外								
個人として参加	団体として参加			個人として参加	団体として参加							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	JA	学校・PTA	NPO	その他の農業者以外団体

団体の場合、「氏名」欄には、団体の代表者氏名及び団体における役職名を記載します。

土地改良区等（市町村を除く）が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う場合は、当該所有者又は管理者と「工事に関する確認書」（様式第1ー5号）を交わし、事業計画書と併せて市町村長に提出する必要があります。

（様式第1ー5号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2251号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の5の（1）の2に基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に関する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に關して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。

2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

（工事の施行に関する条件）

第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に關し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に關し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議して定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

広域活動組織の場合は、協定名、役職と代表者名を記入します。

〇〇〇〇広域協定
運営委員会会長 〇〇〇〇

〇〇地域資源保全会
〇〇県△△市〇町〇-〇-〇
代 表 〇〇〇〇

〇〇土地改良区

住 所

理事長 〇〇〇〇

広域活動組織の場合は、協定名を記載します。

〇〇〇〇広域協定

（注）土地改良区との協議内容に応じて不要な記述は削除して下さい。

農道の工事について

長寿命化の取組は、原則として道路法上の道路は対象外としています（道路法第24条に基づき道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受ける必要があるため）。

ただし、市町村道に認定された農道であっても、地域の慣行として組織が農用地や農業用施設と一体的に管理している場合、道路法施行令第3条に基づく軽易な維持活動は可能な場合がありますので、市町村と協議の上、調整を了したものについて、活動の対象とします。

2. 活動の実施・記録

交付を受けた交付金を活用し、認定を受けた事業計画及び活動計画に基づいて活動を実施します。

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

1 活動の実施

- ・活動計画書に位置付けた活動は、研修を除き、毎年度実施する必要があります。
- ・活動計画書に位置付けた全ての活動について、活動を実施したら、その内容を活動記録に記録する必要があります。（詳細は次ページ）
- ・活動の実施に当たっては、農林水産省ウェブサイトに掲載している以下の資料も参考にしてください。

<活動の解説>

多面的機能支払交付金の各活動について、項目ごとに活動のねらい、内容、配慮事項等を具体的に解説しています。

<共同活動の安全のしおり>

毎年度、多面的機能支払交付金の活動中に転倒・転落、草刈り機等との接触、飛び石、熱中症等の事故が発生しています。活動前にしおりを用いて安全確認を行い、事故の発生を防止しましょう。

<直営施工のすすめ>

直営施工のメリット、実施手順等を解説しています。

<環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）解説書>

環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートの取組の内容、実施手順等を解説しています。

<取組事例集>

全国の取組事例を掲載しています。

<円滑な組織運営のためのポイント>

活動組織が組織を円滑に運営していくためのポイントを解説しています。



各資料は、一部（※）を除き、農林水産省の多面的機能支払交付金のウェブサイトに掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.htm

※ 「円滑な組織運営のためのポイント」は市町村から配布されたものをご確認ください。



多面的機能支払交付金

2 活動の記録

- ・活動計画書に位置付けた全ての活動について、日当等金銭の支出の有無を問わず、活動を実施したら、活動実施日、参加人数、内容等を活動記録に記録する必要があります。
- ・市町村は、活動記録の内容を基に、活動要件の適否の確認・指導等を行います。記載漏れがないよう留意してください。

様式の経過措置等について（令和7年度改正の実施要領附則3及び4）【R7変更】

令和6年度までに事業計画の認定を受けた活動組織は、従来の活動計画書等の様式をそのまま使ってもかまいません。

また、市町村長及び都道府県知事が地方農政局長等と協議し同意が得られた活動記録の独自様式についても使用可能です。

機能診断結果の記録について

資源向上活動（共同・長寿命化）においては、機能診断の結果を踏まえて必要と判断したものについて、実践活動や長寿命化工事を行います。このため、

- ・機能診断の結果
- ・機能診断結果を踏まえた実践活動の優先順位や具体的な対応方針

等については、記録を残し、構成員の間で認識を共有する等が重要です。

機能診断の記録方法については、前ページに掲載している「活動の解説」を参照してください。

民間の事務支援システムの活用について

事務効率化のため、作業内容の記録、交付金の収支、申請・報告様式等の作成に当たり、民間の事務支援システムを活用している例があります。

詳しくは、市町村等にお問合せください。

金銭の支出の有無に関わらず、活動計画に位置付けた活動を行った場合には、それらの全てを本様式に記載してください。
また、活動の取りまとめ等の事務処理や打合せ等も記入してください。

「活動時間」は、休憩時間を含まない実動時間を30分単位で記入（プルダウンリスト、「0.5」等直接入力も可能）してください。

【R7変更点】
これまで求めていた「開始時刻」の記入は不要となりました。
また、エクセル様式では、日付順に自動で並び変わるよう設定されました。

(様式第1-6号)

[活動組織から市町村に提出するもの]

7年度 多面的機能支払交付金

★「実動時間」には休憩時間を含めず、実動時間を記入してください。

★「活動項目番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における活動項目の番号及び要領第1の2の(1)に基づき都道府県が定める要領基本方針において追加された活動項目の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。
同一日に複数の活動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左詰めで一行に記入してください。番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入してください。

活動実施日及び活動時間		活動参加人数			活動項目番号（左詰め）				活動内容		備考（具体的な活動内容を記入）	様式欄外（参考）	
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数					支払区分	活動項目		実施した活動項目	活動実施による効果の概要
4/1	1時間	1人		1人	200					200 事務処理	活動の周知らせ作成		
4/1	3時間	5人	2人	7人	2	28	34		農地維持、共同、共同	2年度活動計画の策定、28年度活動計画の策定、34年度多面的機能支払計画の策定	年度計画の作成		
4/5	3時間	4人	2人	6人	1	24			農地維持、共同	1点検、24農地の機能活用	点検、機能診断（農用地）		
4/15	2.5時間	5人	2人	7人	300					300 会議	役員会		
7/1	2時間	3人	2人	5人	5	7	10		農地維持、農地維持、農地維持	5畦畔・法面・防風林の草刈り、7水路の草刈り、10草道の草刈り	〇〇水路、〇〇農道、〇〇農道の草刈り		〇
7/11	2時間	5人		5人	5	7	10		農地維持、農地維持、農地維持	5畦畔・法面・防風林の草刈り、7水路の草刈り、10草道の草刈り	活動支援組による、〇〇の草刈り		
8/12	2時間	5人	30人	35人	17				農地維持	17農業者の検討会の開催	農業者との連携強化のための検討会		
10/15	2時間	3人	2人	5人	45				共同	45稲刈りの農家形成活動（農家形成・生活環境保全）	〇〇の稲刈		
11/2	3.5時間	3人	2人	5人	61				長寿会化	61水路の補修	〇〇水路の補修	〇	〇
3/1	1.5時間	3人	2人	5人	62				長寿会化	62水路の更新等	〇〇水路の更新（外注、現場立会）		
3/29					200					200 事務処理	年度の事務作業は、事務作業日時のとおり。		
3/29	1時間	5人	15人	20人	300					300 会議	総会		

この欄より上に行を挿入してください。

様式欄外（参考）

活動に参加した農家人数

活動に参加した延べ人数

農業者	農業者以外	合計
5人	30人	35人
41人	59人	100人

「活動項目番号」は、活動計画に位置付けた活動項目から、実施した活動内容に応じて記入してください。
エクセル様式は、「活動計画書」で「〇」を記入したもののみを選択できるように設定されています。

備考欄には、地域での活動内容を「何を、どのように、どれだけ行ったか」具体的に記入します。

最大人数」の欄は、「活動参加人数」欄の「農業者」、「農業者以外」それぞれについて年間最大の人数を選び、その合計を記入してください。
「延べ人数」の欄には、「農業者」、「農業者以外」のそれぞれの合計人数を記入してください。
※エクセル様式では自動作成されます。

本活動記録には、活動の取りまとめ等の事務処理や打ち合わせについても記入して下さい。

活動記録の記入例① 事務作業の記録方法

(例) 作業日ごとに記入する場合

活動実施日及び活動時間		活動参加人数			活動項目番号（左詰め）				活動内容		備考（具体的な活動内容を記入）
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数					支払区分	活動項目	
4/1	1時間	1人		1人	200					200 事務処理	活動のお知らせ作成

(例) まとめて記入する場合（別途事務作業日報等を整理している場合に限ります。）

活動実施日及び活動時間		活動参加人数			活動項目番号（左詰め）				活動内容		備考（具体的な活動内容を記入）
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数					支払区分	活動項目	
3/15				1人	200					200 事務処理	年間の事務作業は、事務作業日報のとおり。

活動記録の記入例② 草刈り等複数日実施する活動の記録方法

(例) 作業日ごとに記入する場合

活動実施日及び活動時間		活動参加人数			活動項目番号（左詰め）				活動内容		備考（具体的な活動内容を記入）
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数					支払区分	活動項目	
7/1	2時間	3人	2人	5人	5	7			農地維持, 5 畦畔・法面・防風林の草刈り, 7 水路の草刈り		〇〇水路の草刈り
7/3	2.5時間	3人		3人	5	7			農地維持, 5 畦畔・法面・防風林の草刈り, 7 水路の草刈り		〇〇水路の草刈り
7/10	2時間	4人	2人	6人	10				農地維持, 10 農道の草刈り		〇〇農道、〇〇農道の草刈り

(例) まとめて記入する場合（別途作業日報等を整理している場合に限ります。）

活動実施日及び活動時間		活動参加人数			活動項目番号（左詰め）				活動内容		備考（具体的な活動内容を記入）
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数					支払区分	活動項目	
8/20	6時間	8人	4人	12人	5	7	10		農地維持, 5 畦畔・法面・防風林の草刈り, 7 水路の草刈り, 10 農道の草刈り		8/20～8/25 草刈り（活動時間と参加人数は延べ数）。詳細は作業日報のとおり。

活動記録の記入例③ 直営施工、活動支援班による活動の記録方法

(例) 備考欄に明記する場合

活動実施日及び活動時間		活動参加人数			活動項目番号（左詰め）				活動内容		備考（具体的な活動内容を記入）
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数					支払区分	活動項目	
7/3	2時間	3人		3人	5	7	10		農地維持, 5 畦畔・法面・防風林の草刈り, 7 水路の草刈り, 10 農道の草刈り		活動支援班による〇〇水路の草刈り
11/2	3.5時間	3人	2人	5人	61				長寿命化	61 水路の補修	〇〇水路のひび割れ補修（直営施工）

(例) 様式欄外(参考)を活用する場合

活動実施日及び活動時間		活動参加人数			活動項目番号（左詰め）				活動内容		備考（具体的な活動内容を記入）	様式欄外（参考）	
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数					支払区分	活動項目		直営施工した場合は○	活動支援班による活動の場合は○
7/3	2時間	3人		3人	5	7	10		農地維持, 5 畦畔・法面・防風林の草刈り, 7 水路の草刈り, 10 農道の草刈り		〇〇水路の草刈り		○
11/2	3.5時間	3人	2人	5人	61				長寿命化	61 水路の補修	〇〇水路のひび割れ補修	○	○

活動記録の記入例④ 「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の記入例

(例)長期中干しの場合

活動実施日及び活動時間		活動参加人数			活動項目番号（左詰め）					活動内容		備考（具体的な活動内容を記入）
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数						支払区分	活動項目	
〇/〇	2時間	1人		1人	58-3					共同	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	溝切り〇本（本/10a）実施
〇/〇		1人		1人	58-3					共同	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	中干し（〇月〇日～〇月〇日、〇日間）

(例)冬期湛水、夏期湛水の場合

活動実施日及び活動時間		活動参加人数			活動項目番号（左詰め）					活動内容		備考（具体的な活動内容を記入）
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数						支払区分	活動項目	
〇/〇	2時間	2人		2人	58-3					共同	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	湛水ほ場の畔塗り
〇/〇	0.5時間	2人		2人	58-3					共同	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	湛水ほ場の見回り、水位管理（湛水期間：12月5日～2月10日。）
〇/〇	0.5時間	2人		2人	58-3					共同	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	湛水ほ場の見回り、水位管理

(例)中干し延期の場合

活動実施日及び活動時間		活動参加人数			活動項目番号（左詰め）					活動内容		備考（具体的な活動内容を記入）
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数						支払区分	活動項目	
〇/〇		2人		2人	58-3					共同	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	中干し（〇月〇日～〇月〇日）（慣行的な中干し開始時期：〇月〇日）

(例)江の設置の場合

活動実施日及び活動時間		活動参加人数			活動項目番号（左詰め）					活動内容		備考（具体的な活動内容を記入）
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数						支払区分	活動項目	
〇/〇	2時間	2人		2人	58-3					共同	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	江の設置（補修）（江の形状：長さ〇m、水面幅〇cm、深さ〇cm）深みの設置（底面からの深さ〇cm、〇箇所）
〇/〇		2人		2人	58-3					共同	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	江の設置期間（湛水期間：〇月〇日～〇月〇日）

活動記録の記入例④ 「田んぼダム加算」の整理について

「田んぼダム加算」を受ける場合、活動計画書の

「3. (2)1 農村環境保全活動」のうち、テーマ「水田貯留機能増進・地下水かん養」

又は

「3. (2)2 多面的機能の増進を図る活動」のうち、「55 防災・減災力の強化」

のいずれかを選択し、当該活動項目の中で田んぼダムに取り組んでください。

活動記録においては、選択した活動項目番号を用いて行った活動内容を記入してください。

(例)「農村環境保全活動」で田んぼダムに取り組む場合

活動実施日及び活動時間		活動参加人数			活動項目番号 (左詰め)					活動内容		備考 (具体的な活動内容を記入)
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数						支払区分	活動項目	
4/5	2時間	5人	3人	8人	37					共同	37 水田貯留計画、地下水かん養計画の策定	年度計画の策定
4/20	2時間	100人	10人	110人	48					共同	48 水田の貯留機能向上活動 (水田貯留機能増進・地下水かん養)	田んぼダム説明会、堰板の設置

(例)「多面的機能の増進を図る活動」で田んぼダムに取り組む場合

活動実施日及び活動時間		活動参加人数			活動項目番号 (左詰め)					活動内容		備考 (具体的な活動内容を記入)
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数						支払区分	活動項目	
4/20	2時間	100人	10人	110人	55					共同	55 防災・減災力の強化	田んぼダム説明会、堰板の設置

活動記録の記入例⑤ 「みどり加算」の整理について

「みどり加算」を受ける場合、「生産記録」(参考様式)に活動内容を記入してください。

詳細は、次ページを参照してください。

「みどり加算」の活動の記録について【R7拡充】

- 対象取組の実施時期、肥料や農薬の使用記録を整理した生産記録を作成する必要があります。
- 必要に応じて、実施状況がわかる写真を撮影し、整理します。詳細は、市町村に確認してください。

(参考様式)生産記録

●対象活動:長期中干し

組織名	〇〇
氏名	〇〇

ほ場名	実施面積(a)※	作物名(5割低減)	備考
100-1	100a	水稻	

(注1)記入が定まらない場合は、別様式(任意)を用いることも可。
(注2)実施時期が複数ある場合は、「実施時期(開始日)」及び「実施時期(終了日)」のいずれも記載すること。
(注3)実施面積は計画や記録を記した値とする。

1. 対象活動

実施時期	溝切り実施日	溝切り本数(本/10a)	備考
令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	2	

(注1)中干しは生育中期に14日以上実施すること。
(注2)溝切りは10aあたり1本以上実施すること。
(注3)実施(溝切り)地域の生物種に応じて、地域内に草の生育や中干しを実施しない水田の確保など、生態系保全の対策を講ずることが望ましい。

2. 使用肥料(5割低減の取組)

資材等の名称	化学肥料窒素成分の割合(%)	使用量(kg/10a)	【5割低減】 化学肥料 窒素成分 (kgN/10a)	【慣行レベル】 化学肥料 窒素成分 (kgN/10a)	使用時期	備考
〇〇500(基肥)	15	20	3		令和〇年〇月〇日	
合計			3	8		

(注1)化学肥料のほか、指定混合肥料、混合堆肥混合肥料、混合刈混堆肥混合肥料などの化学肥料窒素成分を含む肥料を施用する場合は全て記載すること。
(注2)減量、倍量を追加して記入すること。

3. 使用農薬(5割低減の取組)

農薬名 (商品名、剤型)	用途	【5割低減】 削減対象農薬 成分回数	【慣行レベル】 削減対象農薬 成分回数	使用時期	備考
〇〇粒剤	殺菌剤	1		令和〇年〇月〇日	
〇〇粒剤	殺虫殺菌剤	3		令和〇年〇月〇日	
〇〇粒剤	殺菌剤	1		令和〇年〇月〇日	
〇〇フロアブル	植物成長調整剤	1		令和〇年〇月〇日	
〇〇乳剤	除草剤	2		令和〇年〇月〇日	
〇〇顆粒水和剤	殺虫剤	—		令和〇年〇月〇日	日本農林規格(JAS)適合
〇〇フロアブル	その他	1		令和〇年〇月〇日	
合計		9	18		

(注1)有機質肥料の日本農林規格で採用可能な表B1の農薬も含め、使用した農薬は全て記入すること。
(注2)減量、倍量を追加して記入すること。

4. 保管書類

☐ 現地確認を写真で行った場合

該当する項目の口には〇を記入すること。

(参考様式)生産記録

●対象活動:冬期湛水、夏期湛水

組織名	〇〇
氏名	〇〇

ほ場名(番号)	実施面積	作物名(5割低減)
1000	100a	水稻

※実施面積は法面や畦畔を除いた値とする。

1. 対象活動

(1) 主な作業

作業名	措置方法 (措置番号を記載)	実施時期	備考
取水措置	①		
漏水防止措置	②	〇年〇月〇日	
定期的な水位管理		〇年〇月〇日、〇月〇日	

(2) 湛水期間

	実施時期	備考
湛水開始時期	〇年〇月〇日	
排水開始時期	〇年〇月〇日	
湛水期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	

(留意事項)メタン発生量を増加させない及び地力力の低下を防ぐための春に一時排水して圃場を乾かす(地域の浸水対象地域に依り実施。例えばアフリカガエル類の生卵が確認された冬期湛水区域では春排水を行わないなど)。また、生き物調査などモニタリングを合わせて行うことが望ましい。

※ 使用肥料及び農薬の欄は「長期中干し」を参照

(参考様式)生産記録

●対象活動:江(水田ビオトープ、生き物緩衝帯)の設置

組織名	〇〇
氏名	〇〇

ほ場名(番号)	実施面積	作物名(5割低減)
1000	100a	水稻

※実施面積は法面や畦畔を除いた値とする。

1. 対象活動

(1) 主な作業等

作業名	実施状況	実施時期(年月日)	備考
本年取組向けの準備作業	☒ 新設	〇年〇月〇日	
□ 旧溝の埋め戻し	☐ 延長 ()		
□ 旧溝の埋め戻し	☐ 補修 ()		
(令和 年 月 日設置)	【江の形状】 長さ 〇m、水田幅 〇m、深さ 〇m		
深みの設置	河川からの深さ 〇cm、設置数 〇箇所		

(2) 江の設置箇所への除草剤の使用実績(本田内の除草剤使用実績を除く)

☐ 使用済

(3) 江の設置期間

	実施状況	備考
湛水開始時期	〇年〇月〇日	
湛水終了時期	〇年〇月〇日	
湛水期間	〇日間	

(留意事項)ウツガエリやアフリカザリガニ等の侵略的な外来生物が生息する場合は水を抜いて駆除を要する。生き物調査などモニタリングを合わせて行うことが望ましい。

※ 使用肥料及び農薬の欄は「長期中干し」を参照

(参考様式)生産記録

●対象活動:中干し延期

組織名	〇〇
氏名	〇〇

ほ場名(番号)	実施面積	作物名(5割低減)
1000	100a	水稻

※実施面積は法面や畦畔を除いた値とする。

1. 対象活動

(1)主な作業

作業名	実施作業	実施時期	備考
定期的な水管理		令和〇年〇月〇日	
畦畔の点検・補修活動		令和〇年〇月〇日、〇月〇日	

(注1)実施作業は、実際にを行った(行った予定の)作業名を記載してください。

(2)湛水期間

	実施時期	備考
湛水開始時期	〇年〇月〇日	
中干開始時期※	〇年〇月〇日	
湛水期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	

※地域の慣行的な実施時期を記載

※ 使用肥料及び農薬の欄は「長期中干し」を参照

65

3 金銭出納簿

- ・ 交付を受けた全ての交付金に関する収入及び支出を記録し、交付金を適切に管理する必要があります。
- ・ 市町村は、金銭出納簿の内容を基に、不適切な支出がないか、交付金が適切に管理されているか、透明性の高い会計が行われているか等の確認・指導等を行います。
- ・ 金銭出納簿は、毎年度新しいものを用意します。
- ・ 規約に基づき、毎年度末、金銭出納簿について内部監査を実施する必要があります。
- ・ 金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。
- ・ 保管すべき書類のうち、電磁的記録により保管可能なものは、電磁的記録によることができます。その際、不鮮明なデータとならず、バックアップを作成し、データの改ざん防止措置を行うことを推奨します。

様式の経過措置等について（令和7年度改正の実施要領附則3及び4）【R7変更】

令和6年度までに事業計画の認定を受けた活動組織は、従来の活動計画書等の様式をそのまま使ってもかまいません。

また、市町村長及び都道府県知事が地方農政局長等と協議し同意が得られた活動記録の独自様式についても使用可能です。

支出費目について【R7変更】

令和6年度までの支出費目のうち「購入・リース費」は、「その他支出」に統合しました。

番号	支出費目	内容
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿命化）、他の活動組織からの融通額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	外注費	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
6	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、草刈り機の替刃、役員報酬、お茶代など（令和6年度まで購入・リース費としていた）資材（碎石、砂利、セメントなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
7	返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

支出に当たっての留意点 ① 日当の単価について

日当の単価は、以下に示すとおり、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定し、毎年構成員全員に周知してください。

- ・地域別最低賃金
- ・地方公共団体単価
 - ⇒都道府県の非常勤職員単価
 - ⇒市町村の非常勤職員単価
- ・地域別組織単価
 - ⇒営農組合単価
 - ⇒水利組合単価
 - ⇒自治会単価
 - ⇒土地改良区単価
 - ⇒シルバー人材センター単価 等
- ・農作業単価
 - ⇒市町村農業委員会の農作業標準料金 等
- ・公共労務単価
 - ⇒公共工事設計労務単価 等

支出に当たっての留意点 ② 外注について

- ・本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。
- ・外注を行う場合には、3者以上から見積りを徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行に努めてください。

注意すべき不適切な実施例

〔作業委託（外注）等の際に見積徴収を行っていない又は見積徴収先が3者未満〕

- ・外注等（機械リース、機械の購入、事務委託、作業（工事）委託）の際に見積徴収を実施していない。
- ・外注等の際の見積徴収について、3者以上に実施していない。

※上記に該当する場合、原則として3者以上から見積徴収を行うよう、今後対応を改善する必要があります。

支出に当たっての留意点 ③ 物品の購入等について

- ・機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。
- ・購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められます。
- ・共同活動には草刈りや泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。

支出に当たっての留意点 ④ 交付金の支出対象とならない経費

番号	項目	具体例
1	農業者の営農活動にかかる経費	・ 営農活動に必要なポンプの電気代など農業水利施設の運転経費 ・ 営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費
2	多面的機能の発揮と関連しない経費	・ 活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用 ・ 接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等
3	他団体への寄付	・ 他団体への寄付・助成 ・ 他団体の経常的運営に必要な経費
4	他事業の地元負担への充当	・ 他事業による施設整備・補修等の地元負担
5	管理者が決まっている施設の維持管理に要する経費	・ 国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費 ※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象にすることができる場合があるので、市町村に相談のこと
6	自ら実施する必要があるものに要する経費	・ 活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用

※ 活動計画に位置付け、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の対象です。

注意すべき不適切な実施例

〔本交付金の活動以外又は活動のみに用途の限定が難しいものへの支出〕

- ・ 本交付金の活動と関係性のない食料品、日用品、物品、日当等へ支出している。
- ・ 本交付金の活動以外にも使用している事務用品等へ支出している。
- ・ 認定農用地の区域外や河川・道路等管理者が別途存在し管理する土地での活動へ支出している。
- ・ 活動組織設立以前の活動へ支出している。

※上記に該当する場合、交付金返還の対象となります。ただし、法令等に基づいて管理者が定められた施設を、慣行として活動組織が水路等の施設と一体的に管理している場合は、共同活動の対象とすることが可能（資源向上支払（長寿命化）は除く。）としています。この場合は、原則として施設管理者との覚書や協議記録簿等の書面により管理区分等を明確にしてください。

(様式第1～7号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

7 年度 多面的機能支払交付金 令和元年度

★「分類」欄は、分類番号(1～7)から選択してください。

★「区分」欄には、「農地維持・資源向上(共同)」に属する収支は「1」を、「資源向上(長寿命化)」に属する収支は「2」を記入してください。

★農地維持・資源向上(共同)の交付金を活用して資源向上(長寿命化)の活動を行った際の収支は「2」を記入してください。

★交付金交付前に活動資金を構成費が一時的に立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入として、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出と見なされます。

領収書と同じ日付(実際に支払を行った日付)を記入してください。

構成員が立替払いを行ったものは、精算した日付を記入してください。

「分類」は、下部に記載の費目及び内容に該当するものを記入してください。

【R7変更点】

これまでの「購入・リース費」は「6 その他支出」に統合しました。

日付	分類	内 容	区分	収入(円)	支出(円)	残高(円)	領収書 整理番号	活動 実施日	備考	長寿命化 への活用
4/1	1.前年度持越	前年度持越(農地維持・資源向上(共同))	1	100,000		100,000				
4/1	1.前年度持越	前年度持越(資源向上(長寿命化))	2	200,000		300,000				
4/20	3.利子等	構成員立替金の繰入	2	120,000		420,000	1		〇〇氏より	
5/15	6.その他支出	お茶購入	1		3,000	417,000	2,3	4/5	〇〇集落	
5/20	6.その他支出	〇〇資材の購入費	2		315,360	101,640	4	7/1	草刈り用	
6/20	2.交付金	農地維持・資源向上(共同)交付金	1	2,654,500		2,756,140				
6/20	2.交付金	資源向上(長寿命化)交付金	2	1,840,000		4,596,140				
6/25	3.利子等	構成員立替金の返済	2	▲120,000		4,476,140	5		〇〇氏へ	
7/1	4.日当	草刈り	1		120,000	4,356,140	6	7/1		
7/10	6.その他支出	〇〇資材の購入費	1		500,000	3,856,140	7	10/15	農道補修用	○
3/31	7.返還	返還額の支払(資源向上(長寿命化))	2		640	3,855,500	15			
この線より上に行を挿入してください。										
合 計				4,794,500	939,000	3,855,500				

※領収書は、通し番を記入した上で、必ず保管しておいてください。

購入した資材や日当等の内訳を具体的に記入してください。

「区分」は以下を記入してください。
「農地維持」又は「資源向上(共同)」→「1」
「資源向上(長寿命化)」→「2」
区別ができない支出→「1」

エクセル様式は合計欄や集計欄は、自動で計算されます。

領収書等の整理番号を記入してください。

※領収書は必ず保管してください。
※領収書はレシートでも構いません。(日付、店名が記入されていない場合は記入してください。また、感熱紙のレシートは、経年により文字が消えてしまうので、コピーも保管してください。)
※領収書は品名、規格、購入数量等も記入してもらうようにしてください。

・活動実施日を記入してください。(活動記録の日付と一致させてください。)

【R7変更点】

・活動実施日(プルダウンリスト)は、「活動記録」で記入した日付のみを選択できるように設定しています。

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。(他組織との交付金のやりとりがある場合は、その旨を備考欄に記載)

番号	費目	内 容 (例)
1	前年度持越	前年度からの繰越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)、他の活動組織からの繰越金・返還金
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動に参加者に対して支払った日当
5	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、工事の外注費など
6	その他支出	「4.日当」、「5.外注費」以外の支出 具体的には、 ・資材(砕石、砂利、土等)の購入費、活動に必要な機具(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機具等の修理費、花の種、苗代金など ・技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の修理代、夜間照明、お茶代、加算措置(長寿命化促進策の取組に係る支援)の取組を実施する農業者に対する部分など
7	返還	返済金、他の活動組織への融資額・返済額

金銭出納簿の「区分」が「1」の収入／支出をここに集計します。
※エクセル様式では前ページの表から自動集計されます。

金銭出納簿の「区分」が「2」の収入／支出をここに集計します。
※エクセル様式では前ページの表から自動集計されます。

【集計】 1 農地維持・資源向上（共同）（円）

項目	金額
収入	支出
1. 前年度繰越	100,000
2. 交付金	2,654,500
3. 利子等	
4. 日当	120,000
5. 外注費	
6. その他支出	2,503,000
7. 返還	
次年度への繰越（残高）	131,500
合 計	2,754,500

前ページの「分類」欄へこの番号を選んで記入します。

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。「他種雑費」の交付金のやりとりがある場合は、その旨を備考欄に記載。

番号	費目	内 容（例）
1	前年度からの繰越金	
2	農地維持交付金、資源向上交付金（共同）、資源向上交付金（長年高給）、18の活動開始からの農地維持・返還費	
3	利子等、構成員による活動資金の立替金	
4	活動参加者に対して支払った日当	
5	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、設計等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など	
6	「4. 日当」、「5. 外注費」以外の支出 具体的には、 ・資材（砕石、砂利、砂、土など）の購入費、パソコンなどのリース費、車庫、機具等の借り上げ費、花の種、苗代など ・技術指導等のために外部から招く専門業者等の料金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賞金、早刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代、雑費等	

残額は、次年度以降の活動に必要とされるものに限り、持越すことができます。
持越額を次年度に活用する際には、前年度の実施状況報告書で定めた用途に従ってください。
次年度以降使用する見込みのないものは、市町村に返還してください。

金銭出納簿の記入例① 構成員の立替払いの記録方法

(例) 交付金交付前にまとまった活動資金を立て替えて会計口座に繰り入れた場合

- ・繰入時: 収入欄に立替額を記載
- ・返済時: 収入欄に返済額をマイナスで計上(一時的な立替が収入及び支出の合計額に計上されないようにするため。)

日付	分類	内 容	区分	収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	領収 書 等 番 号	活動 実施日	備考	長寿 命化 への 活用
4/20	3.利子等	構成員立替金の繰入	1	120,000		420,000	1		〇〇氏 より	
...	...	...	..	...						
6/25	3.利子等	構成員立替金の返済	1	▲ 120,000		4,476,140	5		〇〇氏 へ	

(例) 構成員が立て替えて物品等を購入した場合

- ・物品購入時の領収書と立て替えた構成員への支払に対する領収書の2枚を保管する必要があります。

日付	分類	内 容	区分	収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	領収 書 等 番 号	活動 実施日	備考	長寿 命化 への 活用
5/15	6.その他支出	お茶購入 (構成員立替)	1		3,000	417,000	2,3	5/1	〇〇氏 立替、 役員会 用	

金銭出納簿の記入例② 農地維持・資源向上(共同)と長寿命化を分ける場合

様式の「区分」欄に「1」のみを入れる金銭出納簿と「2」のみを入れる金銭出納簿の2つに分けて管理することも可能です。

金銭出納簿の記入例③ 農地維持・資源向上(共同)の交付金を長寿命化に活用する場合

- ・ 農地維持・資源向上(共同)の交付金を長寿命化に活用する場合(詳細は29ページ参照)は、「長寿命化への活用」欄に○を記入してください。
- ・ 資源向上支払交付金(長寿命化)を農地維持活動や資源向上活動(共同)に充当することはできません。

日付	分類	内 容	区分	収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	領収 書 等 番 号	活動 実施日	備考	長寿 命化 への 活用
11/15	6.その他支出	〇〇資材の購入	1		30,000	643,000	12	11/20	〇〇水路補修 用	○

3. 財産管理台帳

(1) 財産の取扱いについて

- 多面的機能支払交付金により更新等を行った施設（財産）及び、機械や器具等の物品については、活動期間終了後においても、事業計画認定時の条件や工事に関する確認書や農林畜水産業関係補助金等交付規則別表（第5条関係）の耐用年数に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。
- また、土地改良区等（市町村を除く）の施設において更新等を行い、活動組織が財産を取得した場合、速やかにその財産を土地改良区等に譲渡する必要があります。（必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ土地改良区等と協議し、指示を受けて下さい。）
- これらを確実に円滑に行うため、活動組織において財産管理台帳を作成することは非常に重要です。

(2) 財産管理台帳の整備

- 更新等を行った施設については、活用した交付金の種類を問わず、その都度、財産管理台帳に整理し保管する必要があります。
 - また、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具と農林畜水産業関係補助金等交付規則別表（第5条関係）に掲げるものについても、同様に財産管理台帳に整理が必要です。
 - 財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間等を記載します。
- ※ 財産管理台帳（様式第1－10号）の様式については、処分制限期間欄及び処分の状況を含む独自様式で管理することもできます。
- ※ 軽微な事務用品や物品、燃料等の消耗品、施設の補修工事等に使われる材料などについては台帳で整理する必要はありません。

注意すべき不適切な実施例

[財産管理台帳の記載・作成漏れ]

- 更新等を行った施設（水路・農道等）、取得した機械（草刈機等）や器具（パソコン、プリンター、カメラ等）の財産管理台帳への記載漏れ
 - 活動において管理すべき財産を取得している場合における財産管理台帳の作成漏れ
- ※ 上記に該当する場合、早急に該当する施設等の財産管理台帳への記載等を行うよう、今後対応を改善する必要があります。

財産の処分制限期間について

活動組織が更新等を行った施設については、処分制限期間内は、交付金の目的に反した譲渡、使用等が制限されます。＊

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、財産の耐用年数の例を参考にして下さい。

- ※ 処分制限期間内に、交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、地方農政局長等の承認が必要となります。
- （施設の従前の所有者である土地改良区等への譲渡については、交付金の目的に反して行われるものではないため、地方農政局長等への承認申請不要です。）

財産管理台帳

市町村名	事業の内容	対象組織名	活動期間	年度		経費の区分	処分制限期間	年度		処分の状況	備考
名称	工機整備・規格	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	経費内訳(単位:円)	耐用年数	処分制限 年月日	年度	処分の状況	備考
大野	〇〇用大野 400	〇〇県〇〇市〇〇番	200m	R5.4.12	R5.12.12	工事費 315,000 経費分 315,000 その他 0	10	R4.12.12		無償譲渡	〇〇地域資源保全会 R13.20に〇〇土地改良区へ譲渡済み
計						630,000					

注1: 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

注2: 処分内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

注3: 備忘欄には、譲渡先、貸付け先、担保提供等の設定種別の名称又は交付金返還額を記入すること。

また、外注工事の場合は施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。

注4: この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

注5: 最終年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。

注6: 「名称」は「大野」や「農道」等、対象施設の名称を記入すること。

多面的機能支払交付金で取得又は効用を増加した

- ・不動産
- ・1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具
- ・農林畜水産業関係補助金等交付規則別表(第5条関係)に掲げるものがある場合に作成します。

具体的には、更新等を行った施設や取得価格が50万円以上の機械及び器具等の物品が該当します。

財産(物品)管理台帳(例)

処分制限期間と処分状況の欄が必要です。

〇〇地域資源保全会

番号	品目名	数量	購入金額	取得 年月日	処分制限期間		処分の状況		備考
					耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
1	草刈機(〇〇-〇)	10台	212,000円 (@21,200×10)	R5.4.21	7	R12.4.21			
2	バザン(〇〇-〇)	1台	51,000円	R5.6.25	4	R9.6.25			
計									

(注) 1. 交付金で購入した物品については、農林畜水産業関係補助金交付規則別表に参照し本表で整理する。

2. 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

財産の耐用年数について

○多面的機能支払交付金における財産の耐用年数の例
(農林畜水産業関係補助金等交付金規則別表(第5条関係)を参照)

構築物	財産の名称、構造等	具体例	耐用年数 (年)
農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又は物品ブロック造のもの		
	その他のもの	コンクリート製水路、手置打ち水鉢、普通制橋の橋(コンクリート二次製品)	17
主として金属製のもの	主として木造のもの	グート、バルブ、金網フェンス、鳥獣忌防柵網(専気柵)	14
	その他のもの	水田農道、柵	5
緑化施設及び庭園	その他のもの	遮水シート(ため池堤体)	8
	その他の緑化施設及び庭園(工事緑化施設に書まれるものを除く。)	防風林	20
構築物及び構築物	コンクリート製、ブロック製、れんが製又は石敷のもの	コンクリート製、ブロック製、れんが製、砂利舗装	15
	アスファルト製又は木れんが製のもの	アスファルト舗装	10
築造のもの	築造のもの以外のもの		
	築造のもの	排水溝	30
築造のもの	築造のもの	排水溝(水路)	15
	築造のもの	堤防、合流排水路(水路)	10
築造のもの	築造のもの		
	築造のもの	築造のもの	4
築造のもの	築造のもの	築造のもの	3
	築造のもの	築造のもの	2
築造のもの	築造のもの	築造のもの	8
	築造のもの	築造のもの	4

具体例として記載がない施設や物品等については、市町村の担当窓口へお問合せください。

構築物	財産の名称、構造等	具体例	耐用年数 (年)
構築物	構築物、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)		
	構築物、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	机、椅子	15
主として金属製のもの	主として金属製のもの	机、椅子	8
	その他のもの		
ラジス、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	ラジス、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	ラジス、テープレコーダー、スクリーン、マイク(ハンデマイクを含む)、アンプ、スピーカー	5
	その他のもの		
電子計算機	電子計算機		
	電子計算機	パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く。)	4
複写機、計算機(電子計算機を除く。)	複写機、計算機(電子計算機を除く。)	プリンター	5
	その他のもの		
録音機、録音機及び録音機	録音機、録音機及び録音機	はかり	5
	その他のもの		
光学機器及び写真製作機器	光学機器及び写真製作機器	カメラ、フロッピー	5
	その他のもの		
写真及び写真機器	写真及び写真機器	写真用紙	3
	その他のもの		
その他のもの	その他のもの	のぼり	5
	その他のもの		
プラスチック容器、プランター	プラスチック容器、プランター		2
	その他のもの		20
船舶のもの以外のもの	船舶のもの以外のもの		
	船舶のもの以外のもの		
その他のもの	その他のもの	防風シート、防風ネット	5
	その他のもの		
農業用設備	農業用設備	防風機、モア(草刈りアタッチメント)、トラクター用除雪機(アタッチメント)、フェーンソー、ポンプ	7
	その他のもの		
ソフトウェア	ソフトウェア	事務支援ソフト、書籍	5
	その他のもの		

財産管理台帳で整理する必要がないものの例

○耐用年数1年未満の消耗品類

- ・コピー用紙、ボールペン、のり、テープ、CD-R、メモリー、事務用はさみ、ホッチキス、はんこ等の軽微な事務用品
- ・軍手、タオル、ブラシ、ほうき、移植ごて、コーキングガン、ビニール傘、タッパ、罎子、花苗等の軽微な物品

(使い捨て又は長持ちしないもので安価なもの)

- 機械の燃料、潤滑油、乾電池、草刈り機、刈り刃等の消耗品
- セメント、アスファルト、砕石、コーキング材、塗料、薬剤等、補修工事等に使われる材料

3. 活動の報告

毎年度、活動計画に定めた事項の実施状況を取りまとめ、市町村長に報告する必要があります。

1 報告の流れ

(1) (「みどり加算」を受ける場合)実施経過の取りまとめ・報告【R7拡充】

- ・ 毎年度、活動の実施経過を取りまとめ、以下の書類を市町村に提出します。
- ・ 提出期日は、活動を実施した年度の**1月31日まで**です。
- ・ 市町村における確認（書類審査（必要に応じて現地確認））後、実施経過の確認結果が通知されます。

市町村への提出書類（提出資料は市町村にお問い合わせください）	
必ず提出する書類	必要に応じて提出する書類
◆ 実施経過報告書 ☐ 様式第1－12号（別紙1及び別紙2） ☐ 生産記録（参考様式）	☐ （市町村の求めに応じて）実施状況がわかる写真

(2) 実施状況の取りまとめ・報告

- 毎年度の活動終了後、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめ、以下の書類を市町村に提出します。
- 提出期日は、活動を実施した翌年度の市町村の定める期日です。
- 市町村における確認（書類審査、現地確認）後、必要に応じ、実施状況の確認結果が通知されます。

市町村への提出書類（提出資料は市町村にお問い合わせください）	
必ず提出する書類	必要に応じて提出する書類
◆ 実施状況報告書 □ 様式第1－8号 □ （みどり加算を受ける場合）別紙1及び別紙2 【R7拡充】 □ （持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ100万円以上の場合）別紙3 持越金の予定表 ◆ 活動記録（※1） □ 様式第1－6号 ◆ 金銭出納簿（※2） □ 様式第1－7号 □ （みどり加算を受ける場合）生産記録（参考様式）	□ （みどり加算を受ける場合、市町村の求めに応じて）実施状況がわかる写真【R7拡充】 □ その他市町村が求める書類（※3） ・財産管理台帳（様式第1－10号） ・通帳 ・領収書 ・総会資料及び議事録 ・点検及び機能診断記録簿 ・研修資料 等
活動期間の最終年度のみ提出する書類	
◆ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）チェックシート【R7追加】 □ 様式第1－11号 ◆ 地域資源保全管理構想 □ 別記1－4様式	

※1 農地維持支払交付金については、市町村が事業計画に定められている農用地及び対象施設の保全管理状況の現地確認を行うことから、活動記録の提出は不要ですが、作成は必要です。

※2 法人化した組織においては、金銭出納簿の市町村への提出は不要です。

※3 財産管理台帳（様式第1－10号）、通帳、領収書、総会資料及び議事録は、市町村における確認対象書類です。

市町村が行う実施状況の確認内容

市町村において、毎年度、活動組織から提出のあった書類（前ページ）の書類確認及び現地確認を行います。活動写真や作業日報の作成・提出は求めています。ただし、みどり加算については、市町村が実施状況を確認する際、写真による確認又は現地確認をすることから、市町村の求めに応じて実施状況がわかる写真を作成・提出する必要があります。【R7拡充】

実施状況の確認内容		
	書類確認	現地確認
農地維持支払	○	○
資源向上支払（共同）	○	必要に応じて実施
うち、みどり加算	○	写真による確認又は現地確認を実施
資源向上支払（長寿命化）	○	活動期間中に1回以上実施

注意すべき不適切な実施例

〔領収書等の書類がない支出〕

- ・自動販売機での購入等、領収書（レシート）を確認できない物へ支出している。
 - ・領収書等が紛失している等により支払いが確認できない物へ支出している。
 - ・購入品の内容が領収書等で確認できない物へ支出している。
- ※上記に該当する場合、交付金返還の対象となります。

持越金について

- ・持越金については、次年度の当初期間に必要な額限りとし、使用時期、使用内容などを実施状況報告書の備考欄に記載します。使用予定が明確でないものについては市町村に返還が必要です。
- ・長寿命化の取組として、持越金を積立てる場合は、長寿命化計画に位置付けた取組で次年度以降に必要な費用のみとします。
- ・持越金については具体的な使用計画（取組内容ごとの使用時期と金額）などの資料を別途整理しておくことが必要です。

(3) 次年度の年度活動計画の策定

- ・市町村が実施状況の確認に用いた「実施状況確認チェックシート」（別記3-1様式第1号、第3号、第4号）は、活動組織に送付されます。チェックシートには、市町村が確認を実施した際の所見が記載されているので、次年度の年度活動計画策定時の参考としてください。
- ・新たに遊休農地の発生が判明した場合は、その農用地を解消すべき遊休農地として位置付けるなど、事業計画書及び活動計画書の変更を行う必要があります。

(4) 自己評価

- ・毎年度の活動報告とは別に、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む活動組織は、認定を受けている事業計画の開始年度から起算して4年目にこれらの活動の実施状況や効果の発現状況等について自己評価を行い、市町村に報告する必要があります。
- ・自己評価の詳細については市町村にお問合せください。

2 (みどり加算を受ける場合)実施経過報告書の作成【R7拡充】

- ・毎年度、活動の内容を取りまとめ、実施経過報告書（様式第1-12号）を作成します。
- ※ 様式第1-12号の別紙1及び別紙2は、様式第1-8号の別紙1及び別紙2と共通です。

やむを得ない理由で取組を実施できなかった場合

多面的機能支払交付金では、原則5年間の活動計画に基づいて5年間継続して活動を実施する必要があり、実施要件を満たさない場合は、交付を受けた交付金を認定年度に遡って返還（遡及返還）を求める仕組みとなっています。

ただし、自然災害その他やむを得ない理由による場合は返還は免除される規定を設けており、みどり加算については、例えばブロックローテーション等地域の営農計画上の事情等により取組を実施できない事情が生じた場合は、市町村に相談し、備考欄に理由を記入してください。

なお、やむを得ない理由の整理に当たっては、地域において、十分に認識を共有し、合意を図ることが重要です。

次のページに示す別紙1及び別紙2、生産記録等を添付して提出します。

(様式第1-12号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

〇〇市長 殿

農林水産省様式

令和〇年〇月〇日

〇〇地域資源保全会

多面 太郎

7年度 多面的機能支払交付金に係る実施経過報告書（環境負荷低減の取組への支援）

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2234号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施経過（環境負荷低減の取組への支援）について、別添のとおり報告します。

- ☐ 報告内容は全て実施済みです。
- ☒ 報告内容は見込みのものも含まれます。
- 〔注〕該当する項目の「」に■を記入すること。

該当するものに「■」を記入してください。

別紙1 環境負荷低減の取組への支援(通称:みどり加算)取組面積

- 生産記録(参考様式)を基に活動の内容を取りまとめ、別紙1を作成します。

(別紙1) 環境負荷低減の取組への支援

1 実施時期

取組項目				化学肥料及び化学合成農薬を50%以上削減する活動			
内容	実施時期			(注釈)	実施時期		
農用中干し	6月	～	7月	水稲	4月	～	9月
冬期湛水	12月	～	2月	水稲	4月	～	9月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月

※ 2月以降に活動が終了する場合は2月以降の月を記載してください。

※ 必要に応じて年を追加してください。

「a 活動の計画」は、「活動計画書」の内容を転記してください。(パソコンで入力する場合、活動計画書から自動で転記されます。)

2 a 活動の計画(要件確認のため活動計画から転記)

取組項目	1年目 計画面積 (種別別)	2年目 計画面積 (種別別)	3年目 計画面積 (種別別)	4年目 計画面積 (種別別)	5年目 計画面積 (種別別)	交付期間	1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
農用中干し	100a	101a	101a	101a	101a	500 19/10a	8,000円	8,080円	8,080円	8,080円	8,080円	
冬期湛水	50a	50a	55a	60a	70a	4,000 19/10a	20,000円	20,000円	22,000円	24,000円	28,000円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	5,000 19/10a	円	円	円	円	円	
中干し連綿	a	a	a	a	a	3,000 19/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)	a	a	a	a	a	4,000 19/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝未実施)	a	a	a	a	a	3,000 19/10a	円	円	円	円	円	
合計	150a	151a	156a	161a	171a		28,000円	28,080円	30,080円	32,080円	36,080円	

b 実施面積(報告年度のみ記載すること)

「備考」欄: 報告年度の計画面積が計画面積を下回った場合は「1年目 計画面積」を下回った場合は、その理由を記入する。

取組項目	1年目 計画面積 (種別別)	2年目 計画面積 (種別別)	3年目 計画面積 (種別別)	4年目 計画面積 (種別別)	5年目 計画面積 (種別別)	交付期間	1年目 交付額	2年目 交付額	3年目 交付額	4年目 交付額	5年目 交付額	備考
農用中干し	a	101a	a	a	a	500 19/10a	円	8,080円	円	円	円	
冬期湛水	a	49a	a	a	a	4,000 19/10a	円	19,600円	円	円	円	〇〇のため
夏期湛水	a	a	a	a	a	5,000 19/10a	円	円	円	円	円	
中干し連綿	a	a	a	a	a	3,000 19/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)	a	a	a	a	a	4,000 19/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝未実施)	a	a	a	a	a	3,000 19/10a	円	円	円	円	円	
合計	a	150a	a	a	a		円	27,680円	円	円	円	

※ 交付額は、計画面積(同一の取組項目)を基に、報告年度に、a/aを切り捨てた値を記載してください。

※ 同一年度に対しては、複数の取組を行う場合も計画面積の合計のみを記入してください。

※ 報告年度は、(別紙3)に記載してください。

3 添付書類

生産記録

・他の仕組等

「実施面積」は、畦畔、法面を含まない本地面積を、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

「実施面積」は、報告年度のみ記入してください。

報告年度の実施面積が計画面積を下回った場合又は1年目の計画面積を下回った場合、備考欄にその理由を記入してください。

別紙2 構成員別取組面積

- 生産記録（参考様式）を基に構成員ごとの実施状況を取りまとめます。

《別紙2》環境負荷低減の取組への支援

組地名：

〇〇地域資源保全会

〇 年度 環境負荷低減の取組の構成員別実施面積

氏名	対象取組 (内容)	化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する活動 (作物名)	実施面積 (a)	備考
環境 太郎	長期中干し	水稻	101 a	
環境 太郎	冬期湛水	水稻	20 a	
環境 花子	冬期湛水	水稻	29 a	
集計	長期中干し		101 a	
	冬期湛水		49 a	
	夏期湛水		0 a	
	中干し延期		0 a	
	江の設置等（作溝実施）		0 a	
	江の設置等（作溝未実施）		0 a	
	合計		150 a	

※ 2月以降に活動が終了する場合は見込みを記載してください。

※ 必要に応じて欄を追加してください。

・構成員別に記入してください。

・複数人で協力して取り組む場合で、実施面積を該当する者ごとに分けて書くことができない場合には、氏名欄に該当する者の氏名を列記してください。

手書きの場合は、金銭出納簿の集計欄から当該年度の交付金の収入、支出実績を記入してください。
エクセル様式の場合、「収支実績」は、金銭出納簿の集計表をもとに自動で作成されます。
(別添)

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

組織名称

〇〇地域資源保全会

<7年度 収支実績 〇年〇月〇日現在>

収入の部	項目	金額
1.	前年度からの持越金 (農地維持・資源向上(共同))	100,000円
2.	前年度からの持越金 (資源向上(長寿命化))	200,000円
3.	農地維持・資源向上(共同)交付金	2,654,500円
4.	資源向上(長寿命化)交付金	1,840,000円
5.	利子等	
	合 計	4,794,500円

金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」の集計欄の1と2から転記してください。

金銭出納簿の「2.資源向上(長寿命化)」の集計欄の1と2から転記してください。

金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」と「2.資源向上(長寿命化)」両方の「3.利子等」の金額を合計して記入してください。

支出の部	項目	金額
1.	支出総額 (農地維持・資源向上(共同))	2,623,000円
	田舎	120,000円
	外注費	
	その他	2,503,000円
2.	支出総額(資源向上(長寿命化))	1,815,360円
	田舎	300,000円
	外注費	1,200,000円
	その他	315,360円
3.	返還	640円
4.	次年度への持越金 (農地維持・資源向上(共同))	131,500円
5.	次年度への持越金 (資源向上(長寿命化))	224,000円
	合 計	4,794,500円

金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」の集計欄の4～7から転記してください。

金銭出納簿の「2.資源向上(長寿命化)」の集計欄の4～7から転記してください。

金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」と「2.資源向上(長寿命化)」両方の「8.返還」の金額を合計して記入します。

※ 宮城県では、組織運営上やむを得ず年度当初の活動経費として交付金が必要となる場合には、年度交付額の3割まで持越を可能としています。施設の長寿命化の交付金の交付を受けている活動組織については別途市町村へご相談ください。

「開催日」欄には、活動実績や収支決算について総会や運営委員会に諮った日を記入してください。

1. 総会又は運営委員会の実施時期

実施状況について、以下のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日	○年○月○日
-----	--------

2. 組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人	活動支援班の設立
		○

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「○」、計画外の活動項目に「－」を記入。

「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「○」、要件を満たさなかった場合や実施しなかった場合に「×」、対象外の活動項目には「－」を記入する。

「備考」欄：「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たさなかった理由や実施しなかった理由を記入してください。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	
地域資源の基礎的な保全活動	点検・計画策定	1 点検	○	○	
		2 年度活動計画の策定	○	○	
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修	○	○	実施年度：令和7年
		機械の安全使用に関する研修	－	－	実施（予定）年度：令和9年
	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	○	○	遊休農地解消面積 10 a
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	○	○	
		6 鳥獣害防除柵等の保守管理	○	×	点検の結果、異常なし
	水路	7 水路の草刈り	○	○	
		8 水路の荒上げ	○	○	
		9 水路附属施設の保守管理	○	○	
	農道	10 農道の草刈り	○	○	
		11 農道側溝の荒上げ	○	○	
		12 路肩の維持	－	－	
	ため池	13 ため池の草刈り	○	○	
		14 ため池の荒上げ	－	－	
		15 ため池附属施設の保守管理	－	－	
	共通	16 異常気象時の対応	○	○	

「計画」欄：以下を記入してください。

計画した活動→「○」

計画外の活動→「－」

※点検結果及び機能診断結果に応じて実施する項目は、点検の結果、実施することとしたものは「計画」欄に○を選択してください。

※エクセル様式ではオレンジ着色セルを除き、活動記録をもとに自動作成されます。

「実施」欄：以下を記入してください。

実施した活動→「○」

実施できなかった活動、活動要件を満たさなかった活動→「×」

対象外の活動→「－」

※農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

※エクセル様式ではオレンジ着色セルを除き、活動記録をもとに自動で作成されます。

「備考」欄：「実施」欄に「×」を記入した場合、未実施等となった理由を記入してください。

【R7変更点】

これまで「実施」欄に「○」を記入した場合に求めている具体的な活動内容等の記入は不要としました。

保管理区域内に遊休農地がなく、かつ、点検の結果、遊休農地発生防止のための保全管理の活動を実施する必要がなかった場合は「実施」欄に「×」を記入し、備考欄に理由を記入してください。

4 遊休農地発生防止のための保全管理	○	×	点検の結果遊休農地化のおそれのある農地が無かったため未実施
			遊休農地解消面積 a

研修は、5年間の活動期間で各1回実施します。（研修は、活動を開始後の早い段階で実施します。）
実施済みの場合 →「実施年度：令和○年」
今後実施予定の場合→「実施（予定）年度：令和○年」と記入してください。

活動区分	活動項目	計画	実施	実施日	備考
地域資源のための適切な推進活動の保全管理	17 農業者の検討会の開催	○	○	4/10	非農業者との連携強化のための検討会
	18 農業者に対する意向調査、現地調査	-	-		
	19 不在村地主との連絡体制の整備等	○	○	1/28	関係農業者などによる検討会を実施
	20 集落外住民や地域住民との意見交換等	-	-		
	21 地域住民等に対する意向調査等	-	-		
	22 有識者等による研修会、検討会の開催	-	-		研修や地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行った場合、実施日と具体的な実施内容を記入します。
	23 その他	-	-		

(2) 資源向上支払（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分	活動項目	計画	実施	実施日	備考
施設の軽微な補修	機能診断・策定	24 農用地の機能診断	○	○	4/1 ■■■農地等
		25 水路の機能診断	○	○	4/10 ○○水路等
		26 農道の機能診断	○		
		27 ため池の機能診断	○		
		28 年度活動計画の策定	○	○	令和3年度活動計画の策定 4/1
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	○	○	実施日 6/2 代表者研修
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	○	○	5/1 ■■■農地の除けき等
		31 水路の軽微な補修等	○	○	4/12 ○○水路の目地詰め等
		32 農道の軽微な補修等	○	○	6/1 ○○農道の補修
		33 ため池の軽微な補修等	○	×	機能診断の結果、補修の必要がなかったため
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定	○	○	
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定	○	○	
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	○	○	4/9 計画策定
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	-	-	
		38 資源循環計画の策定	-	-	
	実践活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）	○	○	
		43 畑からの土砂流出対策（水質保全）	○	○	○○水路沿いのグリーンベルトの設置
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）	○	○	○○
	啓発・普及	51 啓発・普及活動	○	○	

計画・実施活動		計画	実施	備考
農村環境保全活動	計画策定			
	34 生物多様性保全計画の策定	○	○	
	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	-	-	
	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	○	○	
	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	-	-	
	38 資源循環計画の策定	-	-	
	実践活動			
	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）	○	○	
実践活動	40 植栽等の景観形成活動（景観形成・生活環境保全）	○	○	
		-	-	
		-	-	
		-	-	
「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。				
普及・啓発	51 啓発・普及活動	○	○	

実践活動については、活動計画書に位置付けた活動項目を記入してください。

活動計画書で行を追加した場合は、同じ行数となるよう行を追加してください。この場合、「活動項目」、「計画」、「実施」欄は自動入力されませんので、ご注意ください。

活動の実施		計画	実施	備考
活動の実施	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	○	○	下の表中に取組面積を記入してください。
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	-	-	
	60 広報活動・農村関係人口の拡大	○	○	

【58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化に取組む場合（該当取組のみ記載）】

環境負荷低減活動	取組面積
長期中干し	20 a
冬期湛水	200 a
夏期湛水	0 a
中干し延期	15 a
江の設置（作備実施）	0 a
江の設置（作備未実施）	0 a

「多面的機能の増進を図る活動」においては、取組面積に関する要件はありませんが、実施状況を把握するため、面積を記入してください。

・構成員の総人数の8割以上が参加する「実践活動」の実施日と参加人数、内容を記入してください。
・実践活動の参加者と構成員総人数がわかる資料（構成員一覧表など）を添付してください。

【加算措置に取り組む場合】

加算措置	計画	実施	備考（参加人数及び内容等を記入）	
農村協働力の深化に向けた活動への支援			実施	

加算措置	計画	実施	実施面積（右記の内容）	全対象水田面積
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援	○	○	5,500 a	10,000 a

加算措置	別紙1及び別紙2に記入してください。
環境負荷低減の取組への支援	

教員へ教壇の延長は小教壇以下欄 2 位まで記入してください。

※施設単位について、「ため池」は「箇所」、「水密」及び「帯流」は「km」とします。

「水筒」「墨鏡」やゲート等を施工するなど「匠所」を感じることが一般片なものではなく、

(1) $f = 0.018 \text{ km}$, 在 L 处被吸收。[km] 单位要带入(7)(8)式计算。

エクセル様式では、活動計画書を基に自動で作成されます。

[illegible]

当該年度に工事を行わず、調査や設計のみを行った場合は「○」を記入してください。

活動計画書に位置付けた数量のうち、当該年度の完成数量を記入してください。
延長は小数点以下第2位まで記入してください。

【R7変更点】

排水路には、水路のうち排水機能を有する水路（反復利用等が行われる用排兼用水路を含む）の数量を記入してください。

以下に当てはまる場合は○を記入してください。

¹ 農林中間管理機構の借り受け

最大自然災害による特別措置の適用

上記を適用して取り組んだ活動内容

※施設名（○○水路等）及び具体的な活動内容（L=○○mの掘削等）を記載すること。

消費税に係る課税事業者の該当の有無

農地中間管理機構の借り受け農地の有無により判断してください。

過年度からの継続保有地も含め、借受、保有、受渡をした全てが対象となります。

【R7變更点】

大きな自然災害で被災した施設の小規模な被災箇所の補修や復旧等を行った場合(※)、具体の活動内容と施設名を明らかにして記入してください。

(※)多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第4の3並びに別紙2の第4の1の(4)及び第4の2の(3)の規定に基づく特例措置の適用を受けた場合

本交付金の活動組織で該当するケースはほとんど無いと考えられますが、課税事業者には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。

以下の体制強化の取組に当てはまる場合は○を記入してください。

- ・今年度、新たに構成員が加わった。
- ・今年度、都道府県等が行うマッチングの仕組みを活用した。
〔仕組みを活用して人材を確保できた〕
〔仕組みを活用したが人材の確保はできなかった〕
- ・今年度、新たに集落内外の人材・団体等（※）と連携して活動した。
※学校、企業、農業に関心のある非農業者等
- ・今年度、新たに土地改良区、JA等に事務を委託した。

【R7変更点】

多面的機能支払交付金の第3期対策(R7～R11)では、活動組織の体制強化に向けた多様な人材の参画及び活動組織の広域化や、事務の効率化を推進することとしています。活動組織の体制強化の取組状況を把握するため、全ての当てはまる項目に「○」を記入してください。

別紙3 持越金の使用予定表

- ・ 残額は、次年度の当初期間に必要な額に限り、持越することができます。
- ・ 長寿命化の取組として、持越金を積立てる場合は、長寿命化整備計画に位置付けた取組で次年度以降に必要な費用のみとします。
- ・ 持越金については、使用時期、使用内容などを実施状況報告書の備考欄に記入してください。なお、農地維持と資源向上（共同）の持越金の合計額が、当該年度のそれらの交付額の合計の3割を超え、かつ100万円以上である場合と、資源向上（長寿命化）の持越金が当該年度の資源向上（長寿命化）の3割を超え、かつ100万円以上である場合は使用予定表を作成してください。
- ・ 使用予定が明確でないものは、市町村に返還することが必要です。
- ・ 持越金を次年度に活用する際には、前年度の実施状況報告書で定めた用途に従って使用してください。

※ 宮城県では、組織運営上やむを得ず年度当初の活動経費として交付金が必要となる場合には、年度交付額の3割まで持越を可能としています。施設の長寿命化の交付金の交付を受けている活動組織については別途市町村へご相談ください。

別紙3

持越金の使用予定表

農地維持・資源向上（共同）

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。

算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
4月	水路の自字詰めで使用する資材の購入	〇〇〇 円	見積書
4月	農道の路面の維持の活動で使用する砂利の購入	〇〇〇 円	見積書
		円	
計		円	

使用内容を具体的に記入してください。

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

別紙3

持越金の使用予定表

資源向上（長寿命化）

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。

算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
4月	水路更新で使用する資材購入	〇〇〇 円	見積書
		円	

(別記1-5様式第1号)

複数集落から構成される活動組織は、必要に応じ集落毎に本様式を作成します。

【参加集落（活動組織）から運営委員会に提出するもの】

農林水産省様式

令和 年度 多面的機能支払交付金に係る

実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票（〇〇集

活動報告の確認欄は、活動組織が記入します。
必要に応じて現地確認を行った場合は「〇」記入してください。

参加集落 (活動組織)	実施計画	策定日	令和 年 月 日	策定者	
	【1. 農地維持支払（地域資源の基盤的保全活動）】 当該年度に実施する活動について「〇」を記入し、実施予定時期を記入する。 実施しない場合は、「-」を記入する。（研修等、運営委員会が一括して行う場合も「-」を記入する。以下同じ。） 【2. 資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）】及び【3. 資源向上支払】 当該年度に実施する活動について「〇」を記入し、活動内容及び数量等を記入する。 実施しない場合は、「-」を記入する。				
運営委員会	活動報告	報告日	令和 年 月 日	報告者	〇〇集落 〇〇 〇〇
	活動を実施した場合は、活動報告欄に「〇」を記入する。なお、活動記録を別途提出する。 活動を実施しなかった場合は、活動報告欄に「×」を記入し、「未実施理由」欄に未実施の理由を記入する。 計画外の項目には「-」を記入する。				
運営委員会	活動報告の確認	確認日	令和 年 月 日	確認者	〇〇運営委員会 〇〇 〇〇
	①運営委員会は参加集落（活動組織）から別途提出される活動記録等により、活動報告の記載内容を確認する。 ②活動報告の内容が適正な場合は「〇」を記入する。計画に沿った活動が実施されていない場合は、活動を適正に実施するよう指導し、活動の実施を確認する。その結果活動要件が満たされた場合は、「〇」を記入する。 ③必要に応じて現地確認を行い、行った場合は現地確認欄に「〇」を記入する。				

活動組織の確認者は、確認対象集落とは異なる集落の方としてください。

実施計画欄及び活動報告欄は、参加集落が記入します。

1. 農地維持支払交付金（地域資源の基盤的保全活動）

活動区分	活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認	
		実施予定時期		未実施理由		現地確認	
点検・計画策定	点検	〇	4月	〇		〇	
	年度活動計画の策定	〇	4月	〇		〇	
研修	事務・組織運営に関する研修、機械の安全使用に関する研修	-	代表者研修（事務・組織運営等に関する研修）はR5、機械の安全使用に関する研修はR6受講予定	-	代表者研修（事務・組織運営等に関する研修）はR5、機械の安全使用に関する研修はR6受講予定		
実践活動	農用地	〇	7月	〇		〇	
		250 a	【遊休農地解消面積】	20 a			
		〇	6月、7月、8月	〇		〇	
	水路	〇	点検結果に応じて実施時期を決定	〇		〇	
		〇	6月、7月、8月	〇		〇	
	水路	〇	6月、7月、8月	〇		〇	
		〇	4月	〇		〇	
		-		-			
	農道	〇	6月、7月、8月	〇		〇	
		-		-			
		-		-			
	ため池	-		-			
		-		-			
		-		-			
	共通	〇	洪水、台風、地震等の発生後	〇			

2. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）

活動区分	活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認	
			活動内容、数量等		未実施理由		現地確認
施設の 軽微な補修	機能診断・計画策定	農用地の機能診断	○ 4月	○		○	
		水路の機能診断	○ 4月	○		○	
		農道の機能診断	○ 4月	○		○	
		ため池の機能診断	—	—			
		年度活動計画の策定	○ 4月	○		○	
	研修	機能診断・補修技術等に関する研修	○	○			
	実践活動	農用地の軽微な補修等	○ 機能診断結果に応じて実施時期を決定	×	機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実施		
		水路の軽微な補修等	○ 機能診断結果に応じて実施時期を決定	×	機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実施		
		農道の軽微な補修等	○ 機能診断結果に応じて実施時期を決定	○		○	
		ため池の軽微な補修等	—	—			
農村環境保全活動	実践活動	生態系保全	○ 8月 生き物調査実施	○		○	
		水質保全	—	—			
		景観形成・生活環境保全	○ 9月 ○○クリーン作戦	○		○	
		水田貯留機能増進・地下水かん養	—	—			
		資源循環	—	—			

実施計画欄、活動報告欄は参加集落が記入します。

活動報告の確認欄は、活動組織が記入します。
必要に応じて現地確認を行った場合は「○」を記入して下さい。

3. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化を図る活動）

活動区分	活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認	
			活動内容、数量等		未実施理由		現地確認
実践活動	水路	水路の補修	○ ○○ー○号水路の老朽化部分の補修（L=0.85km）	○		○	○
	水路	水路の補修	○ ○○号水路を土水路からコンクリート水路への更新	×	水路の補修が想定より難しく、時間がかかることから次年度更新予定		
	農道	農道の補修	○ 農道○○ー○の路肩及び法面の補修（L=2.50km）	○		○	○
	農道	農道の更新等	— 農道○○ー○のアスファルト舗装（L=1.0km）	—			

※参加集落（活動組織）が毎年度それぞれ行おうとする実施計画を運営委員会に提出した後、運営委員会によって実施計画の変更があった場合には、変更箇所が分かるように記入すること。

参加集落又は組織が毎年度それぞれ行おうとする活動の計画または要望を記入して下さい。

活動組織で調整の結果、活動計画書に位置づけられた取組には「○」を記入して下さい。また、計画に位置づけられなかった活動は「—」などわかるように記入して下さい。

4. 事業計画の変更

活動組織の代表者は、市町村から認定を受けた事業計画内容に変更が生じた場合、事業計画書等を市町村長に提出します。

認定された書類（事業計画書、活動計画書等）に変更が生じた場合は、以下の①又は②の手続きが必要となります。

以下を参考に手続きを行ってください。

① 認定された事業計画の変更の申請

- ・ 保全管理する対象農用地面積の変更
- ・ 保全管理する対象施設の変更
- ・ 対象組織の変更（※組織をNPO法人化した場合も該当します）
- ・ 活動の追加、中止又は廃止（単価に変更がある場合含む）
- ・ 活動期間の延長

【申請時期】

上記のいずれかの変更が生じたとき

【添付書類】

- ・ 活動組織
変更があった事業計画書、活動計画書、活動組織規約等
- ・ 広域活動組織
変更があった事業計画書、活動計画書、広域協定書、運営委員会規則等

② 認定された事業計画の変更の届出

- ・ 上記①以外の変更
(例)
 - ・ 役員の交代、構成員の変更が生じた場合
 - ・ 遊休農地を一部解消した場合 等

【届出時期】

変更があった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日

【提出書類】

- ・ 活動組織
変更があった事業計画書、活動計画書、活動組織規約等
- ・ 広域活動組織
変更があった事業計画書、活動計画書、広域協定書、運営委員会規則等

変更手続きの概要

活動組織

① 規約等の作成

変更する規約などを作成します。

➤ 規約

② 活動計画書等の作成

変更する活動計画などを作成します。

➤ 活動計画書
➤ 工事に関する確認書

③ 事業計画書の作成

変更する事業計画を作成します。

➤ 事業計画書

④ 総会の開催

規約や事業計画などについて、組織構成員の合意を得ます。

⑤ 事業計画の変更申請

市町村長に変更があった事業計画などを提出し、事業計画の申請を行います。

➤ 事業計画書
➤ 活動計画書
➤ 規約
➤ 工事に関する確認書

⑥ 事業計画の認定の通知

市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

広域活動組織

① 広域協定書等の作成

変更する広域協定書などを作成します。

➤ 広域協定書
➤ 運営委員会規則

② 活動計画書等の作成

変更する活動計画などを作成します。

➤ 活動計画書
➤ 工事に関する確認書

③ 事業計画書の作成

変更する事業計画を作成します。

➤ 事業計画書

④ 運営委員会の開催

広域協定や事業計画などについて、組織構成員の合意を得ます。

⑤ 広域協定の変更申請

市町村長に変更があった広域協定書などを提出し、認定を受けます。

⑥ 事業計画の変更申請

市町村長に変更があった事業計画書などを提出し、事業計画の申請を行います。

➤ 事業計画書
➤ 活動計画書
➤ 広域協定書
➤ 運営委員会規則
➤ 工事に関する確認書

⑦ 事業計画の認定の通知

市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進

- 近年多発する豪雨災害への対策に向け、水田の持つ雨水貯留機能を活用した取組を推進する必要があることから、資源向上支払（共同）の支援対象となっている「田んぼダム」の取組に対して、一定の取組面積等の要件を設けた上で、加算措置を設定。
- 「田んぼダム」の効果発現には面的な広がりが重要であることから、より広範囲で取り組まれるよう支援するもの。

1. 加算対象となる「田んぼダム」の定義

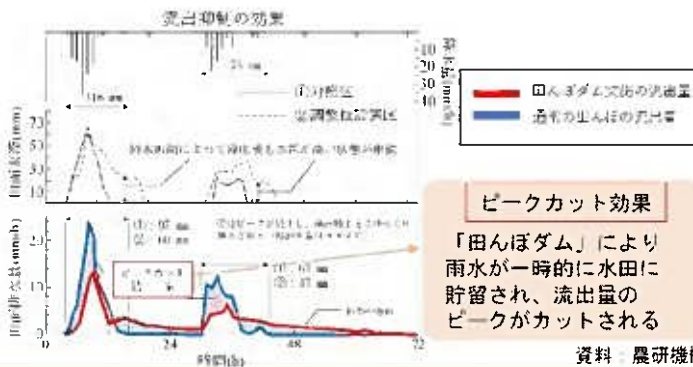
大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の排水口に流出量を抑制するための落水量調整装置を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組をいう。



流出を抑制する落水量調整装置の例



田んぼダム本装置



2. 加算措置の要件

① 市町村による計画の策定

市町村は都道府県知事と協議の上、水田貯留機能強化計画^(注1)を策定する。

注1. 既に、流域治水プロジェクトの計画等に「田んぼダム」が位置付けられている地域は策定不要

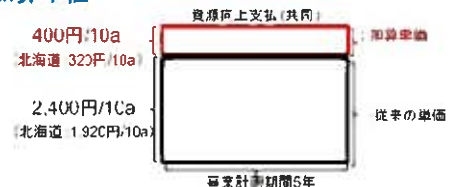
② 活動組織による事業計画の変更

- ・資源向上支払（共同）の活動項目「48 水田の貯留機能向上の活動」または「55 防災・減災力の強化」の取組として田んぼダムを実施すること。
- ・実施面積、年度別計画及び位置図を事業計画書に記載すること。

③ 実施面積

- ・事業計画期間中に、資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上（広域活動組織の場合は、加算措置に取り組む集落毎に交付を受ける田面積全体の5割以上）で「田んぼダム」に取り組むこと。

3. 加算単価



（注）本支払の活動を5年以上実施、又は長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額とする。

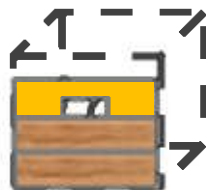
300円/10a

「田んぼダムに使用する排水調整板の例」

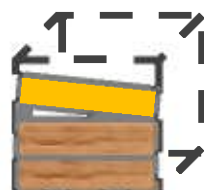
スリット式



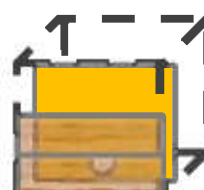
切欠式



片浮かせ式



立板式



ロート型堰板

宮城県の落水口柵に適した田んぼダム用堰板を、宮城県古川農業試験場と東北興商(株)が共同開発



堰板設置



堰板+調整板設置

1. 資源向上活動（施設の長寿命化）

（1）外部発注工事に必要な書類

資源向上活動（施設の長寿命化）の詳細については、別冊「農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説」、「活動のすすめ方」をご確認ください。
（こちらは一部抜粋したものを掲載しています）

外部発注工事に必要な書類は？

一定の費用がかかる工事を外部に発注する場合には、公平性や透明性、低価格などを実現するために、業者の選定を慎重に行う必要があります。また、施工業者が決まったあとも、以下のように業者との間でさまざまな書類のやり取りがあります。

外部発注工事の書類一覧

赤字の書類は必須のもの

工程	書類の種類	内容
契約前	見積依頼書	見積依頼の文書
	設計書※ (事業主体が仕様を決めて工事発注する場合)	工事の内容を示す書類・図面など
	見積書	業者からの見積書（複数社）
	内訳書	請負代金の内訳明細がわかる書類
	設計書※ (施工方法の提案を受けて工事発注する場合)	工事の内容を示す書類・図面など
契約	契約書（または請書）※	工事請負の契約を交わす文書 ※様式は市町村へ問い合わせる
施工中	工程表	工事の進行計画を記した書類
	現場代理人通知書	現場の監督を行う責任者を知らせる通知
	着手届	工事の着手日を知らせる通知
完成後	完成届	仕様通りに工事が完了したことを届出る書類
	平面図（出来高図面）、 構造図など※	工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面など
	工事写真（完成写真）	施工前・施工中・施工後の3種類
	使用材料調書	工事で使用した材料の仕様や品質、個数などを保証する書類
	完成検査書（検査記録）	設計書通り完成したことを確認した書類
	工事目的物引渡書	工事が完了した物件を引渡す際の書類
	請負代金請求書	引渡し後に契約書通りに工事費用を請求する書類

※水路の延長範囲や箇所など、工事数量を明確にしましょう。

別冊「活動のすすめ方」より抜粋

(2) 工事の施工管理と完成検査

別冊「活動のすすめ方」より抜粋

工事が適正かつ円滑に実施されるように、着工前に業者と打ち合わせ、定められた基準にしたがって施工されるよう確認します。完成後も現地確認の検査が必要です。



Q 施工中の工事の管理をどうする？

A 図面に基づいて工事を実施する際は、適正に施工が行われるように、施設の管理者（市町村や土地改良区など）が定めた基準に基づいて、施工業者に責任をもって工事の管理を行ってもらいます。事前に工事の管理を行う責任者が誰であるのかを確認しておく必要があります。必要に応じて工事の進行計画を表した「工程表」や「使用材料調書」などを提出してもらいましょう。

※業者との打ち合わせや施工中の現地確認などの立会状況を写真撮影しておくことも忘れないようにしましょう。



水路のゲート更新の前に業者と現地で確認を行う



施工前に図面を使って現地で業者から説明を受ける



Q 完成検査はどう行う？

A 工事が完成したら、施工業者から完成届や平面図（出来形図面）、工事写真（完成写真）などを提出してもらいます。また、活動組織では契約通りに施工が行われたかどうかを、提出された図面や写真などを参考に現地で検査を行います。その際に、専門的な知見や技術が必要な場合は、市町村、土地改良区など専門家の指導、助言を得ながら検査を行うとよいでしょう。なお、完成検査後には、完成検査書を作成します。

また、市町村や土地改良区などが施設管理者で、それらの団体が検査方法を定めている場合には、その方法にしたがって検査を行います。

なお、現場が正しく施工されていることを確認したら、工事の引渡しを行い、請求書に基づいて支払いを行います。

（注）施工延長は必ず実測により確認を行います。また、完成検査の状況写真も撮影しましょう。



更新した水路の完成検査を行う

2. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

1. 活動のねらい

過疎化や高齢化、担い手への農地集積の加速化など構造変化が進展する農村地域では、今後、農地、水路、農道等の地域資源の維持管理を担う地域の人材の不足や担い手への負担の増加により、その保全管理が困難となることが懸念されます。

このため、担い手を含めた地域内の役割分担・協力体制を明確にし、地域資源の維持管理を地域で支える体制を構築するほか、地域外の人材の確保や連携の取組を進めること等により、将来にわたって持続的に地域資源を保全管理していく必要があります。

ポイント！

皆さまの地域が、今後進展が想定される農地集積の加速化や過疎化、高齢化など、農村の構造変化に対応していくため、将来的にどのようなかたちで地域を守り、資源の保全管理を図っていけばよいか、目指すべき地域の目標を選択し、活動を展開していくものです。

2. 活動内容

1. 保全管理目標や推進活動の内容を計画に位置づける

地域農業の将来像について地域の皆さんで話し合っただき、農地や水路等の地域資源の保全管理目標を定めます。これを踏まえ、地域ぐるみで取り組んでいくべき取組内容を定めます。

2. 推進活動の実施

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、活動期間中に作成する必要のある「地域資源保全管理構想」を策定する上で重要な活動となります。

このため、活動計画に基づく推進活動の実施に当たっては、「地域資源保全管理構想」の作成内容を念頭におき、地域における話し合い、検討会の開催、アンケート調査、現地調査等の推進活動を毎年度実施します。

活動を実施した際には、実施日時や内容を活動記録（実施要領様式第1－6号）に記載するとともに、会議資料や議事録、調査結果等の資料を保存しておいてください。市町村が活動の実施状況の確認を行う際の根拠資料として用いるほか、翌年度以降の推進活動の実施や地域資源保全管理構想策定時の基礎資料として重要な資料となるものです。

■ 地域資源の保全管理のための推進活動の取組スケジュール



構造変化に対応した保安全管理の目標

（「保安全管理の目標」は複数選択可。皆さまの組織の「活動計画書」をご確認ください）

	地域の現状や将来の展望	保安全管理の目標	類型
1	「人・農地プラン」の「今後の地域の中心となる経営体」に相当する経営体である「中心経営体」との役割分担や労力補完を図る地域等	地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保安全管理を図る。	中心経営体型
2	多数の小規模農家、兼業農家等が参画する形での集落単位の営農と一体的あるいは連携した取組を図る地域等	集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保安全管理を図る。	集落ぐるみ型
3	地域外の大規模経営体等の入り作者と地域内の農業者等との連携を図る地域等	地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保安全管理を図る。	地域外経営体連携型
4	活力ある周辺集落との連携、複数集落で個々の集落を広域的に支え合う体制の構築を図る地域等	広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保安全管理を図る。	集落間・広域連携型
5	資源向上支払で多様な主体の参画による保安全管理を進める地域や、NPO法人、企業等との連携により農業生産の継続を図る地域等	地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保安全管理を図る。	多様な参画・連携型
6	—	その他 （地域の実情に応じて活動組織が具体的に設定）	—

取組内容【1項目以上選択】

目指すべき地域の目標達成に向けて、推進活動を展開していきます。

- ☐ 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会
- ☐ 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- ☐ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ☐ 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会
- ☐ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- ☐ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会
- ☐ その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）

ポイント！

ポイント！ 段階を踏んでステップアップしていきましょう！

1年目	ステップ0	話し合いの場を持つための体制を整えている段階である
	ステップ1	地域の現状や目標を関係者の間で共有できた
	ステップ2	目標に向けてどのような課題があるか整理できた
	ステップ3	課題解決や保安全管理の方法（体制や役割分担等）を検討した
	ステップ4	保安全管理の体制強化の方針が決まった
5年目	ステップ5	地域資源保安全管理構想を作成し、構想に沿って実践を開始

※農地維持支払交付金の交付を受けている活動組織は、「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」を毎年度、必ず実施していただくこととなっています

3. 地域資源保全管理構想の策定

1. 地域資源保全管理構想とは

「地域資源保全管理構想」は、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を、将来にわたってどのように引き継いでいけば良いのか、地域で話し合っていたいただき、構想としてまとめていただくものです。

策定には、今後の担い手や農地管理のあり方なども見据えながら、地域ぐるみで農地や水路等をどのように守っていくのか、話し合いを深めていただきたいと思います。

具体的には、「地域資源の保全管理のための推進活動」の実践を通じて、5年間の活動期間の最終年度までに、今後の目指すべき保全管理の姿、その実現に向けて取り組むべき活動・方策をとりまとめていくものです。

(別記1－4様式)

〇〇市町村長 殿

番 年 月 日

〇〇地域資源保全会
代表 〇〇 〇〇

〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農村振興局長通知）第1の2の（2）に基づき、別添のとおり、地域資源保全管理構想を提出します。

(別記1－4様式)

〇〇地区地域資源保全管理構想 (〇年〇月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

(2) 水路、農道、ため池

(3) その他施設等

・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
・「その他施設等」に2、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。

2. 地域の共同活動でを行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

(3) その他施設等について行う活動

・対象とする活動の範囲、内容を記載する。

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

(2) 構成員の役割分担

① 農用地について行う活動

② 水路、農道、ため池について行う活動

③ その他施設等について行う活動

・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参加者を記載する。

4. 地域農家の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

(2) 農地の利用集積

・人、農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載する。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

・作成後5年程度を計画し、今後の進路、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

(取り原むべき活動・方策の例)

- ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
- ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- ・地域を守る取組の魅力を確保する活動、活動への新たな参加者を募る活動
- ・地域の歴史・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- ・保全管理の省力化のための簡易な基礎設備や機械化、保全管理に必要な施設整備

※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。

2. 組織での話し合いのすすめ方について

「構想」の策定は、5年間の活動期間に実施する推進活動等により、地域農業の将来のあり方について継続的に話し合いを積み重ねていくことが必要です。

① 話し合いの場の設定

- ・まずは、入り作農家を含めた農業者と土地持ち非農家を中心とした検討会を行います。
- ・その際、役員だけではなく、地域住民や女性、若手等の参加を求めることが重要です。
(次世代の後継者の育成や活動の継続を考え、若手を積極的に加えていきたいものです)
- ・また、できるだけ多くの方が出席できる日付や時間帯を考慮して設定します。
- ・進行役と発言要旨を記録する担当者をあらかじめ決めておきます。

② 資料の準備

- ・議論の土台として、活動計画に位置付けている保全管理目標と推進活動の内容を資料として配布し周知します。保全対象施設の位置図や一覧表も準備しておきます。
- ・また、これまでの推進活動において検討会や意向調査等を実施している場合、それらの資料を準備します。
- ・人・農地プランや市町村が定めるビジョン等の抜粋があると、方向性の決定の際に参考になります。

③ 課題の抽出

- ・用意した資料を参考に、地域資源の保全管理を取り巻く状況やこれまで行った意向調査等の結果を踏まえ、地域における共同活動でどのような課題（施設の状態、作業体制、活動内容、年齢構成等）があるのかを参加者から発言してもらい、5年後に想定される課題について議論し取りまとめます。

④ 課題解決に向け取り組むべき活動・方策の検討

- ・課題の解決に向けて取り組むべき活動・方策について検討します。
- ・検討の方向性を決める際の参考とするため、必要に応じて、推進活動として実施するアンケート調査とは別に、農業者や地域住民を対象とした意向調査等を実施します。
- ・取り組むべき活動・方策が決まったら、地域資源保全管理構想の案を取りまとめ、組織の総会等において構成員の合意を得ます。

3. 検討会・意見交換会開催にあたっての注意点

検討会や意見交換会等については、地域の状況に応じた実施方法を検討して行いましょう。
また、これらを行った際には必ず会議録を作成するとともに、会議資料や会議録、意向調査等の調査結果は、実施状況報告の根拠資料となるため、適切に記録・保管します。

検討会や意見交換会等の内容は、総会等で構成員に周知し、組織の合意形成を図りながら、「構想」の策定をすすめて行きましょう。

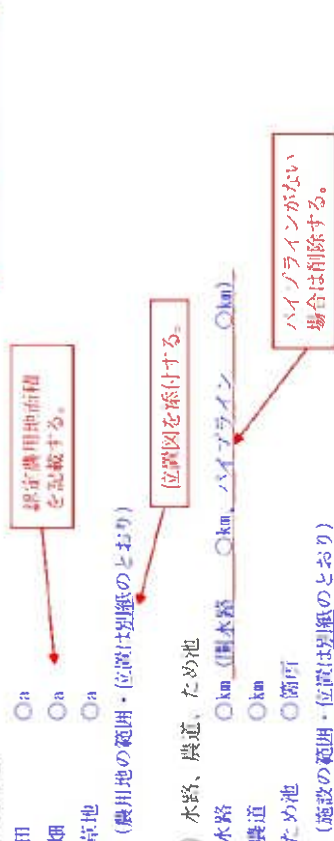
「構想」は、交付金の活動期間中に策定するように義務づけられていますので、早めに策定に向けた準備をすすめていきましょう。

〇〇地区地域資源保全管理構想

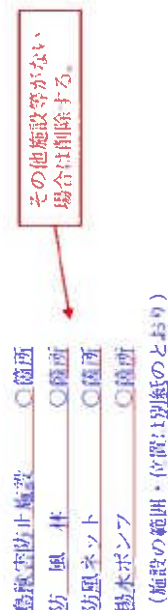
(〇年〇月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地



(3) その他施設等

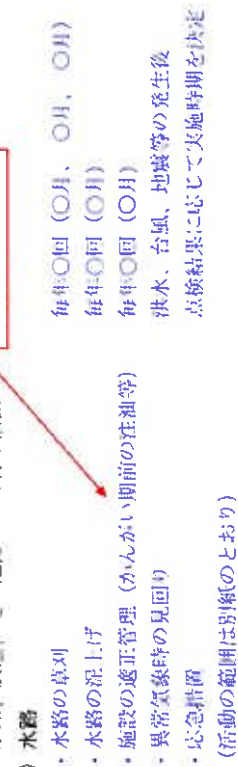


2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

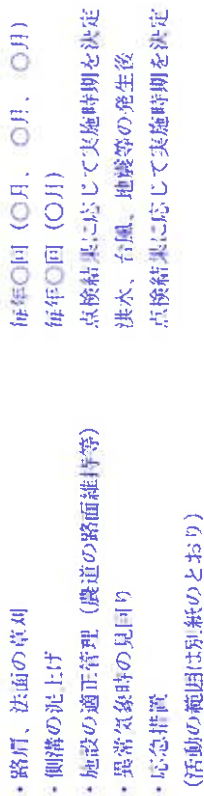
(1) 農用地について行う活動



(2) 水路、農道、ため池について行う活動



2) 農道



3) ため池



(3) その他施設について行う活動



3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

【例】

- ・組織の構成員は別紙のとおりとする。
- ・組織の意思決定は総会により行う。
- ・総会の議事は出席した構成員の過半数により決定し、可否同数の場合は、議長が決定することによる。ただし、規約の変更、組織の解散、構成員の除名及び役員の変更については、出席した構成員の3分の2以上により決する。

(2) 構成員の役割分担

・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

活動項目	農業者 (担い手)	農業者 (担い手以外)	土地持ち非農家	地域住民	その他 ()
① 農用地について行う活動					
・遊休農地等の発生状況の把握	☐	☐	☐	☐	☐
・遊休農地発生防止のための保全活動	☐	☐	☐	☐	☐
・畦畔・農用地法面の草刈	☐	☐	☐	☐	☐
・異常気象時の見回り	☐	☐	☐	☐	☐
・応急措置	☐	☐	☐	☐	☐
② 水路、農道、ため池について行う活動					
1) 水路					
・水路の草刈	☐	☐	☐	☐	☐
・水路の泥上げ	☐	☐	☐	☐	☐
・施設の適正管理 (かんがい期前の注水)	☐	☐	☐	☐	☐
・異常気象時の見回り	☐	☐	☐	☐	☐
・応急措置	☐	☐	☐	☐	☐
2) 農道					
・路肩、法面の草刈	☐	☐	☐	☐	☐
・圃場の泥上げ	☐	☐	☐	☐	☐
・施設の適正管理 (溝道の路面維持)	☐	☐	☐	☐	☐
・異常気象時の見回り	☐	☐	☐	☐	☐
・応急措置	☐	☐	☐	☐	☐
3) ため池					
・ため池の草刈	☐	☐	☐	☐	☐
・ため池の泥上げ	☐	☐	☐	☐	☐
・施設の適正管理 (ゲートの保守管理等)	☐	☐	☐	☐	☐
・異常気象時の見回り	☐	☐	☐	☐	☐
・応急措置	☐	☐	☐	☐	☐
③ その他施設について行う活動					
・鳥獣害防護柵の適正管理	☐	☐	☐	☐	☐
・防風林の伐採	☐	☐	☐	☐	☐
・防風ネットの適正管理	☐	☐	☐	☐	☐

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載する。

【現状】

【例1】令和〇〇年における認定農業者数は、家族経営〇〇経営体、法人経営〇〇経営体。

【例2】認定農業者への農業継続意向調査によると、「経営の継続が困難」と考えている農業者が〇名おり、このままでは5年後には〇〇経営体となることが見込まれる。

【目標】

【例1】〇〇の施策の活用や〇〇の取組において〇〇経営体 (うち法人〇〇経営体) とする事に努めることとし、〇〇年度において〇〇経営体 (うち法人〇〇経営体) とすることを目標とする。

【例2】法人化を進め、令和〇〇年までに新たに〇〇法人の設立を目指す。

【例3】〇〇集落では、令和〇〇年までに、集落の全ての農家が参画した集落営農の組織化により〇〇作業の共同化を目指す。

「人・農地プラン」を作成されている場合は、そちらを基に担い手、農地集積の現状及び目標を記入してください。

(2) 農地の利用集積

【現状】

【例1】担い手への農地集積率が〇割と低位にとどまっている。

【例2】担い手への農地集積率は〇割であるが、農地が分散している状況。

【目標】

【例1】農地中間管理機構と市、JAが連携して話し合いを進め、地域内の分散継続した農地について面的集積を図りつつ担い手に集積することとし、令和〇〇年における担い手集積率〇%を目指す。

【例2】併せて〇〇事業を活用した農地の畦畔除去による大区画化を図ることにより、担い手農家への農地集積と経営規模拡大に対応。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- ・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

（取り組むべき活動・方策の例）

- ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
- ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効活用
- ・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

【記入例】

【今後の課題】

本地域は〇〇町西部の山間部に位置した農村地帯であるが、近年、過疎化や高齢化が進展している地域である。

地域の現状として、後継者不足による耕作面積の縮小や離農が進み、新たな遊休農地が発生する恐れがあり、この傾向が年々拡大することが危惧されている。

また、ほ場整備事業から40年以上が経過し、水路等農業用施設の老朽化が顕著となってきたものの、将来的には更新や補修が困難になると考えている。

さらに、地域住民のコミュニケーションの低下や環境に関する意識も薄れてきており、昔は関わりが多かった住民同士の交流も失われ、豊かな生態系の保全や集落を取り囲む美しい水田の維持に不安を感じている。

【目指すべき姿】

今後、地域の環境を良好に保全していくためには、後継者や担い手の育成を強化しながら、農業者だけでなく非農家も含めて地域の魅力を再確認することが重要であるとともに、推進する事務局体制の強化も若年層を加えた体制作りが必要である。

【取り組むべき活動・方策】

令和〇〇年度までに、新たな担い手農家を育成・確保するとともに、活動組織の協力・役割分担を明確にし、一体となった保全管理の構築を図る。

また、地域住民全員で地域の景観や環境保全に資する農村環境保全活動に積極的に取り組んでいく仕組みづくりを構築していく。

学校教育と連携し、子ども達に地域の環境や農業用施設の役割、保全管理の重要性について理解を深めてもらう。

※ 上記【記入例】は、次ページから記載している「Ⅰ群 今後の課題」、「Ⅱ群 目指すべき姿」、「Ⅲ群 取り組むべき活動・方策」のそれぞれの例を参考にお示ししたものです。

みなさまの地域の今後の状況や農地管理のあり方などを見据えながら、地域ぐるみで、農地や水路などをどのように守っていくのか、みなさまで話し合いを深めていただき策定してください。

※ 以下の例は『参考』としてお示しするものです。地域の実情に合わせて編集するなど、参考としてご活用ください。

I 群 今後の課題

- 【例1】過疎化や高齢化に伴う農家戸数の減少により、共同活動を前提としていた施設の維持管理が困難となっている。
- 【例2】構成員の高齢化、非農業者の増加により作業への参加者が減少傾向となり、草刈り作業等の保全管理への負担が増加している。今後いかにして地域資源を守っていくかが重要な課題となっている。
- 【例3】過疎化や兼業化が進展し、今後の地域の活動を担う若年層が減少している。守り繋いできた地域資源をいかにして後世に引き継いでいくかが課題となっている。
- 【例4】後継者不足による耕作面積の縮小や離農が進み、新たな遊休農地が発生する恐れがある。利活用を目指しても経営規模拡大を希望する者がおらず、この傾向が年々拡大することが危惧される。
- 【例5】ほ場整備事業から〇〇年以上が経過し、水路等農業用施設の老朽化が顕著となってきている。水漏れ等の発生箇所も増加しているが、構成員の減少により、今後はさらに更新や補修が困難になると考えている。
- 【例6】条件不利地などで管理作業に手が回らない構成員の農地を今後どのように保全していくか課題となっている。
- 【例7】急速な都市化、混住化の進展に伴い、水路や農道への不法投棄が懸念される。
- 【例8】昔から培われてきた「結い」により、集落全員で農道や用水路等の維持管理を行ってきたが、過疎化や住民の高齢化などにより農業者だけの維持管理作業となっていくことが想定される。また、住民同士の交流も失われ、コミュニケーションが少なくなり、地域の「絆」が薄れていくことが想定される。
- 【例9】高齢化の進展に伴い、管理作業に手が回らない住民の農地を今後いかにして保全していくか、集落を取り囲む美しい水田や地域の将来に不安を感じている。
- 【例10】地域住民の環境に関する意識が薄れており、豊かな生態系の保全が危惧される。地域の子どもの少なくなり、いかにして地域の環境を守っていくか啓発活動が難しくなっている。
- 【例11】農地や農村が持つ多面的機能が生活環境へ大きな役割を担っていることの認識が希薄になってきている。
- 【例12】制度や活動に関する事務が煩雑であり、庶務や会計担当の負担が大きいため、役員の後任が危惧される。後任の育成が急務な課題である。

II 群 目指すべき姿

- 【例1】隣接する〇〇集落の大規模法人に集積して地域の農業、農地を維持するとともに、地域内の農業者と地域外の担い手の適切な役割分担に基づき地域資源を保全管理する必要がある。
- 【例2】少ない人数で効率的に保全活動が行えるよう維持管理の省力化や低コスト化を図っていく必要がある。 【例3】地域住民へのアンケートを実施するなど、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を強化する必要がある。
- 【例4】入り作農家や他地区との連携を図り、新たな地域づくりを進めていく必要がある。
- 【例5】地域の自然環境を保全するため、〇〇等と連携した〇〇活動を行う必要がある。
- 【例6】地域の環境を良好に保全していくためには、農業者だけでなく非農家も含めて地域の魅力を再確認する必要がある、地域住民全員で保全管理をしていくことが重要である。
- 【例7】引き継いできた農地を後世に繋いでいくためには、地域住民全員が活動に参加できるようなネットワークの構築が必要である。
- 【例8】これまで同様、地域を良好に守っていくためには、各構成団体との連携や後継者、担い手の育成を地域全体でバックアップしていくことが重要と考える。

- 【例9】地域の魅力を理解してもらうため、非農家との交流や子どもたちへ地域環境の素晴らしさを発見してもらう啓発活動が必要である。
- 【例10】地域の財産である里山ときれいな水、農地の保全を今後も同レベルで推移できる体制づくりの構築のため、活動を通して子どもたちに地域の特性を認識してもらい、地域を守る取り組みや次世代へ繋がるような取り組みの構築が急務である。
- 【例11】各構成団体との連携や後継者、担い手の育成を地域全体で考え、バックアップしていかなければならない。
- 【例12】隣接する活動組織との情報交換や意見交換の場を設け、統合や広域化を含めた組織運営を検討していく必要がある。

III 群 取り組むべき活動・方策

- 【例1】地域資源の保管理体制の強化に向け活動組織の広域化を進めるとともに、これに併せて〇〇活動の担い手として〇〇団体の参画を得ることとする。
- 【例2】担い手と活動組織の協力・役割分担を明確にし、一体となった保管理体制の構築を図る。
- 【例3】地域の小規模農家や兼業農家が集落営農組織に参画し、活動組織と集落営農組織の協力体制の強化を図る。
- 【例4】隣接する活動組織との合併や広域化により、組織体制を強化し、さらなる活動の展開を図る。
- 【例5】保管理体制の省力化に向け、草刈作業については〇〇農業法人が所有するモアを用いて実施する。
- 【例6】地域外の法人や福祉施設等との連携で保管理体制の強化を図る。
- 【例7】若年層を積極的に役員へ登用し事務体制の強化を図る。
- 【例8】活動組織をNPO法人化し、保管理体制や事務体制の強化を図る。
- 【例9】遊休農地を活用し〇〇〇を栽培することで農地の保全を図るとともに、観光資源や地域の特産品としてブランド化を図る。
- 【例10】本地域は観光地域へ通じる道路に面していることから、美しい農村風景を維持するため、遊休農地の利活用のため地域住民を含めた植栽活動を行う。
- 【例11】地域の景観や環境保全に資する農村環境保全活動に積極的に取り組み、地域の魅力を住民全員にPRし、保全活動に参加したことのない住民が参加できるような仕組みを構築するとともにコミュニケーションの向上を図る。
- 【例12】地域の魅力を地域外に発信し、Ｉターン就職や農村と都市が補完し合う新しい「結い」のかたちを構築する。
- 【例13】植栽活動や清掃活動を通じ、共同活動による地域の景観を良好に保ち、「自分たちの地域を自分たちで守る」という意識を地域住民に醸成し、更なる活動への参加を促す。
- 【例14】都市住民との交流やホームページ・SNSで地域の魅力や地域が抱える課題を発信し、外部から活動に参加してもらうことで、保管理体制の強化を図る。
- 【例15】将来の担い手を育成するべく、教育機関と連携して、これからを担う子ども達や若年層を引き受け、保全活動への理解の向上を図る。
- 【例16】生物の生息状況の把握や水質モニタリングにより記録管理し、生態系や水質の保全を図る。

1. 組織の運営等

1 事業年度及び会計年度について

(1) 事業年度

事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までです。

当該年度の活動に要した経費については、次年度の交付金から支出できません（当該年度の交付金より当該年度の活動に要した経費の総額が上回り、当該年度の活動に要した経費の支払いに不足額が生じた場合、この不足額は対象組織の自己負担となります）。

また、事業計画に定める活動期間中において、当該年度の残額に次年度以降の使用予定がある場合、この残額を次年度以降に持ち越して使用することができます（当該年度の残額は、次年度以降の使用予定がない場合、この残額は利息を含めて市町村に返還となります）。

ただし、事業計画に定める活動期間終了年度末に残額が生じた場合、原則として、この残額は利息も含めて市町村に返還となります。

(2) 会計年度

会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までです。

活動に要した経費は、活動の実施に係る当該年度中（4月1日から翌年の3月31日）に支払うことが原則です。

2 書類等の保存・管理について

(1) 書類・帳簿の備付け及び書類の保存

次に掲げる書類及び帳簿は、活動組織の事務所に備え付けます。

また、これらの書類は事業終了年度の翌年度から5年間保存します。

[活動組織]

- ① 活動組織規約
- ② 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- ③ 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿及び財産管理台帳
- ④ 交付金の交付から実施状況報告書に至るまでの申請書類及び承認書類
- ⑤ その他代表が必要と認めた書類

[広域活動組織]

- ① 広域協定書
- ② 委員会規則
- ③ 委員の氏名及び住所を記載した書面
- ④ 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- ⑤ 交付金の交付から実施状況報告に至るまでの申請書類及び承認書類
- ⑥ その他代表が必要と認めた書類

(2) 物品の管理

活動組織が購入又は借り入れた器具、備品及び資材については、減失及びき損のないよう、適正に管理してください。

なお、購入した器具、備品（金額に関係なく、長期間使用する機械、器具、備品）については、その都度、備品台帳に整理してください。

(3) 物品の購入

50万円以上の物品の購入については、複数社から見積書を徴収してください。なお、購入先以外からの見積書の徴収が困難な特殊な事情（1社しか扱っていない等）がある場合は、金額の妥当性を証明できるもの（新聞広告、カタログ等）でもよいこととしますが、購入先からの見積書は必ず徴収してください。また、5万円以上の物品の購入については、購入先から見積書を徴収してください。

3 資金の取り扱い等について

(1) 資金

預貯金通帳の保管者は、印鑑の管理者と別にします。

また、活動組織の自己資金及び別途資金については、交付金の預貯金と別に管理します。資金の支出者は代表となります。

(2) 金銭出納の明確化

活動組織の会計は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にします。

(3) 金銭の収納

金銭を収納したときは、領収証を発行します。

また、金融機関への振込の方法により入金するときは、入金先の要求がない場合、領収証を発行しません。

(4) 領収証の徴収

金銭の支払いについては、受取人の領収証を徴収します。

ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシートをもって領収証に代えることができます。なお、領収証等に品名及び数量等の記載がない場合は、メモしてください。

また、金融機関への振込の方法により支払いを行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができます。

なお、領収証等の整理について、参考までに「領収証等整理帳」を記載しております。

また、構成員への日当等の支払については、活動参加者の氏名、活動月日、活動内容、活動時間、支払額を明記した活動明細書（参加者名簿など）に参加者の押印又はサインをもらうことによって、領収証に代えることができます。

なお、構成員への日当等を構成団体の代表等に一括して支払うことはできませんが、その場合、一括して受け取った構成団体の代表者等から領収証のほか、一括して支払った構成団体の代表者等が構成員に支払いを行った際に押印又はサインをもらった活動明細書（参加者名簿など）を徴収します。

(5) 資金の使途

交付金の使途について、主な内容は次のとおりです。

【日当】

活動参加者に対して支払った日当（総会に出席した構成員への日当については、交付金の対象となりません。）

【外注費】

補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、土地改良区等への事務の外注費など

【その他】

資材（碎石、砂利、セメントなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など

技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など

また、活動参加者への日当等については、構成員の合意により単価表を作成すると共に、その単価に基づき支払いを行ってください。

なお、農村公園、公民館等の保安全管理活動及び林地、里山の保安全管理活動そのものを目的とした活動は対象外となります。

(参考)

領収証等整理帳

※レシートの余白に活動組織名
を記入して下さい。

※交付金が交付されるまで、自己資金より支払いを
行ったため、交付金から自己資金に戻し入れた場合

領 収 証	1
〇〇地域資源保全会 様	
¥10,000-	
但し、傷害保険料 として	
令和〇年5月15日	
(株) 〇〇〇〇 印	

【自己資金戻入日】令和〇年5月31日

〇〇〇保全会 2
〇〇〇〇〇(株)

令和〇年6月25日 9:10

お茶	
単110 10個	¥1,100
小計	¥1,100
.....	
合計	¥1,100
(内消費税	100)
お預かり	¥2,000
お釣り	¥900

【立替金受領日及び受領者】

令和〇年6月30日 代表 〇〇〇〇 印

領 収 証 3

〇〇地域資源保全会 様

¥10,000-

但し、事務用品代 として

令和〇年7月15日

(株) 〇〇〇〇 印

【内訳】

コピー用紙 1箱
プリンターのインク 3個

振込金受取書(兼手数料受領書) 4

ご指定日 令和〇年9月10日

お振り込み先 〇〇銀行〇〇支店 普通預金 〇〇〇〇〇

金 額 70,000円

お受取人 (フリガナ) 〇〇〇〇〇〇〇

(おなまえ) (株) 〇〇〇〇〇

(おところ) 〇〇〇〇 手数料 〇〇〇円

ご依頼人 (フリガナ) 〇〇子(ケン)株式会社

(おなまえ) 〇〇地域資源保全会 〇〇農業協同組合

(おところ) 〇〇〇〇 〇〇支店

【商品名・内訳等】

砂利代

領 収 証 〇

〇〇地域資源保全会 様

¥〇〇,〇〇〇-

但し、〇〇〇〇 として

令和〇年〇月〇日

(株) 〇〇〇〇 印

領 収 証 30

〇〇地域資源保全会 様

¥10,000-

但し、コピー代 として

令和〇年3月30日

(株) 〇〇〇〇 印

【支出内訳】

交付金 9,500円、自己負担 500円

4 決算、監査及び総会について

(1) 決算

決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納帳、事業報告書及び財産管理台帳を、規約に定めた日までに監査役に提出します。

(2) 監査

監査役は、監査資料（金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳など）を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、規約に定めた日以内に総会の承認を受けることとします。

(3) 総会の開催

通常総会は、毎年度1回以上開催します。

臨時総会は、次に掲げる場合に開催します。

- ① 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。なお、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集します
- ② 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき
- ③ その他代表が必要と認めたとき

いずれの総会も、構成員現在数の過半数の出席（委任状含む）がなければ成立しません。なお、総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知します。

(4) 総会の権能

総会は、次に掲げる事項を議決します。

- ① 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること
- ② 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること
- ③ 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること
- ④ 活動組織規約の制定及び改廃に関すること
[広域活動組織の場合：規則の制定及び改廃に関すること]
- ⑤ その他組織の運営に関する重要な事項

(5) 総会の議決方法

総会の議決方法等については、次のとおりです。

- ① 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
ただし、出席は委任状をもって代えることができる
- ② 総会においては、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない
- ③ 総会の議事は、特別議決事項を除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する

【若しくは】

総会の議事は、特別議決事項を除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長が決する

- ④ 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知する

(6) 特別議決事項

次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とします。

〔活動組織〕

- ① 規約の変更、② 活動組織の解散、③ 構成員の除名、④ 役員の解任

〔広域活動組織〕

- ① 規則の変更、② 役員の解任、③ 協定参加団体の除名、④ 協定の変更又は廃止

ただし、広域活動組織において、上記③及び④については、全員一致による議決を必要とする。なお、③協定参加団体の除名は、当該参加団体の代表を除く委員の一致による議決とする。

総会の開催、議決に当たっての留意点

- ・総会は、規約に基づいて行われます。規約制定時に構成員で話し合い、総会の議決方法等について地域の事情に応じて適切に定めて下さい。
- ・採決にあたっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を把握し、議決の可否を確認して下さい。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録して下さい。
- ・総会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料ともなりますので、適切に記録し、5年間保管して下さい。
- ・総会を欠席された方へも、記録を书面配布するなどにより、総会の議決事項の周知を行ってください。

5 抽出検査について

多面的機能支払交付金実施要領第1の10及び第2の11に基づき、毎年度、活動組織の中から抽出して証拠書類等について、東北農政局による抽出検査が行われます。

6 実施状況報告等に伴う現地確認について

活動組織より提出される実施状況報告書及びこれに添付する書類に基づき、市町村は書類等の審査及び必要に応じて現地確認を行います。

現地確認には、活動組織の構成員の立会いが必要となりますのでご協力ください。

7 活動組織の自己評価について

多面的機能支払交付金の効果的な取組を支援するため、活動組織による自己評価及び市町村による評価の仕組みが導入されています。

8 中間確認について

毎年度、市町村による中間確認が行われます。
なお、主な確認事項は次のとおりです。

■ 活動記録

- ① 活動記録が整理されているか
- ② 活動実施日時が記入されているか
- ③ 活動参加人数が記入されているか

■ 金銭出納簿

- ① 金銭の出納は、金銭出納簿により行い、日付順に整理されているか
- ② 他の事業と区分して経理が行われているか
- ③ 支出費目の欄に金額が記入されているか
- ④ 支出が同一日でも費目が異なる場合は分けて記入されているか
- ⑤ 支出費目が正しく分けられているか
- ⑥ 領収証（レシート、振込証明）番号が記入されているか
- ⑦ 活動実施日や支出額など活動記録と整合がとれているか
- ⑧ 「残高」欄の計算は合っているか
- ⑨ 金銭出納簿の残高と預金通帳の残高は合っているか
- ⑩ 交付金の使途に不明な点はないか

■ 領収証

- ① 領収証（レシート、振込証明）は全てあるか
- ② 領収証（レシート、振込証明）に日付が記入してあるか
- ③ 領収証の宛先は活動組織名になっているか
- ④ 領収証（レシート、振込証明）に商品名等の内訳が記載されているか
- ⑤ 領収証（レシート、振込証明）に通し番号が記入されているか
- ⑥ 領収証（レシート、振込証明）番号及び金額・人数等が金銭出納簿と一致しているか
- ⑦ 日当支払いの領収証（参加者名簿等）に参加者の押印又はサインがあるか

■ 総会（決算及び監査）

- ① 活動組織の会計及び監査が、総会等において適正に実施されているか（総会資料等が整理されているか）
- ② 総会等の設立要件（出席者など）は満たされているか
- ③ 総会等の議決事項について、構成員全員に周知を行っているか

■ その他

- ① 外注（委託）や高額な購入がある場合、見積書、契約書、納品書、請求書等が整理されているか
- ② 取得した財産等がある場合、適切に保管及び台帳に記載されているか
- ③ 市町村や土地改良区等の施設に係る更新等により財産を取得した場合、市町村や土地改良区等に対して譲渡が行われているか

2. 令和7年度に事業計画の終期を迎える組織の注意事項

令和3年度を始期とする活動計画となっている組織については、令和7年度に事業計画の終期を迎えることになります。

令和8年度以降も継続して活動に取り組む組織や令和7年度をもって活動を終了する組織があると思いますが、事業計画の終期を迎えるにあたり、以下の事項について適切にご対応ください。

1. 地域資源保全管理構想の策定

令和7年度に事業計画の終期を迎える組織は、令和7年度中に『地域資源保全管理構想』を策定する必要があります。

2. 事業費の精算

多面的機能支払交付金において、「対象組織は、事業計画に定める実施期間終了年度末に残額が生じたときは、当該残額を市町村長に返還するものとする。ただし、実施期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、農地維持活動、資源向上活動を継続する対象組織については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく農地維持支払交付金及び資源向上活動に係る交付金の経理に含めることができる。」とされております。

このことから、令和7年度に事業計画の終期を迎える組織については、年度末に農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金に残額が生じた場合、当該残額は市町村長に返還することとなります。

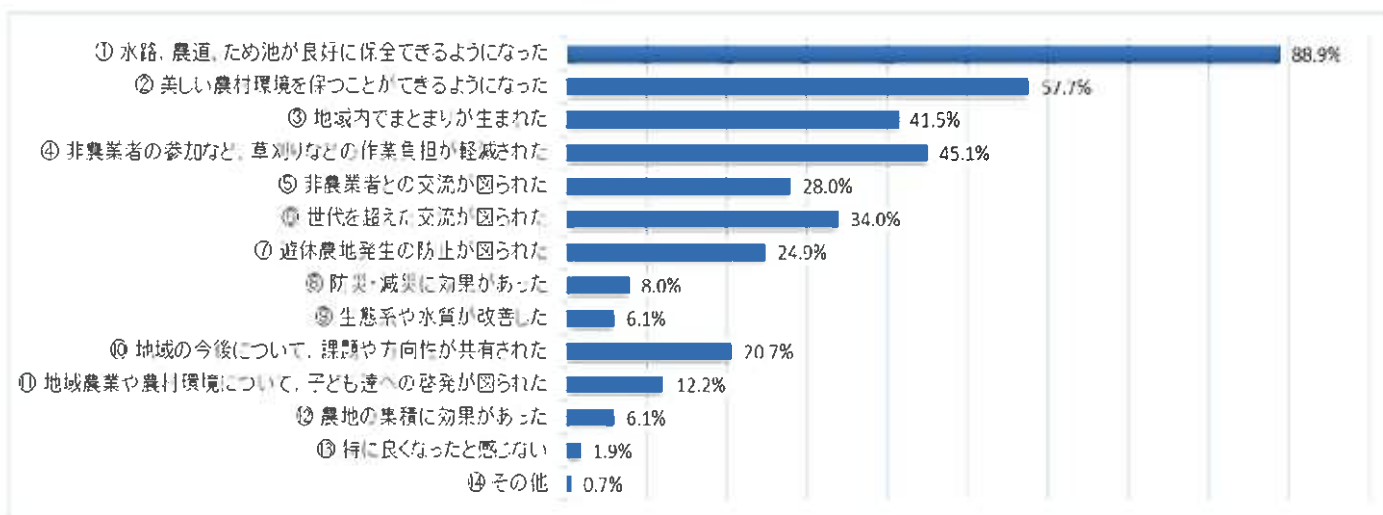
ただし、令和8年度以降も継続して活動に取り組む組織については、令和8年度に農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金が交付されるまでの間に真に必要な金額について精査を行い、必要最小限の金額のみ（年度交付額の3割まで）を令和8年度に持越しすることができます。なお、明確な支出予定のない交付金については、市町村長に返還することとなります。

3. 事業計画の再認定

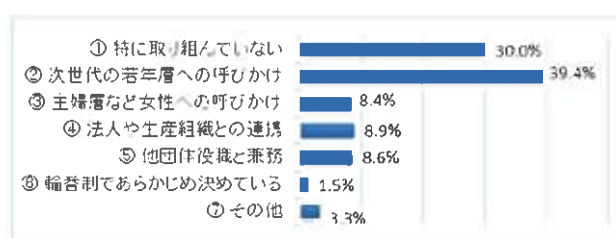
令和8年度以降も継続して活動に取り組む組織にあっては、新規組織と同様、新たに事業計画の認定を受ける必要があることから、活動組織の総会で再認定の議決を経て必要な書類を整え、令和8年度4月早々に市町村長へ申請してください。

令和6年度 実施状況アンケート調査結果（一部抜粋）

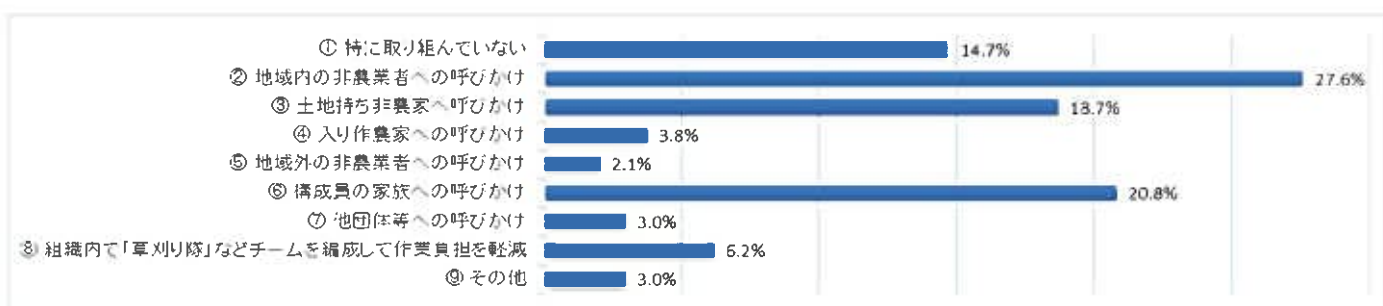
- 1 多面的機能支払交付金事業に取り組んだことにより、地域で「良くなった」と感じるものがあれば教えてください。



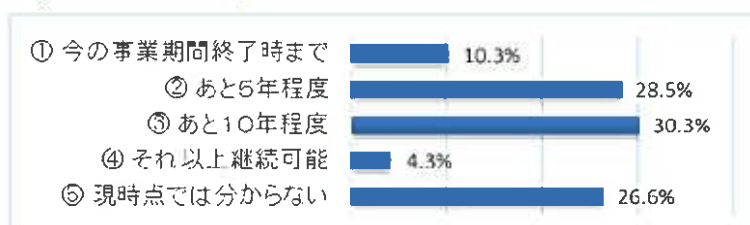
- 2 貴組織でリーダー（代表、庶務、会計などの役員）育成に取り組んでいる事、工夫している事などがあれば教えてください。



- 3 組織の継続のためには、参加者（構成員）の減少を抑えていく必要がありますが、貴組織で取り組んでいる事、工夫している事などがあれば教えてください。



- 4 貴組織が安定的に活動を継続できるのは、この先、およそ何年くらいまでと考えていますか。（1つだけ○）



女性の参画について

高めよう 地域協働の力！



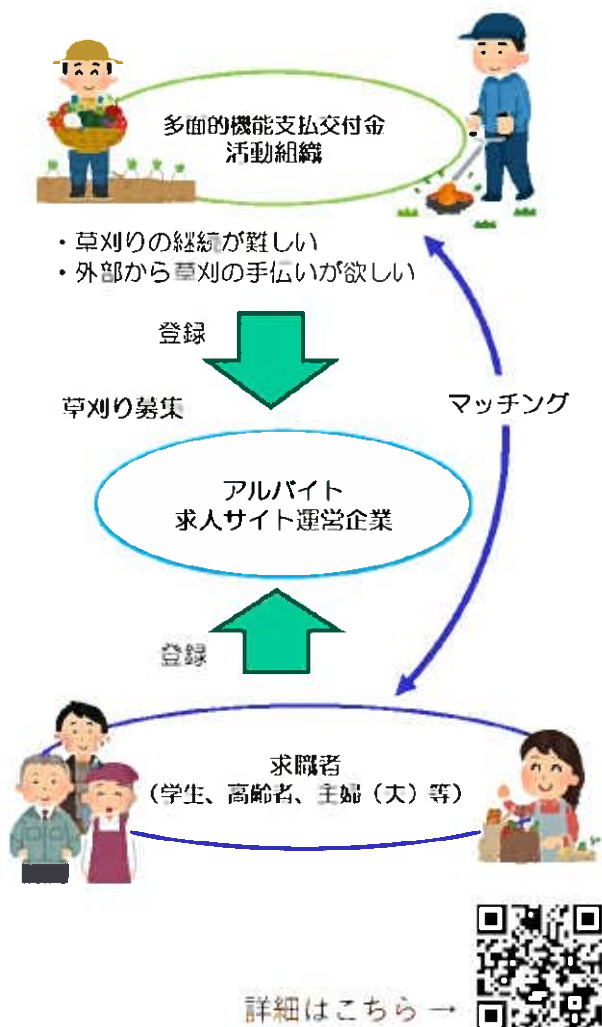
多面的機能支払の活動の進化に向けて 地域の女性の活躍の場を広げよう

地域における女性の活躍の推進は、現場に多様な価値観や創意工夫をもたらすため、多面的機能支払の活動において、女性の活躍を推進します。

※女性活躍加速のための重点方針2018（すべての女性が輝く社会づくり本部）

アルバイト求人サイト活用について

農林水産省では、多面的機能支払交付金との連携にご協力いただけるパートタイム労働者求人サイト運営企業から意見募集し、必要な情報をホームページに掲載しました！
活動組織の方は、免責事項等をご理解いただいた上で、活用をご検討ください！



パートタイム労働者が活動に参加するまでの流れ（一例）

- ① QRコードを読み取り、「1.趣旨」内の免責事項を確認する。
- ② 「2.とりまとめ内容」から、求人サイト情報を確認する。
- ③ 留意事項等を確認したうえで、求人サイトに登録する。
- ④ 求人サイトの規約に基づき、求人サイトに登録し、活動を行う人材を募集する。
- ⑤ マッチング
- ⑥ マッチング後は、求人サイトの規約に基づき、求職者が活動に参加する。

多面的機能支払交付金におけるパートタイム労働者求人サイト運営企業との連携免責事項等について（一部抜粋）

第3 免責事項

- 1 農林水産省は、運営企業から提出された様式に基づき農林水産省ホームページに公開した情報を農業者等が利用することで発生した紛争や損害等に対し、一切の責任を負わないものとします。
- 2 運営企業が農林水産省に誤った事項又は不正確な事項を記載した様式を提出した場合、農林水産省は当該事項に従って当該運営企業を扱えば足り、そのことによって生じた損害について責任を負いません。
- 3 農林水産省は、農林水産省ホームページの公開中止によって生じるいかなる損害等についても、責任を負わないものとします。

動画の紹介について



多面的機能支払交付金について 分かりやすく解説した動画

活動組織の体制強化や、推進組織の業務効率化・省力化に貢献できるよう多面的機能支払交付金に係る研修教材用動画を作成しました。
多面支払に係る新規担当者や活動組織に向けた説明会等でご活用ください。

多面的機能支払交付金利用の手続 (動画：14分)

多面的機能支払交付金の交付を受けるにあたって、活動の手順や申請書類などについて解説した動画です。



多面的機能支払交付金でできること (動画：18分)

多面的機能支払交付金を活用して、どのような共同活動に取り組むことができるのかを解説した動画です。



多面的機能支払交付金活動組織の 広域化のすすめ (動画：20分)

最上町広域協定の事例をもとに関係者へのインタビューを行い、広域化のプロセスを解説した動画です。



**いずれも動画で見ることができます！
ぜひQRコードを読み取ってご覧ください！**

多面的機能支払メールマガジン

農村ふるさと保全通信

月1～2回程度配信しています。
ぜひ、登録してください！

多面的機能支払の活動組織の紹介や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

【配信申し込み】

配信を希望される方は、以下のアドレスまたはQRコードから登録ください。
(<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>)



多面的機能支払交付金のロゴマークについて

多面的機能支払交付金については、全国で約2万6千の組織において取り組まれているところですが、その活動や意義について関心を高め、活動の輪を広げることを目的として、ロゴマークやキャッチフレーズを活用しています。

本ロゴマークの詳細及び使用方法等については、以下の「多面的機能支払交付金のロゴマークの決まり」に示すとおりであり、本交付金の活動に関わる組織・団体及び個人において幅広く活用して頂きたいと考えています。

多面的機能支払交付金のロゴマーク使用の決まり

（目的）

第1条 この決まりは、「多面的機能支払交付金」の活動や意義について関心を高め、活動の輪を広げることを目的として、多面的機能支払交付金のロゴマークを定め、その使用について必要な事項を示すものです。活動内容の紹介や広報などの発信の機会には、ぜひロゴマークをご活用ください。

（ロゴマーク）

第2条 多面的機能支払交付金のロゴマークは、別紙に掲げるものとします。

（ロゴマークの使用者）

第3条 ロゴマークの使用者は、次に掲げる者とします。

- （1）多面的機能支払交付金の活動組織又は広域活動組織
- （2）国、都道府県及び市町村
- （3）推進組織
- （4）上記の他、多面的機能支払交付金の活動に関係する者

※「ロゴマーク」等のご使用、「別紙」の内容については、当協議会ホームページをご覧ください

（ロゴマークの表示方法）

第4条 ロゴマークの表示方法は、次によるものとします。

- （1）ロゴマークは、別紙の基本デザインを縦横の比を固定して縮小又は拡大して使用するものとし、カラー表現も別紙によって下さい。
- （2）ロゴマークの上に他の図形、文字等を重ねないで下さい。

（キャッチフレーズ）

第5条 多面的機能支払交付金のロゴマークと併せて使用できるキャッチフレーズ及びその標準的な文字デザインは別紙に掲げるものとします。

2 キャッチフレーズの使用及び文字デザインについては、特に制約はありません。

（ロゴマークの使用停止等）

第6条 この決まりに反する不適当な使用があった場合は、農林水産省多面的機能支払推進室はその使用者にロゴマークの使用の停止等の指示をすることが出来るものとし、当該使用者はその指示に従って下さい。

<ロゴマーク画像>



<キャッチフレーズ画像>

高めよう 地域協働の力！

<意味>

中央の多面体は農業・農村の有する多面的機能を体現し、それを囲む両手は多面的機能支払の地域共同活動の手でそれを守っている様子を表しています。

また、中央の多面体の各色は、それぞれ以下のとおり多面的機能支払の活動で守っている農地・水的情景を表しています。地域の農作物や地域資源に合わせて、多様に解釈してください。

農業・農村の多面的機能とは

- 農業の多面的機能とは、『国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能』
 (食料・農業・農村基本法第3条)
- 農業の多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるためには、農業の持続的発展とその基盤である農村の振興に努める必要(同法第4条、5条)

多面的機能の分類 (日本学術会議)

1 物質循環系の形成

- 1) 水循環制御
 - ・洪水防止(ア)
 - ・土砂崩壊防止(イ)
 - ・土壌侵食・流出防止(ウ)
 - ・河川流況の安定(エ)
 - ・地下水かん養(オ)
- 2) 環境負荷緩和(カ)

2 二次的自然の形成・維持

- 1) 生物多様性保全(キ)
- 2) 土地空間保全(ク)

3 地域社会・文化の形成・維持

- 1) 地域社会の振興
- 2) 伝統文化の保存(ケ)

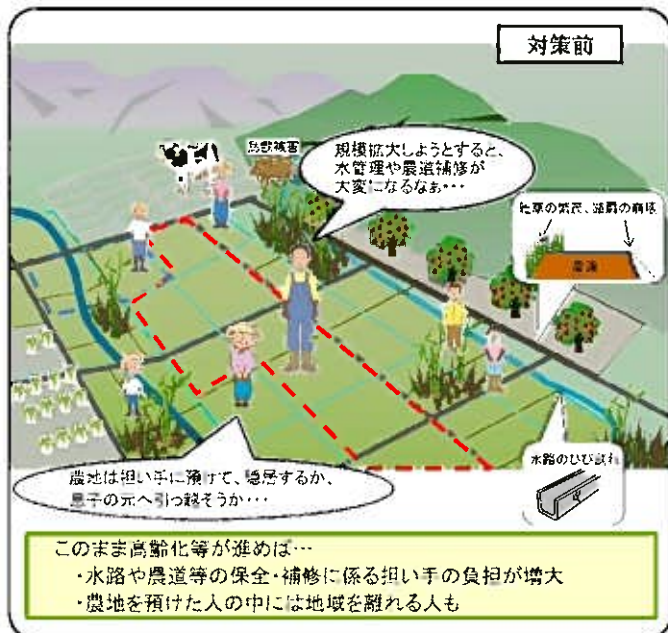
4 都市的緊張の緩和

- 1) 人間性の回復・保健休養・やすらぎ(コ)
- 2) 体験学習と教育(サ)

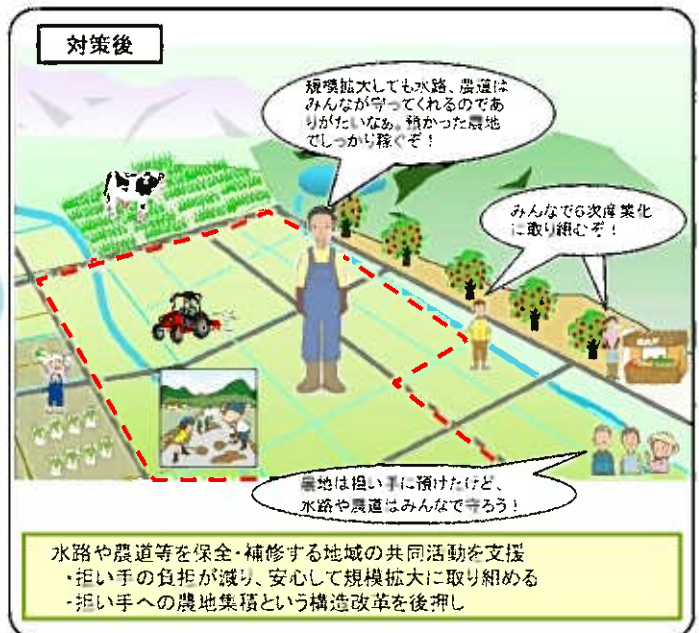
多面的機能のイメージ



対策前



対策後



多面的機能支払の導入

農業の多面的機能は、これまで集落の人々が無償で水路、農道を守ることで維持

高齢化、人口減少により集落活動が低迷

都市では、道路や水路の管理費用は自治体が負担



水路の泥上げ



道普請

- 多面的機能を維持・発揮
- 担い手を支える集落共同活動や担い手以外の人達を含めて6次産業化、都市との交流で地域が活性化

農産物の加工・販売



農村振興リーダー研修のお知らせ



会場 宮城県土地改良会館 5階 大会議室

〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-2-8

多面的機能支払交付金制度の活動回体のための研修です



「ワークショップでは、他の活動同組織から参加された方とグループになって、お互いの活動の課題について意見交換を行い、テーマに沿って組織の中での話し合いや活動計画の作り方を楽しく学んでいきます。」

NPO 法人 TEAM 三陽

代表 筒井 義高

参加申し込みの方法は、令和6年度農村振興リーダー研修のご案内をご覧ください

農林水産省担当者による
多面的機能支払交付金の
最新の制度解説

活動組織の広域化のため
の座学

コミュニティの合意形成のため
の話し合いや計画づくりを
体験するワークショップ

多面活動組織のリーダーに
よる活動内容報告

交付金制度に携わる行政
等の方にも役立つ内容

主催

全国農村振興技術連盟

〒104-0004 東京都港区
新橋 5-34-4 農業土木会館

TEL 03-3434-5407

FAX 03-3578-7176

<https://www.n-renmei.jp/>